

学位研究 第18号 平成16年3月（論文）

[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

学生の流動化と学士課程教育

—全国大学調査にみる編入学，単位認定，学生交流と支援体制の実態—

Impact of Student Mobility on Undergraduate Education in Japan:
Findings of a Survey on Bachelor Degree Programs

吉川 裕美子，濱中 義隆，林 未央，小林 雅之

YOSHIKAWA Yumiko, HAMANAKA Yoshitaka, HAYASHI Mio and KOBAYASHI Masayuki

Research in Academic Degrees, No. 18 (March, 2004) [the article]

The Journal on Academic Degrees of National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

1. 学生の流動化と学士課程教育	5
2. 量的側面からみた編入学の動向	11
2.1 はじめに	11
2.2 編入学制度および先行研究のレビューと調査の設計	13
2.3 出身学校別の編入学者数	15
2.4 編入先大学の特徴からみた編入学フローの特徴	16
2.5 大学の受け入れ体制と編入学フローの関係	21
2.6 まとめと含意	27
3. 編入学者に対する既修得単位の認定	30
3.1 編入学における単位制度の役割	30
3.2 既修得単位の認定方法	30
3.3 包括認定方式の実施率	31
3.4 認定単位数の上限	34
3.5 単位認定される授業科目	36
3.6 包括認定の意義の再考	37
3.7 まとめ—既修得単位の認定について—	39
4. 単位互換制度の現状	41
4.1 単位互換制度の変遷	41
4.2 単位互換協定の類型	42
4.3 単位互換の実施状況	45
4.4 まとめ—単位互換制度の問題点—	50
5. 国を越えた学生の移動と単位互換	53
5.1 留学生政策の新段階	53
5.2 国を越えた学生移動の現況	53
5.3 国際交流協定と学生移動の関係	56
5.4 留学協定にもとづく単位互換の実施状況	59
5.5 まとめ—留学に伴う学修上の課題と質の視点—	65
6. 流動化と学生支援制度	68
6.1 学生支援制度と流動化の促進	68
6.2 学生援助制度の設置状況	69
6.3 財政援助の対象者数・受給額・受給率	79
6.4 流動化率・留学生率と学生支援制度の関連	86
6.5 流動化の促進のための学生援助制度の問題点と課題	88
6.6 知見のまとめと政策的インプリケーション	98
7. 総括	101
ABSTRACT	103

学生の流動化と学士課程教育

—全国大学調査にみる編入学，単位認定，学生交流と支援体制の実態—

吉川 裕美子*，濱中 義隆*，林 未央**，小林 雅之***

1. 学生の流動化と学士課程教育

吉川 裕美子，小林 雅之

本稿は，編入学，転学，留学などの学生の流動化によって学士課程教育に生じている変化と問題点を，高等教育機関間の学生移動とそれに対する支援体制の実態を明らかにしつつ，分析・検討することを焦点としている。

問題の背景

戦後の高等教育の趨勢は，一言でいえば「大衆化」であった。それは基本的には進学需要の拡大によるものだが，教育機会の供給側にも大きな変化があったことは見逃せない。多くの国で，高等教育機関が伝統的な「大学」と，それ以外の「大学」外の高等教育機関に分化したことはその一例である。こうした機関の多くは，伝統的な大学よりも修業年限が短く，実用的な職業準備教育に相対的な重点を置くという特徴をもっている。日本の短期大学，高等専門学校，専修学校専門課程，あるいは海外に目を向けるならばドイツの専門大学（Fachhochschulen），フランスの大学付設技術短期大学部（IUT）などがその代表的な例として挙げられよう（cf. 阿部・金子，1990）。

一方，教育機会に対する需要の拡大は，個人の就学行動の変化として現われている。中等教育修了後の直接進学ばかりでなく，いったん職業に就いた後に離職し，あるいは就業しながら就学したり，さらには非伝統的な高等教育機関の卒業者が伝統的な「大学」に入学しなおすなど，多様な就学行動が生じている。

このような高等教育機会をめぐる需要と供給の変化は，大学の学士課程教育にも影響を及ぼさずにはいない。金子（2003，pp.8-9）は，近代的な学位制度には，安定性・普遍性，体系性・一貫性，総合性・重層性，という三つの特性があると指摘している。学位制度が一種の信用，あるいは貨幣の役割を果たすためには，学位に対応する高等教育機関の教育課程が明確に定義されていること，またそれが教育機関を通じて実施されていることが，何らかの形で強制され，保証されていることが必要である。しかし，編入学や留学によって学生が複数の高等教育機関を移動するとき，それは学士の学位取得に至る教育課程を，断片化して学習することを意味する。そもそも従来の大学教育は，固有の教育理念と目標のもとに構成されたカリキュラムを，一貫した在学のもとに履修することを前提としてきた。それが学士の学位を授与するための要

* 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 助教授

** 東京大学大学院 教育学研究科 大学院生

*** 東京大学 大学総合教育研究センター 助教授

件だったといえる。ところが、上述したような学生の就学行動の変化、すなわち流動化は、こうした体系的・一貫性に重要な問題を生じさせることになる。

編入学の拡大

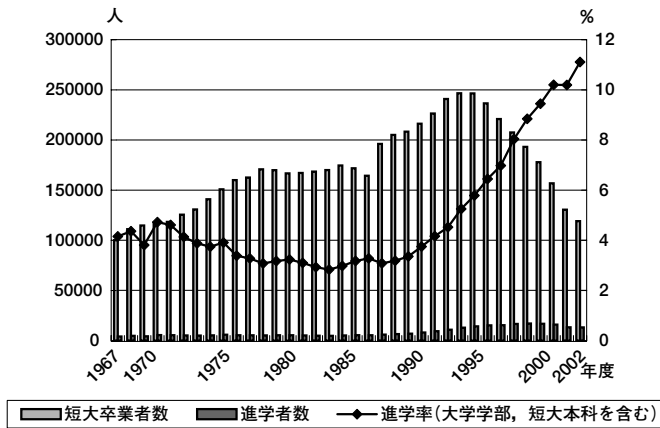
ここで日本の大学外高等教育機関から大学への移動、すなわち編入学の制度的背景について概観しておこう。大学への編入学については昭和30年代後半に学校教育法上に規定が設けられ、短期大学および高等専門学校を卒業した者に、大学の途中年次への入学が認められた。だが、こうした規定は当初、欠員が生じた際に適用されるにすぎなかった。編入学が組織的に行なわれるようになったのは、昭和40年代後半から国立大学の工学部において、高等専門学校からの編入学を推進するために定員が拡充されたことによる。さらに高等専門学校卒業者の第3年次編入を主たる対象とする、長岡、豊橋の両技術科学大学が昭和51（1976）年に開学し、昭和53年度から学生を受け入れた。その一方で、短期大学から大学への移動は、きわめて狭い門にとどまっていた。短期大学からの編入学は、主に併設する大学がある場合に限られ、しかも欠員補充が理由とされていた。

こうした状況に転機をもたらしたのは、平成3（1991）年の大学設置基準の改正、いわゆる大綱化である。この改正は、必要専任教員数および必要校舎面積の基準を、入学定員にもとづく方式から、途中年次の編入学定員も含めた学部全体の総学生定員である収容定員にもとづいて算定する方式に改め、結果として各大学が編入学定員を設定しやすくなるようにした。これは、短期大学、高等専門学校から4年制大学への編入学の要望が高まってきたことを受けての措置とされる（文部省、1995）。他方、専修学校専門課程の卒業者についても、平成10（1998）年に学校教育法が改正され、修業年限2年以上で総授業時数1,700時間以上の課程を修了した者に対して、大学編入学の道が開かれた。

以上のような法制上の変化を受けて、短期大学、高等専門学校から大学への編入学は拡大してきた。図表1-1、1-2は短期大学および高等専門学校の卒業生数と、進学率の推移をそれぞれ示したものである¹。こうした大学外高等教育機関からの進学率は、高専では1980年代後半から、短大では1990年代に入って上昇し始め、2002年度には短大卒業生の約1割が大学等へ、高専卒業生では27%が大学への進学を選択している。ただし詳細にみれば、短大からの進学率の伸びは1990年代後半に始まる卒業生数の減少が一つの要因をなしているのに対して、高専卒業生の進学率の伸びは進学者数の増加によるものである。

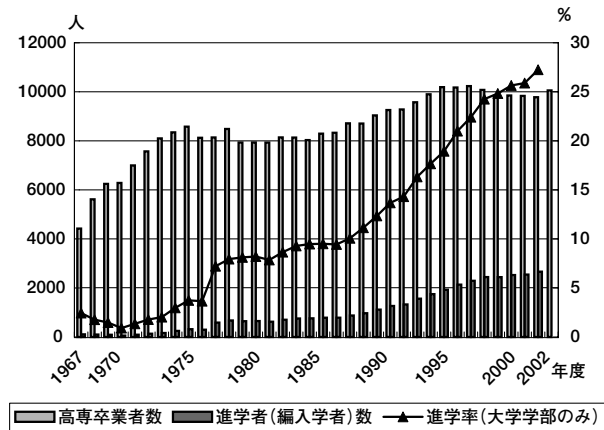
1993年以降の18歳人口の減少が最も大きな影響を及ぼしたのは、短期大学であったといつてよい。18歳人口の減少にともなって、1990年代には高等教育進学者数は大きく減少することが予測されていたが、現実には減少幅は小さかった。その理由は、高校生の進学行動が変化したからである。図表1-3に示すとおり、短大への進学については1990年代後半以降に減少の傾向がみられたが、それは4年制大学あるいは専修学校に移行したためであり、4年制大学進学者数は1990年代初頭の50万人前後から2000年頃までには60万人に増加している。

このような高校生の進学行動の変化は、短大卒業後の編入学者数の規模にも変化をもたらしている。大学学部への編入学者数を大学の1年次入学者数で除した比率（以下、編入学者率とよぶ）を用いて推移を辿ってみると（図表1-4）、短大から大学への編入学者率は1990年代に大きく上昇した。4年制大学への進学を希望しながら短期大学に入学していた者が、卒業後に編



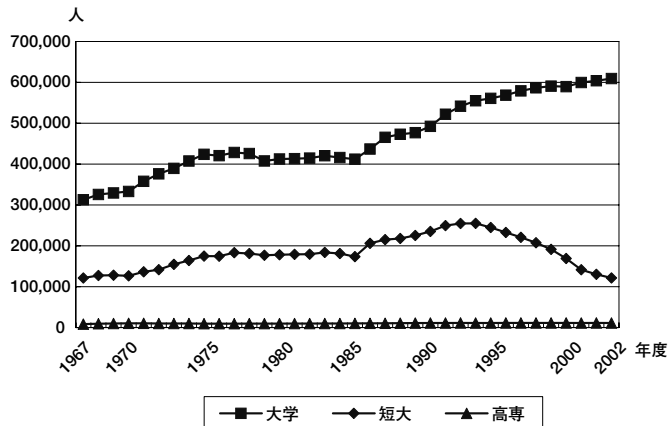
出所：『学校基本調査報告書』各年度版から作成。

図表 1-1 短期大学卒業生数と進学率の推移



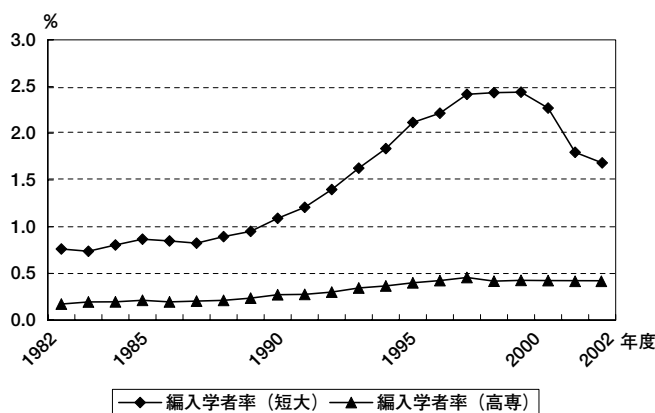
出所：『学校基本調査報告書』各年度版、『平成15年度全国短期大学高等専門学校一覧』から作成。

図表 1-2 高等専門学校の卒業生数と大学進学率の推移



出所：『学校基本調査報告書』各年度版から作成。

図表 1-3 高等教育進学者数の推移



出所：『学校基本調査報告書』各年度版から作成。

図表1-4 短期大学・高等専門学校から大学への編入学者率の推移

入学という形で4年制大学への進学を果たしたためだと考えられる。だが、1990年代中頃からは高等教育全体への進学需要が減少してきたために、4年制大学の収容力が相対的に拡大し、それまで4年制大学への潜在的入学希望者で短期大学に入学していた者が直接4年制大学に入学することが可能になった。2000年以降に短期大学からの編入学者率が低下しているのは、そうした進学行動の変化によって説明されよう。

しかしながら、前述の進学率の伸びが表すように、大学への編入学が短期高等教育機関の卒業生にとって進路の一つとして定着してきたことは疑いない²。しかも今後想定されるのは、編入学の形態が多様化することである。短大、高専、専門学校から直ぐに大学に進学する者のほかに、一度就職した後に進学する者、あるいは大学を卒業した後に他の大学や専門学校に進む者というように、高等教育機関間の学生の流動化はすでに多様な形で現われ始めている。こうした傾向は、一方で高等教育への進学率が高まり、他方で知識社会化、グローバル化により社会経済状況が変化する中で、ますます強くなっていくであろう。

全国大学調査の概要

以上のように日本においても学生の流動化は確実に広がりを見せている。しかし、こうした巨視的な変化が個々の大学にどのような影響を与え、いかなる問題を生じているかについては先行研究・調査に乏しく、その実態は明らかでない。編入学の実施に際して個々の大学はどのような要件を設け、受け入れ態勢を整備しているのか。また、編入学者がすでに行なった履修経験（具体的には短大・高専等での学修）をいかに認定し、大学での学士取得に至る学習過程とどのように整合性をもたせているのであろうか。

このような問題関心から、平成14（2002）年に「学生の流動化の実態と支援体制に関する調査」を企画し、全国の国公私立大学の全学部（昼夜間別）に対して10～11月に自計式アンケート調査を実施した。調査票は各大学の本部宛に全学部の調査票を郵送し、学内で担当部署に配付していただいた。本調査の有効回答数、回収率は図表1-5のとおりである。文部科学省『学校基本調査報告書』を用いて可能な項目について集計結果を確認したところ、学生数等いずれ

図表1-5 調査票の郵送数および回収数

		設置者				合計
		国立大学	公立大学	私立大学	特殊法人	
昼間	郵送数	387	145	1169		1701
	回収数	335	106	885		1326
夜間	郵送数	40	16	137		193
	回収数	38	11	94		143
通信	郵送数			40	1	41
	回収数			28	0	28
合計	郵送数	427	161	1346	1	1935
	回収数	373	117	1007	0	1497
	回収率	(87.4%)	(72.7%)	(74.8%)	(0.0%)	(77.4%)

も回収率とほぼ同じ割合をカバーしており、サンプルの代表性は確保されているものと考えられる。

本調査は、学部（学士課程）段階における学生の移動と支援体制に関する国内では初めての試みであり、質問項目は学生数など基本的なデータから、編入学制度、単位互換制度と単位認定、国際交流の状況、学生の流動化に対する支援体制（奨学金制度等）の整備状況など多岐に亘っている。そのためかなり大部な調査票となり、回答していただいた方々には多くの負担をおかけする結果となった。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。また、初めての試みであったために、調査の設計・内容に改善すべき点も明らかになった。これらの点は次の調査に活かしていきたいと考えている。

本稿の構成

以上の観点から、学生の流動化に伴う学士課程教育の変化と問題点を明らかにするのが、本稿の課題である。まず、国内の学生移動について、編入学に関する量的動向（林論文）を概観した後、既修得単位の認定（濱中論文）、単位互換制度（濱中論文）の各側面を分析する。次いで、国を越えた学生移動と単位互換の現状（吉川論文）を分析し、このような学生の流動化を促進する支援制度（小林論文）について検討する。

[注]

¹ 短期大学、高等専門学校卒業後の進学者数ならびに進学率を算出するにあたっては、以下の数値を用いた。

高等専門学校の卒業者に関しては、『全国短期大学高等専門学校一覧』に「高等専門学校卒業者の年度別大学編入学者数の推移」が掲載されている。これは各年度の高専卒業者数と大学への編入学者数（学部3年次又は2年次に編入学した者）を示したものである。この数値から、図表1-2に表すように、高専卒業後に大学学部に進学した者の数（編入学者数）と進学率を求めることができる。

一方、短期大学の卒業者については、卒業後に大学学部に進学（編入学）した者の数は統計

的に把握されていない。そのため短大卒業者の進学率の算出には、便宜的に『学校基本調査報告書』の「短期大学卒業後の状況」に掲載されている各年度の短大卒業者数と、「大学の学部、短期大学の本科」への進学者数を用いた。したがって図表1-1の進学者数ならびに進学率は、大学への編入学者のみならず、短大本科への再入学者も含んだ数値となっている。

なお、『学校基本調査報告書』は、昭和57（1982）年度から「学部別編入学者数」として、大学側が把握した短期大学、高等専門学校からの編入学者数を掲載している。この数値は過年度の短大・高専卒業者を含んでおり厳密な比較はできないが、短大卒業後の直接進学者のうち7～8割が大学学部へ編入していると推測される。この「学部別編入学者数」を用いて算出した短大から大学学部への編入学者数の推移と、図表1-1に示した短大から大学学部・短大本科への進学者数の推移は、ほぼ同じ傾向であることが確認できる。

² 専修学校専門課程から大学学部への編入学は、前述のとおり平成10（1998）年の学校教育法改正によって可能となった。その数は平成11年度の490人から平成14（2002）年度には1,807人に増加している（『学校基本調査報告書』各年度版）。2002年度の短期大学、高等専門学校からの編入学者数はそれぞれ10,255人、2,545人であったから、大学編入学者全体の1割強を専修学校専門課程からの編入学者が占めている。

[参考文献]

阿部美哉・金子元久，1990，『「大学」外の高等教育－国際的動向とわが国の課題－』広島大学
大学教育研究センター。

金子元久，2003，「流動的知識社会と学位制度」『学位研究』第17号，pp.3-23.

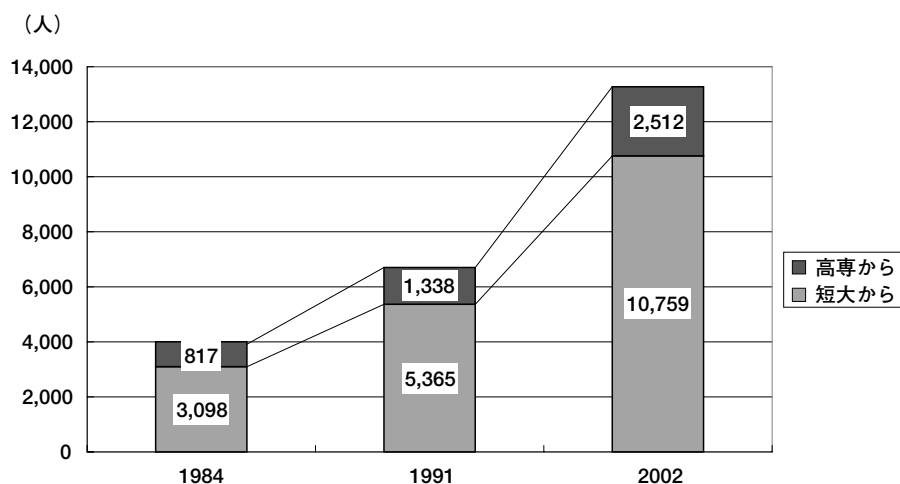
絹川正吉・館昭編，2004，『学士課程教育の改革』東信堂。

文部省，1995，『我が国の文教施策』平成7年度。

本稿は、「大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究」（平成12～14年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）研究代表者 吉川裕美子）の研究成果の一部である。

2.1 はじめに

第1章でも述べられたように、近年、高等教育段階中途での学生移動（すなわち、編入学）の増加が、高等教育をめぐる政策的議論の1つの重要な柱として各国で注目を集めている。EU加盟国間の学生移動の促進を企図したボローニャ宣言やプラハコミュニケなどはその代表的な例¹といえるが、このような国境を越えた移動でなくとも、教育の質を保ちつつ学生の流動化を保証するような高等教育システムのありかたが問われるようになってきている。日本においてもこうした流れは例外ではない。日本における編入学は欧米諸国とくらべていまだ小規模にとどまっており、移動促進のための制度も十分構築されていないと言われる²。しかしそうでありながらも、図表2-1に見るように、高等専門学校（以下高専）および短期大学（以下短大）から四年制大学（以下大学）に編入する学生数はここ10年ほどで急激に伸びている。1991年の大学設置基準改正以降、各大学が編入学者を受け入れやすくするためのさまざまな規制緩和も実施されており、編入学定員を設定する大学も増えてきている。



出所：文部科学省（文部省）『学校基本調査』昭和59年、平成3年、平成14年。

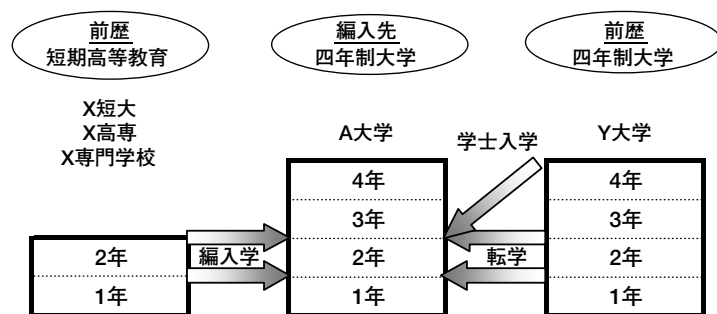
図表2-1 大学編入学者数（昼間・夜間計）の推移

このような状況においては、編入学の規模や編入のパターンの実態（どの機関からどの機関へ移動する学生が多いのか、移動のパターンはどの程度多様か）を明らかにする実証研究の蓄積が重要になってこよう。編入学における人の流れ（フロー）は、各大学や高等教育システム全体が取り組むべき政策課題（どのパターンの移動により門戸を開くべきか、移動の際、既得単位をどのような基準や方法で認定するのが望ましいか、といった問題）にも違いをもたらすと考えられるからである。しかしながら、こうした観点から編入学についての実証的検討を行った先行研究は少ない。本稿はこのような文脈を踏まえつつ、日本における編入学の実態を次

の3つの視点から実証的に把握する。

- ① 【出身学校別の編入学者数】 編入学者は、どのような機関から出てきているのか。その規模はどの程度か。
- ② 【編入先大学の特徴からみた編入学フローの特徴】 彼らはそれぞれ、どのような大学へと移動しているのか。その規模はどの程度か。
- ③ 【大学の受け入れ体制と編入学フローの関係】 大学側は編入学の受け入れをどのように実施しているか（編入学定員を設定するかどうか、どの機関からの編入学に受験資格を認めるか）。そうした受け入れ体制は、①②でみた編入学のフローとどのような関係にあるか。

なお、ここまで編入学という言葉を特に定義なく使用してきたが、本稿では出身学校にかかわらず、大学に途中年次から入学する形の移動すべてを編入学と呼ぶ。日本では「編入学」という場合、厳密には短期高等教育機関である短大・高専（1999年以降は専修学校専門課程（以下専門学校）も含まれる）から大学への移動をさす。大学間の学生の移動は「転学」とされ、法律上「編入学」とは区別されている。しかし、大学の途中年次への学生の移動という意味では「編入学」と「転学」の間に違いはなく、実際の「編入学」や「転学」の過程ではいずれも編入学と称されることが多い。加えて、先述の関心からは、どのような移動パターンであれ、高等教育段階中途での学籍移動すべてが今後の高等教育システムの方向性を論じるうえで重要だと考えられることから、本調査の分析では、「編入学」「転学」をまとめて編入学として扱う。具体的には、図表2-2に示すような移動パターンが編入学として取り扱われることになる。このように分析の幅を広げることは、これまで「転学」を除いた「編入学」しか扱われてこなかった公式統計の限界を補完する意味でも意義をもつものと考えられる。



図表2-2 編入学における学生の流れ

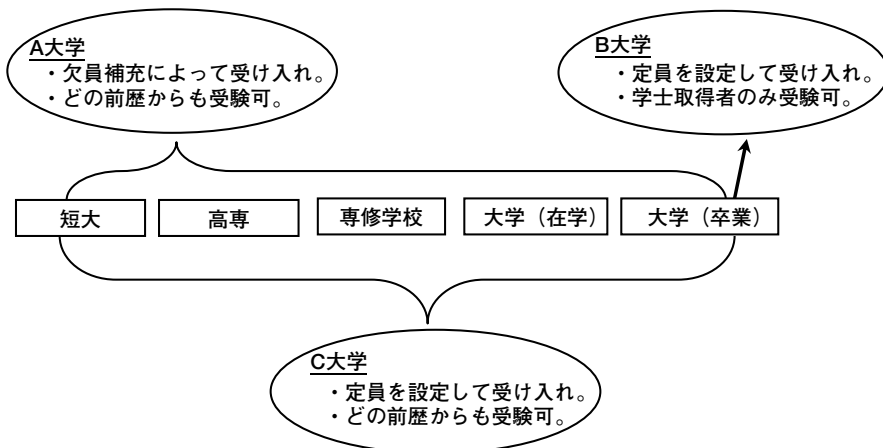
以下では、まず第2節で日本における編入学制度の概要と先行研究の状況を見た後、先述の①～③の課題を、それぞれ第3節、第4節、第5節において明らかにする。最後の第6節では、分析から明らかにされた編入学の布置状況を整理し、今後の編入学政策への含意を述べる。

2.2 編入学制度および先行研究のレビューと調査の設計

2.2.1 わが国における編入学制度

わが国では、学校教育法³により、短大、高専、専門学校の卒業者・修了者が大学に編入学できることが定められている。またいずれの場合にも、学校教育法施行規則⁴により、卒業・修了した期間の修業年限以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として当該大学に編入学できることが定められている。またこれらの規定により、他大学または同一大学の他学部を卒業した者も、学士編入学として通例大学に編入学を認められている。さらに、法令上転学として扱われている、他大学または同一大学の他学部⁵に在学する者の大学への編入は、学校教育法施行規則第67条により、教授会の議を経て学長が定めることができる、とされている。これらの規定により、前掲の図表2-2に示した形の編入学が可能となっている。

ただし、実際の編入学受け入れは、各大学の裁量により実施されている。図表2-3に示すように、編入受け入れ先は、編入学者の受け入れを定員設定と受験資格の設定によってコントロールすることができる。定員を設定するのか、それとも設定せずに欠員補充としての受け入れにとどまるのか。また、どの出身学校（出身学歴）からの受験を認めるのか。これらは個別大学の学則に定められ、実際の編入学受け入れは、この学則に従って行われる。



図表2-3 各大学の編入要件設定の例

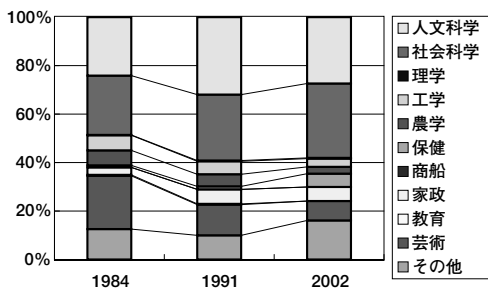
編入学の実態を明らかにするうえでは、以上に見たように、学校教育関連法や個別大学の学則により定められた枠のなかで編入学が行われていることを念頭におく必要がある。本稿が取り組む課題のうち③は、このような意図から設定されている。

2.2.2 既存の調査研究のレビューと調査の設計

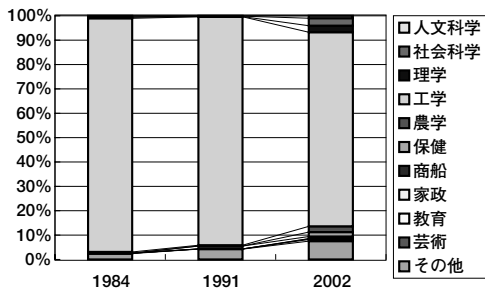
ここでは、先行研究および既存調査を、(1) 編入学者数の実態を扱ったもの、(2) 編入学制度や大学の受け入れ体制を扱ったものの2つに分けてレビューし、併せて本研究グループが行った調査の着目点を述べておく。

まず、(1) 編入学者数の実態を調べたものとしては、文部科学省『学校基本調査報告書』(以

下学校基本調査)が代表的である⁵。この調査は、時系列的な編入学者数の推移が追えるという特長をもつ一方、実態把握の範囲が狭く、また集計データであるために詳細な分析を行えない欠点をもつ。少し詳しく見ておこう。学校基本調査から得られる知見は大きく2点あげられる。第一に、すでに図表2-1で見たように、ここ20年ほどで短期高等教育機関からの編入学者の数が3倍以上に増えている、ということである。短大卒業者、高専卒業者、いずれについてもほぼ同じ伸び率で大学編入学者の数が増えている。第二に、編入学にあたって専攻を変えるケースが徐々に増えてきていると思われることである(図表2-4、2-5)。図表2-4①~④には大学編入学者数の編入先専攻の分布を、また図表2-5①②には短大・高専卒の進学者(大学への進学者や専攻科への進学者を含む)の出身専攻の分布を示したが、図表2-4①~④と図表2-5①②における専攻の分布は異なっている。そしてその分布の違いは年ごとに、とりわけ1991年から



図表2-4① 大学編入学者(昼間・短大から)の学科系統分布



図表2-4② 大学編入学者(昼間・高専から)の学科系統分布

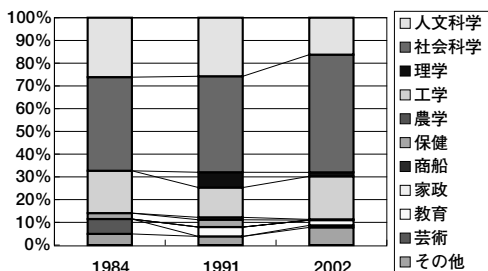


図2-4③ 大学編入学者(夜間・短大から)の学科系統分布

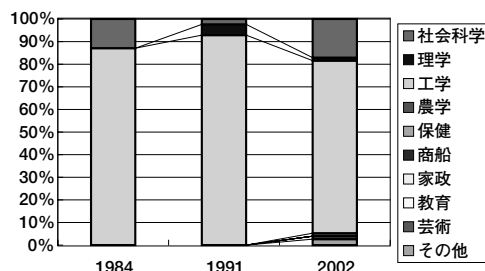


図2-4④ 大学編入学者(夜間・高専から)の学科系統分布

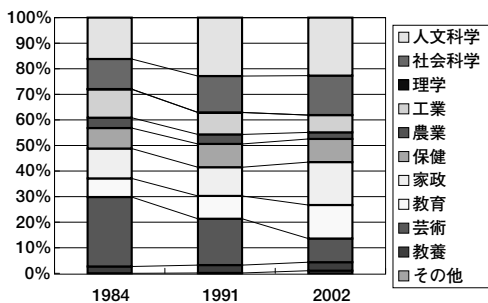


図2-5① 短大卒進学者の短大での学科系統分布

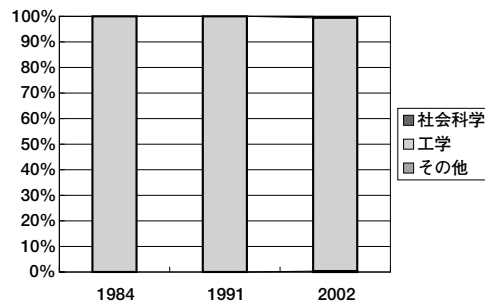


図2-5② 高専卒進学者の高専での学科系統分布

出所：いずれも文部科学省(文部省)『学校基本調査』昭和59年、平成3年、平成14年。

2002年にかけて広がっている。図表2-5①②には大学のみならず短大や高専の専攻科への進学者が含まれるため、そうした数を除けば専攻の分布差は縮まるかもしれない。しかし、いずれにしても専攻を変えて四年制大学に編入する学生が増えていることはうかがえよう。すなわち、学校基本調査からは、近年、学籍移動の規模拡大と移動パターンの多様化が起こっていることがわかるのである。

しかし、学校基本調査における編入学者数把握の対象は、短大または高専からの編入学者に限られている⁶。図表2-2でいえば、法律の上でも「編入学」と呼ばれる左半分の学籍移動しか扱っていない。先にも述べたように、学生の流動化に対応し得る高等教育システムのあり方にとっては、図表2-2に示した学籍移動のすべてが重要な位置を占めると考えられる。したがって、大学からの移動をも含めて編入学フローの実態を把握することが重要であり、この意味で学校基本調査から得られる情報には限界があるといえる。

さらに、学校基本調査は集計後のデータを収録しているため、編入学の動向に各大学の属性や編入学への対応がいかにかわっているかを分析するには適していない。学校基本調査以外にも、日本私立大学連盟も、その加盟大学について編入学の実態調査報告を行っているが、各大学の特性と編入学者数の実態との関連は、必ずしも注目されてこなかった。しかし、2.2.1でも述べたように、編入要件の設定には各大学の裁量が認められているため、各大学がどのような受け入れ体制をとっているか、ということは編入学の実態を知るうえで重要なファクターである。

以上に見たような学校基本調査の特徴に比して、今回本研究グループが行った調査は、編入学者数に関して、短期高等教育機関から大学への移動だけでなく、大学や海外の大学等からの大学への移動をも把握できるよう設計されている。また、大学学部を対象とした個票調査であるため各大学学部の特徴と編入学者数との関係についてより詳しい考察が可能である。

次に(2)編入学制度や大学の受け入れ体制を扱った研究だが、こうした研究は現在のところそれほど多くない。編入学制度の拡充の必要性を論じたものや、各大学の編入学への取り組みを紹介したものなどはあるが(高田 1998, 西澤 2000, 清水 2001など)、そうした制度や取り組みが、編入学者数の量的動向とどのような関係にあるのかを分析したものは見受けられない。このため、どの機関からの編入学を認めているかという大学側の編入学受け入れ体制についても尋ねることにより、受け入れ体制と編入学者数との関係が分析できるような調査設計とした。なお、大学側の受け入れ体制については、編入学定員の有無や定員数についての情報を『平成14年度 全国大学一覧』(大学基準協会)から補足し、図表2-3の概念図のように、編入学要件設定と定員設定の双方から大学の受け入れ体制が把握できるよう留意した。

2.3 出身学校別の編入学者数

本調査では、先に述べたように図表2-4のいずれの移動パターンをも包含する形で出身学校別の編入学者の数を尋ねている。この出身学校別編入学者数を示したのが図表2-6である。これを見ると、短大、とりわけ系列短大(同一法人ではない系列機関を含む)からの編入学者数が全体のかなりの割合を占めている(短大合計で57.7%, 系列短大は29.7%)。また、高専からの編入学者数も、実数こそ短大に見劣りするものの、前年度の高専卒業生からみれば相当な規模に達している(実際、2002年度の高専卒業生9,780人のうち、37.1%は卒業後進学しているが、

うち7割は大学に編入していることになる)。専門学校からの編入学者についても、現在全体に占める割合は7.0%だが、学校基本調査によれば1999年に大学への編入学が認められて以降、その数は急速に伸びている。学校基本調査で報告されている短期高等教育機関からの移動が、編入学の中核を占めていることがここで改めて確認される。

図表2-6 出身学校別 編入学者数の分布

出身学校		合計 (人)	全編入学者に占める割合 (%)
短大から	小計	8,823	57.7
	うち、系列短大から	4,549	(29.7)
高専から	小計	2,153	14.1
	うち、技術科学大学へ進学した者	378	(2.5)
専修学校から		1,075	7.0
大学から	小計	3,107	20.3
	うち、学内他学部から	474	(3.1)
海外の大学等から		144	0.9
合計		15,302	100.0

ただし、ここでより注意を向けたいのは大学からの編入学者の数である。短大には及ばないものの、全編入学者数の2割を占める数の移動が確認される。学校基本調査からは捕捉できない移動パターンがこれだけの規模で生じていることは注目されてよいだろう。これら四年制大学出身者がどのような動機で、何を目的に編入学を選択したのかなど、詳しいことは調査結果からはわからない。しかしひとつ言えることは、短期高等教育機関の出身者に関して想定される「上級学校への進学」という編入のインセンティブが、大学出身者の場合にはあてはまらないということである。最初に進学した大学での学習内容が自分の関心と合わなかった、学問的関心が変わった、大学の雰囲気そのものが自分と合わない、入った大学が第一志望の大学ではなかった、など編入学を決断するに際しての理由はさまざまにあらう。しかしそれは、短期高等教育では得られない学位の取得を最終目標とするような、進学機会の問題をもはらんだ編入の形態とはニーズの源泉が異なると考えられる。このような編入学者が全体の2割近くに達するという事は、現在の編入学をめぐる状況が、短期高等教育と高等教育との接続問題とは質の異なる学習歴評価の問題をもはらむようになっている可能性を示していると考えられる。また、かれらのような編入学者が増えること自体、編入学というイベントそのもののもつ意味合いに変化を生じさせる可能性が多分にある。

前節で見た短大・高専卒大学編入学者の編入先専攻の多様化からも示唆されるように、「短期高等教育から同専攻の四年制大学へ」という伝統的な編入学の枠を超える変化が生じているのが現在の状況だといえるのではないだろうか。

2.4 編入先大学の特徴からみた編入学フローの特徴

ここでは、どのような大学にどのような出身学校の学生が編入しているのか、またその規模はどの程度なのか、その実態を把握する。編入先の属性としては、大学分類、学部系統の2変数を用いる。この2変数について若干説明を加えた後、データを見てみよう。

2.4.1 編入先の属性2変数

大学分類

大学分類については、これまでさまざまなものが考案されてきている。国立大学については天野（1968）、慶伊〔編〕（1984）、吉田（2001）がある。また私立大学については金子（1996）がある。いずれも、大学の歴史的な発展経緯や行動、研究・教育機能に注目して大学を分類しようとしたものだが、今回の分析では国立大学について天野（1968）、私立大学について金子（1996）の分類を利用する。公立大学は小規模かつ少数であるので、本稿では分類は行わずひとまとめのものとして扱う。国立大学・私立大学について天野・金子分類を用いるのは、大学の歴史的な発展の経緯や大学の拡大行動に特に注目していることによる。今回の分析は、大学の研究・教育機能がいかに編入学に影響するか、という分析には特に重点をおかない。むしろ、大学がどのような学生をひきつける機関として歴史的に発展してきたのか、あるいは、学生確保という問題に関して、大学がどのように行動するのか、という点に注目する。大学間の階層構造や大学の行動が、編入学フローの実態と関係しているとみるからである。天野・金子の分類は、この観点に照らしてもっとも利用しやすい。このような理由から、天野・金子による分類を大学分類変数として用いる。

分類の詳細は図表2-7に示した。国立大学は、新制大学発足時以降の設立がほとんどないため、分類の主軸はその発展の経緯となっている。帝国大学など旧制大学から発展した「中央大学」、女子師範学校や音楽学校など、特殊な需要に対応するため設立された「全国大学」、そして各県に最低1つは総合大学を持たせるという意図から統合・新設された「地方大学」の3分類となっている。なお、天野の分類以降に設置された大学の分類だが、筑波大学は学群・学類という学際的な教育組織などを特徴とする全国初の新構想大学である一方、その前身は旧制の東京文理科大学（後の東京教育大学）であるところから中央大学に分類した。また、豊橋、長岡の2技術科学大学は、新構想の単科大学として設置された経緯から地方大学に分類した。私立大学は設立年や学校の規模が多様であり、それらによって発展の経緯や拡大行動が異なっている。このため、分類の主軸は設立年と学校の規模になっている。高等教育の大拡張期が始まる以前に（1960年より前に）すでに設置されていた「第1世代大学」群のなかで、大規模かつ私立大学のなかで中核的な存在である「中核大学」、規模が中～大である「周辺大学」、小規模で

図表2-7 天野・金子による大学分類

天野（1968）の国立大学分類	
中央大学	帝国大学を筆頭に、旧制大学から発展した大学
全国大学	特殊な需要に対応するため戦前期に設立された機関（女子師範学校、音楽学校など）を母体とする大学
地方大学	単科大学や師範学校を母体として発展した地方の大学
金子（1996）の私立大学分類	
第1世代大学	1960年時点（高等教育の大拡張期が始まる前）ですでに設置されていた大学
中核大学	大規模で、私立大学のなかでは中核的存在である大学
周辺大学	規模が中～大の大学（1992年時点の在学者が4,000人以上）
ニッチ大学	特殊な需要に対応しながら発展してきた小規模大学
第2世代大学	高等教育大拡張期（1960～74年）に設置された大学
第3世代大学	高等教育大拡張期以降（1975年～）に設置された大学

あり特殊な就学需要に対応しながら発展してきた「ニッチ大学」の3分類、さらに、高等教育大拡張期（1960年～74年）の間に設置された「第2世代大学」、それ以降に設置された「第3世代大学」の2分類をあわせて、計5分類となっている。

学部系統

高等教育機関は、その教育段階ごとにさまざまな学部系統の偏りをもっている。たとえば短大では人文科学系、家政系の学科が多く、高専では工学系の学科がほとんどである、など。この学部系統の違いが、編入学のフローにも影響を与えているのではないかと考えられる。学部系統の分類は、文部科学省『学校基本調査』の大分類を利用した。「人文科学」「社会科学」「理学」「工学」「農学」「保健」「商船」「家政」「教育」「芸術」「その他」の計11カテゴリーからなる⁷。旧来の学問分野の体系に強く依拠した分類であるために、各分野に分類できない教養学部や学際系の学部、イシュー・オリエンテッドな新設学部の多くがまとめて「その他」として分類されていることに注意が必要だが、編入学フローのおおまかな動きを捉えるには問題ないと考え、この分類を利用することとする。

またこの分類は、前述の大学分類などと組み合わせるには、カテゴリーの数が11とやや多い。そのため、必要に応じて編入学者数が少なく学部系統として似た特性をもつ「理学」「工学」「農学」、および「家政」「教育」「芸術」をまとめ、それぞれ「理工農」「家育芸」として扱う場合もあることをここであらかじめ断っておく。

2.4.2 出身学校別の編入大学の特徴

次に、図表2-8をみてみよう。これは、出身学校の違いによって、編入学者の編入先の大学分類の分布がどのように変わるかを示したものである。これを見ると、全編入学者の7割強が私立大学に移動している。高等教育在学者とほぼ同じ分布である⁸。高専については国立大学への編入割合が圧倒的に高いが、それ以外の出身学校からは、多くが私立大学に編入している。

全体の分布とくらべてめだつ編入ルートとしては、短大から私立第1世代周辺大学および第2世代大学（それぞれ短大卒業生の27.1%、30.2%）、高専から国立中央、全国、地方大学（それぞれ高専卒業生の8.1%、3.4%、68.8%）、専修学校から私立第2、第3世代大学（それぞれ専修学校修了者の27.1%、29.9%）、大学から私立第1世代中核大学、国立中央大学（それぞれ大学出身者の13.1%、7.7%）、海外の大学等から私立第2世代大学（29.9%）、といったものがあげられる。

国立大学の場合にはどの分類でも高専からの編入が目立っている。とりわけ、設置当時より高専からの編入受け入れを理念としてきた2技術科学大学を含む地方大学には、高専からの編入学者の7割が編入を果たしており、高専から地方国立大学へ、というルートが確立されていることが伺える。その他の特徴としては、中央大学で大学から、地方大学で海外等の大学からの編入受け入れがやや多い程度である。一方私立大学についてみると、もっとも典型的な編入ルートであると思われる短大からの編入は、大学群ごとに割合にばらつきがある。併設短大をもつ大学の数自体は私立第1世代中核大学や第3世代大学でも多いのだが、第1世代周辺大学や第2世代大学ほど短大からの編入は目立っていない。第1世代中核大学の場合には、学士入学を多く含むと思われる四大からの編入が目立っているからであり、また第3世代大学では専修学

図表2-8 出身学校ごとにみた編入先大学分類の分布

		短大から	高専から	専修学校 から	大学から	海外の 大学等から	計	(N)
私立	第1世代 大学	4.3	2.6	2.0	13.1	6.3	5.7	(872)
	中核大学	27.1	3.1	17.3	22.7	13.2	22.0	(3,368)
	周辺大学	9.2	0.3	4.6	4.6	4.2	6.6	(1,015)
	ニッチ大学	30.2	6.7	27.1	16.5	29.9	23.9	(3,654)
	第2世代大学	17.1	3.3	29.9	6.6	18.8	14.0	(2,135)
第3世代大学		88.0	16.0	80.8	63.5	72.2	72.2	(11,044)
国立	私立小計	0.4	8.1	0.5	7.7	0.7	2.9	(451)
	中央大学	0.2	3.4	0.4	1.9	0.0	1.0	(156)
	全国大学	8.9	68.8	12.8	23.2	21.5	20.6	(3,152)
	地方大学	9.4	80.4	13.7	32.8	22.2	24.6	(3,759)
国立小計		2.6	3.6	5.5	3.6	5.6	3.2	(486)
公立大学		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
計		(8,814)	(2,152)	(1,075)	(3,104)	(144)	-	(15,289)
(N)								

校からの編入が目立っているからである。設置年の古い大規模大学ほど四大からの編入が多く、新設大学ほど、近年になって新しく編入資格が与えられた専修学校からの編入学生の受け入れ先となっていることがうかがえよう。

2.4.3 出身学校別の編入学部系統

図表2-9をみてみよう。出身学校の違いによって、編入学生の編入学部の分布がどのように変わるかを示したものである。これを見ると、人文科学や社会科学の専攻でもっとも編入学生を受け入れる割合が高く（それぞれ21.4%、24.9%）、ついで工学やその他の専攻で受け入れ割合が高くなっている（それぞれ16.0%、13.5%）。

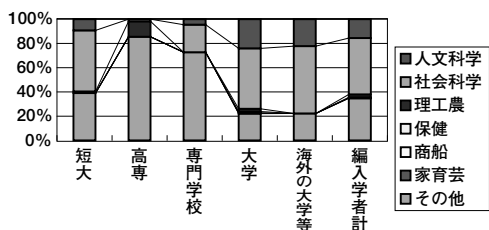
出身学校別にみると、短大や四大からの編入は、全体の傾向とほぼ同じ割合で分布している

図表2-9 出身学校ごとにみた編入先学部系統の分布

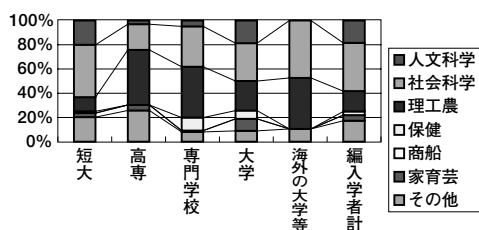
学部系統	短大から	高専から	専修学校から	大学から	海外の大学等から	計	(N)
人文科学	28.1	1.8	12.5	19.4	18.1	21.4	(3,282)
社会科学	27.8	4.9	21.7	31.3	36.1	24.9	(3,814)
理学	0.6	4.0	1.9	4.2	4.9	1.9	(294)
工学	5.2	72.2	15.4	8.2	14.6	16.0	(2,452)
農学	3.4	3.4	1.4	2.8	10.4	3.2	(492)
保健	6.2	0.6	28.2	12.2	6.3	8.2	(1,248)
商船	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(22)
家政	6.1	0.1	0.8	1.8	0.0	4.0	(607)
教育	2.2	0.6	3.4	5.0	0.0	2.6	(396)
芸術	5.2	0.8	5.1	3.1	3.5	4.1	(627)
その他	15.4	10.6	9.6	11.9	6.3	13.5	(2,068)
計	100	100	100	100	100	100	-
(N)	(8,823)	(2,153)	(1,075)	(3,107)	(144)	-	(15,302)

が、短大卒業者の場合、人文科学、社会科学、家政、芸術、その他への編入が他の出身学校からの編入より若干割合が高い（それぞれ28.1%、27.8%、6.1%、5.2%、15.4%）こと、大学出身者の場合、教育への編入が他の出身学校からの編入より割合が高い（5.0%）ことが特徴である。高専の場合、その設置している学科から容易に予想されることだが、工学への編入が圧倒的に高い割合を占めている（72.2%）。専修学校は、その設置している学科とも関係しているが、人文科学系への編入割合が相対的に低く（12.5%）、保健への編入割合が高くなっている（28.2%）。基本的には、それぞれの学校種別で設置されている学部系統によって、編入先の学部系統にも違いが出てきているといえよう。ただし、2.2.2でも見たように、そうした出身学校と編入先の学部の一致度は、年々低くなっている可能性がある。また、そうした一致度の低下は一律に起こっているのではなく、大学の特徴によって低下の度合いは異なっているかもしれない。

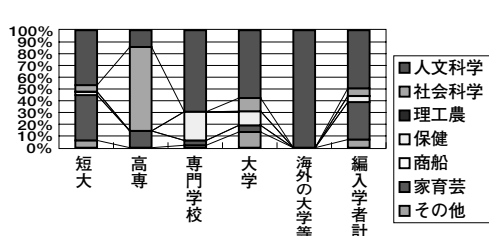
そこで、調査データから確認可能なものとして、大学分類によって、出身学校と編入先の学部系統との関係に変化が生じるかを見てみよう。もし変化が生じなければ、大学分類（大学のもつ歴史的背景や規模）は出身学校の学部系統と編入先の学部系統との一致度には影響を与えていないことになる。逆に、変化が生じれば、大学分類は学部系統の一致度に影響を与えることになる。もちろん、大学分類によって設置学部系統の傾向は異なるので、その点には留意してデータを解釈しなければならない。このことを念頭においたうえでデータをみてみよう。図表2-10①～④を見ると、図表2-9で見たような出身学校ごとの編入先学部の偏りが、国立大学ではより顕著に現れているのに対し、私立、とりわけ第1世代周辺、第2世代、第3世代大学では比較的目立たなくなっていることがわかる。私立の大規模大学や比較的新しい大学において、専攻を変えた学生の受け入れがすすんでいる可能性がある。



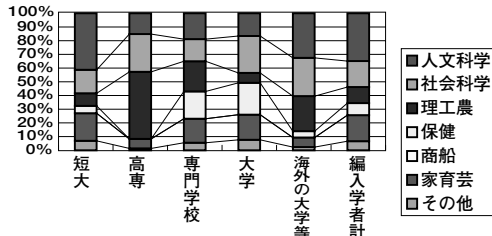
図表2-10① 私立第1世代中核大学における出身学校別の編入先学部



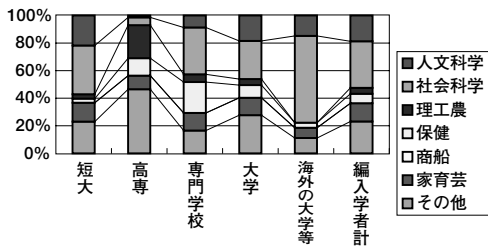
図表2-10② 私立第1世代周辺大学における出身学校別の編入先学部



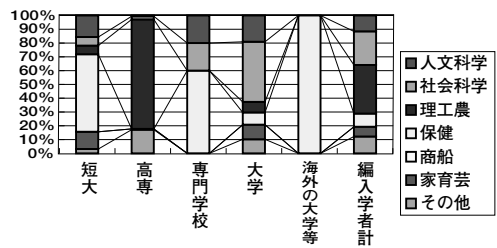
図表2-10③ 私立第1世代ニッチ大学における出身学校別の編入先学部



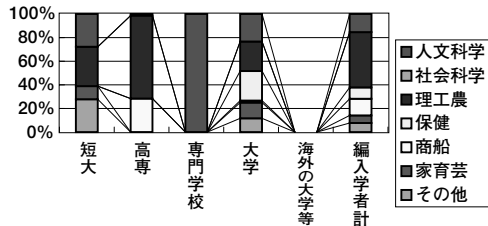
図表2-10④ 私立第2世代大学における出身学校別の編入先学部



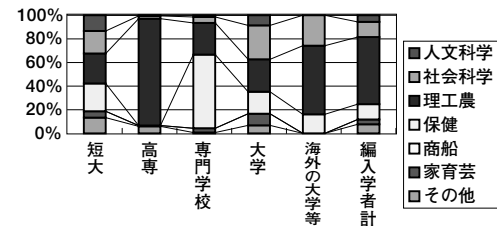
図表2-10⑤ 私立第3世代大学における出身
学校別の編入先学部



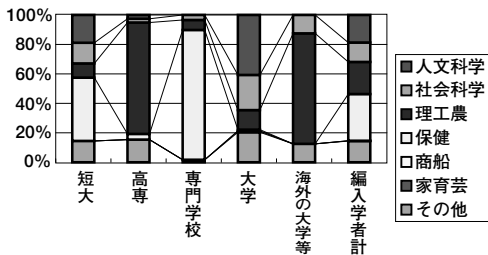
図表2-10⑥ 国立中央大学における出身
学校別の編入先学部



図表2-10⑦ 国立全国大学における出身
学校別の編入先学部



図表2-10⑧ 国立地方大学における出身
学校別の編入先学部



図表2-10⑨ 公立大学における出身学校別
の編入先学部

2.5 大学の受け入れ体制と編入学フローの関係

以上の分析結果をふまえ、ここでは編入学フローの実態と大学の編入学受け入れ体制がどうかかわっているのかを見る。まず、2.4.1で設定した大学分類ごとに、編入学定員や受験要件の設定がどのようになっているのかを概観したうえで、具体的な分析に入ることにしよう。

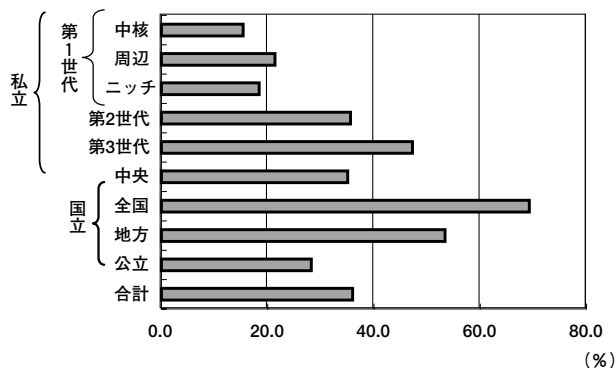
2.5.1 大学分類ごとにみた編入学制度運用の状況

編入定員の設定

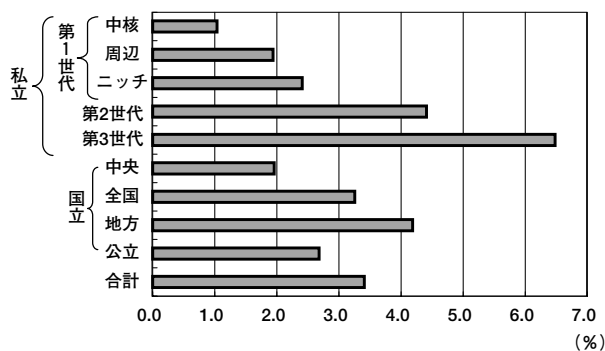
図表2-11を見ると、国立全国、地方大学および私立第3世代大学で設定率が高くなっている（それぞれ69.2%、53.4%、47.2%）。国立中央大学、私立第2世代大学、公立大学も比較的高い（それぞれ35.1%、35.6%、28.2%）。一方、私立第1世代の大学では全般的に定員設定率が低くなっている（中核大学で15.4%、周辺大学で21.4%、ニッチ大学で18.4%）。

入学定員全体に占める編入定員の割合

図表2-12に示すように、国立地方大学および私立第2、第3世代大学で比較的高くなっている（それぞれ4.2%、4.4%、6.5%）。これらの大学では、編入学者が定員の構成要素として比較的積極的に受け止められているものと思われる。



図表2-11 大学分類別 編入学定員の設定率



図表2-12 入学定員全体に占める編入学定員の割合

編入要件の設定

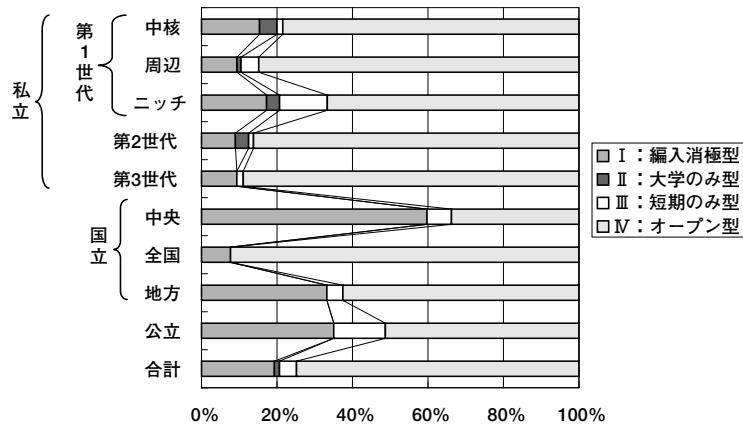
編入要件の設定について、本調査では、受験資格を認めているか否かを編入学者の出身学校種別ごとに各大学学部に見ている。ここではこの質問の結果を用いて、大学分類ごとの編入要件設定を見るが、要件設定の特徴をわかりやすくするために、図表2-13のように編入要件を4つのパターンに分類した。パターンIはどの種別の学校からも編入学を認めないパターンで

図表2-13 編入要件の設定パターン

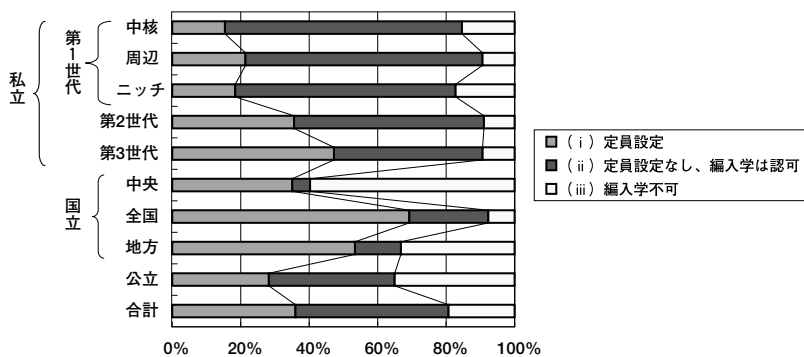
	I	II	III	IV
短期高等教育機関からの編入	×	×	○	○
4年制大学からの編入	×	○	×	○
編入要件設定の特徴	編入消極	大学のみ	短期のみ	オープン

ある。パターンⅡは大学からの編入学のみ認めるパターンである。パターンⅢは短期高等教育機関からの編入学のみ認めるパターン、パターンⅣは短期高等教育機関からも大学からも編入学を認めるパターンである。

この分類にしたがい、大学分類ごとの編入要件設定パターンの分布を見ると次のようなことがわかる(図表2-14)。まず、法令上の規定と同じく、短期高等教育機関、大学双方から編入学(転学)を認める(パターンⅣの)大学学部が大半である。ただし、国立中央大学、国立地方大学、公立大学では編入学そのものを認めていない(パターンⅠの)割合が高い(それぞれ59.7%、33.2%、35.0%)。サンプル数の制約もあり、詳しい分析には至らなかったが、これらの大学が、少なからず医学部など基本的に編入学を受け入れない傾向の学部をかかえていることがあいまって、こうした結果が出たものと予想される。一方、私立大学全般および国立全国大学ではなんらかの形で編入学を認めている場合が多い。また、第1世代ニッチ大学や公立大学のように比較的規模の小さい大学に特徴的なのは、パターンⅢの(短期高等教育機関からのみ編入学を認める)制度を採用する割合が他のパターンより高い点である(それぞれ12.6%、13.7%)。これらの大学における専攻分野の分布や編入学者の出身学校を考慮すると、系列短大や地域の看護・福祉系短期高等教育機関に的を絞って編入学制度をおいている可能性がうかがえる。



図表2-14 大学分類別 編入要件設定パターンの分布



図表2-15 受け入れ戦略の面からみた編入要件設定パターン

ここで、今見たものとは異なる編入要件設定の分類について考えてみよう。(i) 編入定員設定を行い編入も認める、(ii) 定員設定はしないが何らかの形で編入を認める、(iii) 定員設定もせず、編入も一切認めない、という、受け入れ戦略の面からみた分類である。(i)については図表2-11(大学分類別 編入学定員設定率)で、また(iii)については図表2-14(大学分類別 編入要件設定パターン)で確認した。このいずれにも該当しない大学学部が、(ii)の戦略をとっていることになる。これをグラフに表してみると図表2-15のようになる。すると、国立大学、とりわけ国立中央大学では、(i) 定員設定をするか、(iii) 一切認めないか、いずれかの設定が多いのに対し、私立では(ii) 定員設定はせず編入を認めるパターンが多いことがわかる。私立大学では、欠員補充方式による編入学受け入れが多いため、このような結果になったものと思われる。この(ii)のパターンが多い傾向は、とりわけ第1世代の私立大学で強く見られる(いずれも60.0%以上)。

以上から、全体として、大学側の編入制度の運用タイプは以下の3つに分かれていると見てよいだろう。第一に、私立大学では、必ずしも定員設定によらず、欠員補充方式を利用しながら編入学受け入れを行っている(特に第1世代大学)。こうした大学での編入学は、あくまで補足的な学生募集の手段とみなされているものと思われる。第二に、私立の中でも比較的新しい第2、第3世代大学では定員の設定率も高くなり、定めた定員の数が入学定員全体のなかでもある程度の割合を占めている。こうした大学では、編入学が学生募集の1つの手段として積極的に受けとめられているものと思われる。第三に、国立大学は定員の設定をとおして編入の受け入れを行う傾向がある。定員の設定率は高いが、定員設定しない場合には編入をそもそも受け入れない(欠員補充方式をとる大学が少ない)。高専からの編入学など特定の編入学ニーズに焦点化した受け入れ体制をたてている様子が見えてくる。

2.5.2 編入学フローの実態と大学の編入要件設定との関係

では、大学の編入要件設定と編入学フローとはどのような関係にあるのだろうか。上に述べたような編入制度の運用タイプと実際の編入学フローとの間に何らかの相関があるのか、ということに注目しながら、大学分類ごとの編入学規模や、大学1校あたりの編入学規模(以下、「流動化率」と呼ぶ)の分析を行う。「流動化率」変数について説明を加えた後、分析を行うことにしよう。

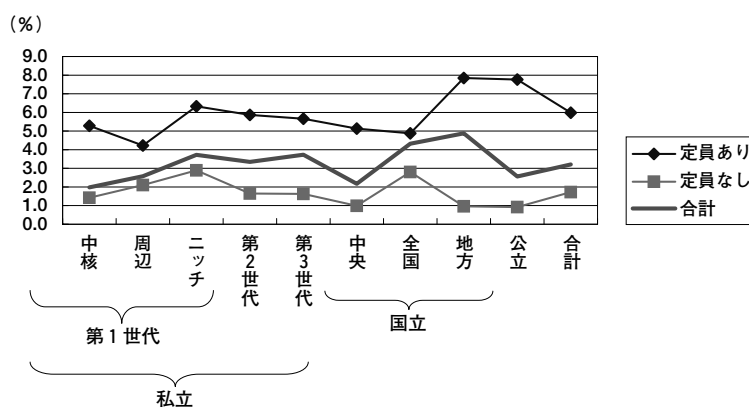
「流動化率」変数—大学1校あたりの編入学規模

大学1校あたりの編入学者の規模を示す変数を、本稿では「流動化率」変数と呼ぶ。「流動化率」変数は、2002年度の各大学の編入学者数を同年度の1年次在学者数で除して作成したものである。ここで、分母に1年次在学者数を用いたのは、1つには同年の1年次入学者数との対比で編入学者の規模を考えることができるからである。もう1つには、全学生数や編入学年である2年次、3年次の数字を用いると、2000年度以降新設の大学(調査時点で3年次在学者がいらない)における編入学者の規模が適切に算出されないという問題があるからである。以下、「流動化率」変数と称したものは、すべてこの計算による各大学の編入学者の規模を示すものとする。

全体または大学群ごとの編入学の傾向をつかむためには、大学全体について、あるいは大学群ごとに編入学者数を合計するほうが分かりやすい。しかし「流動化率」変数を用いれば、個別大学（学部）の傾向にどの程度の幅があるのかがわかる。この幅の大きさも考慮に入れることで、全体の傾向がある大学群のかなり一致した動向により現れているのか、個別大学で実際には傾向が異なるのかを確認することができる。

大学分類別にみた編入学者数の規模

図表2-16を見てみよう。大学分類別・定員設定の有無別に編入学者数を合計し、1年次在学者数全体に占める割合を計算したものである。いずれの大学群でも定員設定をしているほうが編入学者の対1年次在学者割合は高い。定員設定をせずに編入学者を受け入れる場合（欠員補充の場合）には大量の募集が生じにくいいため当然ともいえる結果だが、一方で、図表2-17に見るように、この欠員補充による編入学者数が、編入学者全体の35.1%を占めることには注意しておかなければならない。その傾向を、定員設定率の少ない私立第1世代大学が牽引している。

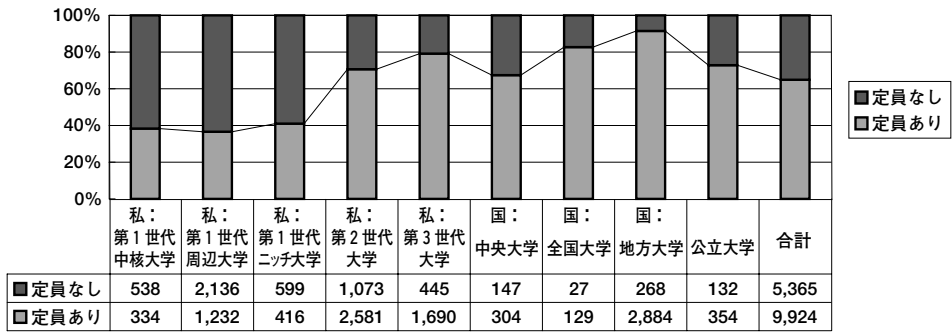


図表2-16 1年次在学者数全体に占める編入学者数の割合

私立第2, 第3世代の場合、図表2-17によれば定員設定を行っている大学での編入学者受け入れが目立つが、その規模はまだ目立って大きいわけではない（図表2-16）。2.4.3でも見たように、この分類の大学群では新しいタイプの編入学者が現れている可能性があるが、そうした学生が編入定員設定のあるところに大量に移動するようなルートの確立は、現時点では見られない。今後の動向が注目される。

一方、国立大学の場合、全国大学、地方大学で定員設定を行っている大学での編入学者受け入れが目立ち（図表2-17）、特に地方大学では定員設定を行っている大学における編入学者が1年次在学者の7.8%を占めるに至っている（図表2-16）。公立大学も同様の傾向である。定員が定められているところに実際に編入学者が移動しており、編入学のルートが確立している様子がうかがえる。これらの大学で高専からの編入が目立っていたことも、こうした状況に影響しているものと思われる。

なお、こうした傾向において、大学ごとのバラツキがどの程度見られるのかを、「流動化率」変数によって確かめたが（図表2-18）、国立全国大学を除き、大学分類ごとのバラツキ度に大き



図表2-17 大学分類別 編入学者数の定員設定区分別の割合

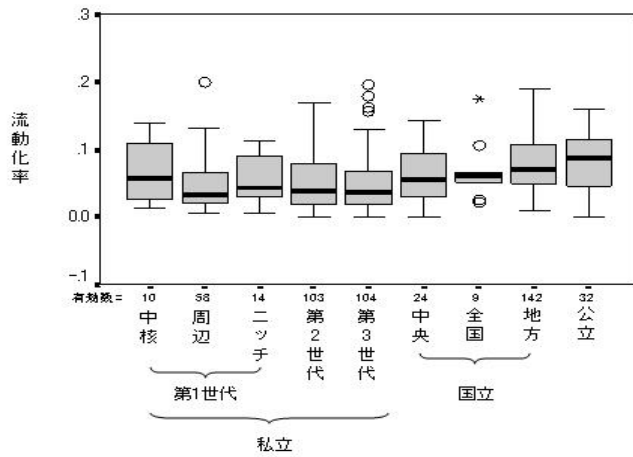


図2-18① 編入学定員をおく大学学部における 大学分類別 流動化率

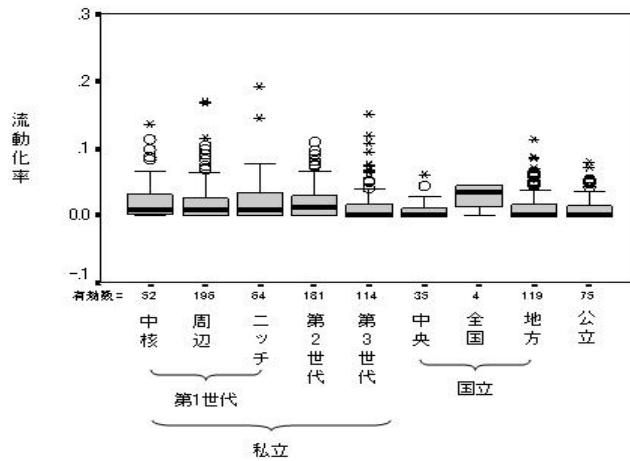


図2-18② 編入学定員をおかない大学学部における 大学分類別 流動化率

※ 1=100%。全体の傾向を見やすくするために、0.3を超える値の提示はここでは省略した。

な差は見られない。箱ヒゲ図がカバーする値の範囲も、1年次在学者全体に占める編入学者数の合計の割合を示した図表2-16の結果と大きくずれてはいないことから、各大学の傾向は大学分類ごとにある程度一貫して現れているものと推測される。

2.6 まとめと含意

以上の分析より、大きく次の2点が明らかになった。第一に、短期高等教育機関からの移動が主流ではあるものの、これまで数の把握がなされてこなかった大学から大学への移動が全編入学者の2割を占めていた。今後も継続してこうした移動の規模を把握していく重要性が示唆される。第二に、設立年の新しい私立大学では、専修学校修了者など新たなタイプの編入学者の受け皿になっていることが分かった。従来、私立大学は欠員補充を主な編入学受け入れ体制としてきたと言われる（高田 1998）が、これらの大学では定員設定を積極的に行うむきも見られ、学生募集の1つの手段として編入学を積極的に利用していることがうかがわれる。特定の編入学ニーズを受け入れ体制整備の主な対象としていると思われる国立大学や、依然として欠員補充方式を保っている私立第1世代大学と異なり、これらの大学は、より多様な編入学者を多数抱えることになると考えられる。こうした傾向が今後も進んでいけば、編入学者の入学後の大学生活をいかにサポートできるか、ということや、いかに学生のこれまでの履修経験を認定し今後の履修とうまく連続させるかということ、教育の質をいかに維持できるかということなど、さまざまな面で、これらの大学は対応を問われることになるだろう。実際に、今回行った調査では、編入学者や留学生に関して各大学学部が感じている問題点・意見を自由回答方式で尋ねる質問を用意したが、「編入学生は出身校によって、認定できる単位数に大きな開きが出てくる場合がある（国立大学工学部）」、「（1～2年次の開講科目が必修であるため）第3年次編入学者の時間割編成に苦労している（国立大学農学部、医学部）」、「大学教育のグローバル化により近年編入学志願者の教育履歴が多様化しており、現状の科目ごとの単位認定では著しく志願者を制約することになる（私立大学工学部）」、「編入学留学生については、出身国ならびにその大学のカリキュラム編成や単位計算方法が日本ならびに本学のそれとは異なり、本学の講義科目にどのように振り替えて単位認定すればよいか困難が生じることがある（私立大学経済学部）」など、編入学者への対応に苦慮するケースが少なくないことがうかがわれる。

編入学にかかわる高等教育システム改革のほとんどは、進学障壁を取り除くために規制緩和を行う方向で進められている。第2世代以降の私立大学の行動も、この規制緩和に敏感に反応した結果と考えることができよう。しかし、実際にもっと大規模な編入学の増加・多様化が起これば、上記のような、学業面・生活面におけるサポートの問題はより緊急性を増すものと思われる。規制緩和措置にとどまるのではなく、これらの大学が編入学を1つの独立した入学形態として有効に機能させることができるような制度設計が、今後求められるようになると思われる。

[注]

¹ ボローニャ宣言やプラハコミュニケの詳細については、

<http://europa.eu.int/comm/education/programmes/socrates/erasmus/guide/bologna.pdf>,

http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Prague_communicuTheta.pdfを参照。吉川（2001）などにも

詳しい。

² 高田（1998）、清水（2001）など。

³ 第69条の2、第70条の9、第82条の10。条文の内容は資料を参照。

⁴ 第70条の3、第72条の6、第77条の8（2）。条文の内容は資料を参照。

⁵ 学校基本調査には、1984年から、出身学校別・出身校所在地別の進学先分野別編入学者数（短大卒業者と高専卒業者それぞれの進学先分野別の四年制大学編入学者数）のデータが収録されるようになっている。

⁶ 専門学校からの編入学が認められた1999年以降は、専門学校修了者の統計も収録されている。

⁷ 詳細は、『学校基本調査』各年の巻末に収録されている「学科系統分類表」を参照。

⁸ 本調査では、全在学者の75.7%が私立大学の在学者となっており、これは学校基本調査による私立大学在学者の割合ともほぼ合致する結果である。

⁹ 新たな編入学定員枠の設定が、収容定員抑制条項の例外措置として大都市部でも認められるようになったことや、専修学校専門課程の修了者に大学編入学資格が認められたことなど。

[参考文献]

天野郁夫 1968「国立大学」清水義弘 [編]『高等教育の大衆化—大衆化の流れをどう変えるか（現代教育講座9）』第一法規 pp.189-225.

金子元久 1996「高等教育大衆化の担い手」『学習社会におけるマス高等教育の耕造と機能に関する研究』放送教育開発センター pp.37-59.

慶伊富長 [編] 1984『大学評価の研究』東京大学出版会

日本私立大学連盟 2001『調査結果の概要（平成13年度 学生・教職員数等調査）』

http://www.shidairen.or.jp/public/research/data/number_h13.pdf

西澤宗英 2000「編入学（転入学）制度の活用（特集 新入学制度の展開）」『大学時報』273号 日本私立大学連盟 pp.52-57.

小野嘉夫 2000「ヨーロッパ単位互換制度（ECTS-European Credit Transfer System）について」『学位研究』第12号 大学評価・学位授与機構 pp.3-28.

清水一彦 2001「生涯学習と大学システム問題—単位互換制度・編入学制度を中心に—」『日本生涯教育学会年報』第22号 ぎょうせい pp.13-30.

鈴木勝男 1999「編入学における単位認定（特集 多様化する単位認定）」『大学時報』266号 日本私立大学連盟 pp.60-65.

高田建夫 1998「編入学制度は大学を変えるか（特集 大学入試への新たな視点）」『大学時報』262号 日本私立大学連盟 pp.60-63.

吉田文 2001「国立大学を分類する—地域交流の視点から」『IDE—現代の高等教育』2001年8月号 pp.54-60.

吉川裕美子 2001「イギリス高等教育の学位統一への動き—高等教育資格枠組み導入の背景、概要、展望—」『学位研究』第14号 大学評価・学位授与機構 pp.29-54.

資料 編入学・転学に関する諸規定

学校教育法

第六十九条の二， 8 第二項の大学（注：短期大学）を卒業した者は，文部科学大臣の定めるところにより，第五十二条の大学（注：大学）に編入学することができる。

第七十条の九 高等専門学校を卒業した者は，文部科学大臣の定めるところにより，大学に編入学することができる。

第八十二条の十 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第五十六条第一項に規定する者（大学入学資格を持つ者）に限る。）は，文部科学大臣の定めるところにより，大学に編入学することができる。

学校教育法施行規則

第六十七条 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び卒業は，教授会の議を経て，学長が，これを定める。

第七十条の七 短期大学を卒業した者は，編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより，当該大学の修業年限から，卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として，当該大学に編入学することができる。

第七十二条の六 高等専門学校を卒業した者は，編入学しようとする大学の定めるところにより，当該大学の修業年限から，二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として，当該大学に編入学することができる。

第七十七条の八， 2 前項の基準（修業年限が2年以上で，課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること）を満たす専修学校の専門課程を修了した者は，編入学しようとする大学の定めるところにより，当該大学の修業年限から，修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として，当該大学に編入学することができる。ただし，在学すべき期間は，一年を下つてはならない。

※括弧内は筆者注。

3.1 編入学における単位制度の役割

大学における四年間の教育課程の中途への入学を可能にし、なおかつ学士課程教育としての体系性・整合性の確保を可能にするための制度的枠組みが単位制度である。単位制度そのものについては清水（1998）に詳しいのでここでは詳細に立ち入ることはしないが、いずれにしても編入学制度において既修得単位の認定は、以下に示すようにきわめて重要な問題であるといえる。編入学生にとっては、単位認定の結果によって卒業までに必要な単位履修の負荷が決まるため、どのような種類、レベルの科目が、どの程度の単位数まで認定されるのかが、そのまま編入学を促進あるいは阻害する制度的要因となりうる。また編入学者を受け入れる大学にとっては、既修得単位をどの程度認定するのが学生募集に影響を及ぼすことも十分に予想できるところであり、単位認定の実態は、編入学定員の設定と並んで各大学の編入学に対する態度・行動を表しているとも考えられる。編入学や単位互換等学生の流動性を高めることを要請する現在の政策的立場からは、より弾力的な単位認定のあり方が求められているといえるだろう。

一方で、編入学者は当該大学の責任の下に教育課程を卒業し学士の学位を授与されるわけであるから、たとえ既習の内容であっても無制限に既修得単位の認定を行うことは適切ではない。

本章では、編入学者に対する既修得単位の認定について、単位認定の方法、認定される単位数の上限、単位認定される授業科目の種類のそれぞれについて分析を行う。

3.2 既修得単位の認定方法

編入学者に対する既修得単位の認定方法をおおまかに分類すれば、①個別認定方式、②包括認定方式、③個別認定と包括認定の併用方式のいずれかとなる。ここではまずそれぞれの方式について簡単に説明をしておきたい。

①**個別認定方式**とは、学生が短大・高専等で修得した全ての授業科目を、各科目ごとに自らの大学における開講科目と対応させて単位認定を行う方法である。その際、授業科目の名称やシラバス等を用いて授業内容を確認した上で単位認定の可否は決定される。自大学での科目に単位の読み替えを行うことから、「読み替え方式」と呼ばれることもある。厳密な意味での「単位の移転」に相当するものである。

これに対して②**包括認定方式**とは、個々の既修得科目については対応関係を判定せずに、「一般教養科目」、「専門基礎科目」といった科目群ごとに、認定単位数の上限を設けて一括して認定する方法である。短大・高専等における出身学科と異なる学部・学科へ編入学した場合等には、たとえば「専門基礎科目」群の単位は認定されないという場合もありうる。しかし実際には修得した科目の内容を問わずに卒業要件の半分に相当する62単位前後を一括して認定する大学が多いようである。つまり包括認定方式とは、一年次から入学した学生用とは別に、編入学者用に卒業に必要な修得単位数を定めていることと実質的には同じことになる。

③**個別認定と包括認定の併用方式**は文字通り両者を併用する方法であるが、詳細にみるとさらに幾つかのタイプが存在する。(a) いわゆる一般教育に相当する科目のみを包括認定し、専門科目については個別認定する方式、(b) 専門科目について初めに「読み替え」（個別認定）を

行い、残りの科目をあらかじめ設定した上限単位数まで包括認定する方式、(c) 包括認定によって一定の単位数をまず認定した後に、さらに編入学後に履修すべき科目のうちに「読み替え」可能な科目があれば個別認定を行う方式、等である。とくに (b) (c) の方式は、より確実に多くの既修得科目が単位認定される方法であるといえるだろう。

ここで私たちが注目したいのは包括認定方式の導入についてである。そもそも「単位」とは、大学における学生の科目履修にかかる学習量を表示する指標であると同時に、個々の授業科目に対して付与されることから各科目の学習内容の修得をも保証 (credit) する概念である。すなわち学習の「量」と「内容」を包摂する形で1単位の等価値性は成立しているのである。大学設置基準においては、大学は各自の教育上の目的を達成する上で必要な教育内容と学習すべき量を決定し、教養教育と専門教育との関連性等も考慮しながら、学習上の効果が最も得られやすいように授業科目を各年次に配置して、体系的な教育課程を編成することが求められている。したがって、四年一貫を前提に編成された教育課程のある部分について、各授業科目の「内容」を考慮しない包括認定方式によって単位を認定することは、教育課程の体系性の観点から、ひいては卒業時に授与される学士の学位の等価値性の観点からも必ずしも疑問なしとはしないのである。

3.3 包括認定方式の実施率

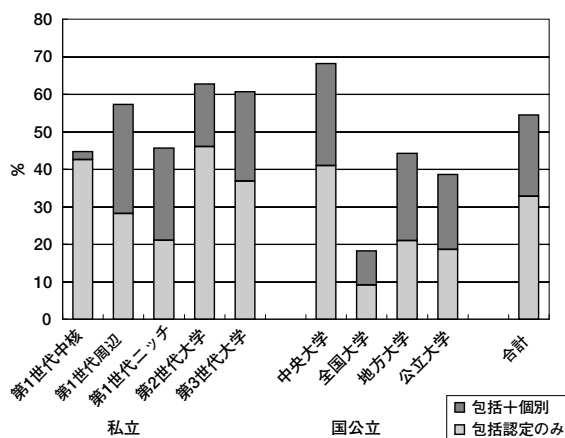
上記のような問題関心のもと、ここでは包括認定方式が、どのような大学 (学部) で、どの程度実施されているのかに焦点をあてる。仮説的に検討をするならば、編入学生の受入に積極的な大学・学部において包括認定を実施する割合は高くなることが予想されるであろう。短大・高専等における修得単位の内容とは無関係に、一定の単位数までほぼ自動的に認定される包括認定方式の方が学生募集の上で有利に働くことが期待されること、編入学生が多ければ多いほど、また前学歴・出身学校が多様であればあるほど、個別科目の「読み替え」を行うことは作業的に困難になると考えられるからである。

なお、以下に示す分析結果はいずれも編入学者数が最も多い短期大学からの学生に対する単位認定方式のものである。ただし前学歴によって単位認定方法を変えている学部はきわめて少数であったので、他の前学歴区分を含めた転・編入学全体の傾向とみて差し支えない。

(1) 大学分類との関係

図表3-1は大学分類ごとに包括認定の実施率を示したもので、②包括認定のみと③併用方式の双方を積み上げグラフとして表示した。短期大学からの編入学を認めている学部のうち、包括認定のみで単位認定を行う学部が33%、個別認定との併用方式を用いる学部とあわせれば、全体の54%の学部が包括認定を実施していることになる。ちなみに編入学者数の観点から計算すれば、短期大学からの編入学者のうち、包括認定のみの学部への編入学者数は42%、さらに併用方式を含めると71%の学生は包括認定による単位認定を受けていることになって、その割合はさらに上昇する。さて大学分類別にみた場合、包括認定の実施率が高いのは、国立中央大学と私立第2世代、第3世代大学というように、第2章でみた編入学生の受け入れに対して対称的な大学類型においてということになる。ただし両者の間では同じ包括認定であってもその性格は大きく異なる。国立中央大学の場合、包括認定される単位数の上限は、卒業に必要な総単位数の36% (平均値) であるのに対して、私立第2世代、第3世代ではそれぞれ48%、46%とよ

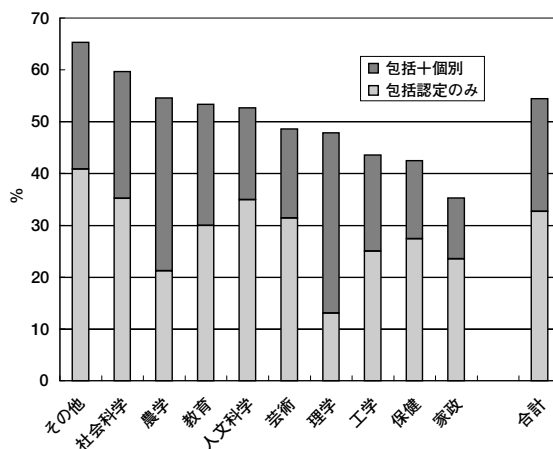
り多くの単位を認定している。つまり国立中央大学では包括認定はより限定的に運用されているのである（このことは国公立大学全体についても当てはまる）。したがって国立中央大学を例外とすれば、編入学機会の供給に積極的な大学において包括認定の実施率が高いといっていよう。



図表3-1 包括認定の実施率

(2) 専攻分野との関係

つづいて検討するのは専攻分野との関係である。図表3-2より明らかなように専攻分野によって包括認定の実施率は大きく異なる。包括認定の実施率が高い分野は「その他」、社会科学であり、反対に包括認定実施率が低い、いかえれば個別認定のみによる単位認定が多く行われている分野は、工学、保健、家政であった。ここでいう「その他」は新設の学際・複合的領域の学部が多く含まれる区分であるから、旧来の学問分野ごとに編成された標準的なカリキュラム構成とは異なる教育課程が編成されていることが予想される。多様な学習履歴を幅広く認



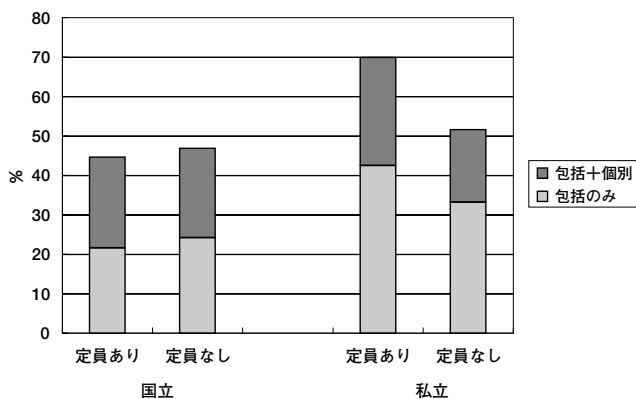
図表3-2 包括認定の実施率

定しうるという意味においては学際、複合的領域は包括認定に適した分野であるという見方もできよう。社会科学についても下記の諸分野と比較すればより多様なカリキュラム編成が可能な分野である。反対に、工学や、職業資格との関係によって必修科目が法令によって定められている保健（看護学等）、家政（栄養学等）の各分野のようにカリキュラム編成上の自由度が低い分野においては包括認定の実施率も低い。いいかえれば、カリキュラムが標準化されていて、短大・高専等を含めてどの機関においても同様な授業科目が開講されている分野であるからこそ科目の「読み替え」が可能なのであり、そうでなければ個別認定による単位認定は困難であるともいえるであろう。

(3) 編入学定員の有無との関係

編入学定員を設定するか否かは、各大学・学部の編入学に対する積極的な取り組みの一つの現れであるとみなしてよい。そこで編入学定員の設定の有無と包括認定実施率との関係を検討してみた。図表3-3は編入学定員の有無による包括認定実施率の違いを国立、私立それぞれについて表示したものである。国立大学では包括認定の実施率は編入学定員の有無にかかわらず45%程度とほぼ同じである。いっぽう私立大学では定員を設定している学部での包括認定実施率は70%であるのに対して、定員設定のない学部では52%となり両者に大きな差異がみられた。すなわち編入学生の受入に積極的な大学の方が包括認定により単位認定を行う割合が高いということを意味している。先述のように、編入学時にほぼ自動的に一定の単位数が認定される包括認定方式の方が、他の諸条件が同じであるとした場合、多様な学生を募集する上で有利にはたらくと考えれば、包括認定は編入学生獲得をめぐる大学側の市場的行動のあらわれである可能性をここに指摘できるのである。

それでは国立大学と私立大学で異なる傾向が現れるのはなぜだろうか。ここでは編入学生の獲得競争において置かれている立場の違いを反映していると考えられる。収入の多くを学生納付金に依存する私立大学のほうが学生獲得の方策に対して敏感であることは当然として、さらにつけ加えるならば編入学定員の充足率が国立大学と私立大学では大きく異なっていることも影響しているであろう。国立大学における編入学定員充足率は112%と定員を上回っているのに対して、私立大学では57%にとどまる。定員超過の状態であれば大学側は自らの教育上の必要性

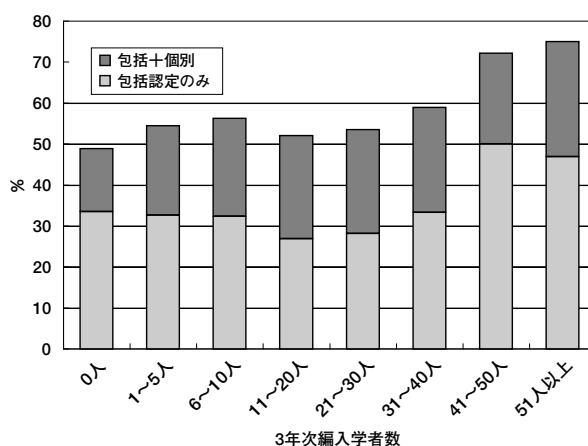


図表3-3 包括認定の実施率

に応じて単位認定を行うことが可能であるが、定員を充足していなければ入学希望者のニーズにより配慮せざるを得なくなる可能性は否定できないであろう。とりわけ、収容定員の一部を編入学定員に振り分けている大学にとってはなおさらのことである。

(4) 編入学者数との関係

単位認定の方法の決定に影響を与える要因ともう一つ考えられるのは一学部あたりの編入学者数である。編入学者数が多数になればそれだけ既修得単位認定の作業量も増加することになる。個別認定方式によりすべての科目についての単位の「読み替え」を入学決定後の短期間に行うことが現実的な問題として不可能となれば、包括認定を行わざるを得ないという状況も起こってくるであろう。図表3-4には3年次編入学者数の総計別に単位認定方法の分布を示した。編入学者数が30人以上の学部は、編入学制度を設けている学部の10%弱を占めるに過ぎないが、包括認定実施率は10人未満、10～30人の学部と比較すると15%程度高くなっていることがわかる。



図表3-4 編入学者数別包括認定の実施率

3.4 認定単位数の上限

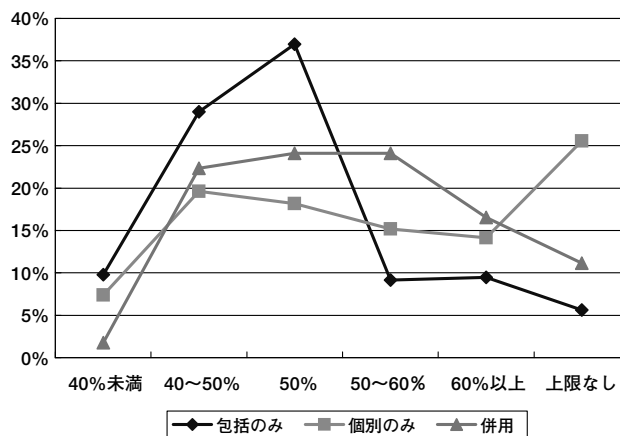
現行の大学設置基準では単位互換制度等に関連して、学生が在学中に他の大学又は短期大学において履修した授業科目、大学以外の教育施設における学修、あるいは入学前に他の大学で修得した単位等について、大学が教育上有益と認める場合には、あわせて60単位まで単位を与えることが認められている。上限を60単位と定めているのは「大学は、本来的には、学生に対する教育を実施する際に、すべての局面にわたって責任を有するべきであることを踏まえると、卒業要件単位数の半分以上について他大学で修得することを認めることは適当ではない」との配慮からである。ところが、この上限60単位の規定は、「編入学・転学等の場合を除く」とされており、本章の対象である編入学の場合には、短大・高専等で修得した単位を何単位まで認定するかは実質的に各大学に委ねられているのである。したがって認定単位数の上限もまた、各大学・学部の編入学者の受入に対する態度の現れであるとみることができる。

本調査では既修得単位の認定について、包括認定の場合には総単位数、個別認定の場合には

一般・共通科目，専門科目，および両者の合計単位数のそれぞれに対して，上限を何単位に設定しているかを前学歴別に尋ねた。この質問項目に対する各学部からの回答は，あくまでも規定上の認定上限単位数であって，実際に個々の学生に対して何単位程度まで単位認定しているかを示すものではないという点に留意が必要である。もっとも包括認定方式による場合は，その性格上，上限として設定された単位数が実際に認定される単位数であると考えてよいだろう。いずれにしても以下の分析結果が示すように認定単位数の上限は，単位認定の方法によって大きく異なることになる。

図表3-5は，短期大学からの3年次編入学者に対する認定単位数の上限が卒業要件単位数に占める割合を単位認定の方法別に示したものである²。なお単位認定の方法と同様に，前学歴によって認定単位数の上限設定が異なる学部はきわめて少数であったので，図3-5は編入学者全般に対する傾向と同じであるとみてよい。はじめに①個別認定のみによって単位認定が行われる学部に着目すると，「とくに上限は定めていない」とした学部が約25%となり，卒業要件の50%，すなわち2年分の学修量を上限とする学部の18%よりもむしろ多いことがわかる。個々の既修得科目について自大学・学部の開講科目との対応関係から単位認定の可否を判定する場合は，特に上限を設ける必要がないというわけである。それゆえ卒業要件単位数の半数を超えて単位認定される可能性のある学部の割合は，次にみる包括認定のみの学部よりも多くなる。ただしどの程度の単位数が認定されるかは短大・高専等での履修科目に依存するため学生によって大きく異なることになろう。

一方，②包括認定のみの場合は，卒業要件の50%を上限とする学部が37%を占めて最も多く，50%を超えて単位認定される学部は少ない³。前学歴や学科系統を問わないかわりに，短期高等教育機関での履修科目をその修得単位数にかかわらず一律2年分の学修量として認定するのである。先述のように編入学生にとって最も確実にかつ多くの単位が認定される可能性が高いのは③併用方式をとる学部であろう。包括認定によって一定の単位数が認定された上で，さらに該当単位があれば編入学後に修得すべき科目についても単位認定がなされるからである。したがって図3-5が示すように卒業要件の50%以上を上限とする（上限なしは除く）学部の割合は



図表3-5 認定単位数の上限（卒業要件に占める割合）

最も高くなっている。

ここでは3年次編入学を対象としたため、卒業要件の50%（2年分の学修量）に特に焦点をあわせて分析結果を提示した。しかし2年次修了の時点で卒業要件単位数の50%の取得では、1年次から入学した学生と比較すると取得単位数が少ないということが現実問題としては生じているようである。編入学をめぐる問題点を尋ねた自由回答形式の質問においても、編入学後の単位修得数の多さを指摘する大学・学部は複数みられた。現在、大学設置基準では各大学は1年間又は1学期間の履修科目の登録数に上限を設けるよう努めることを定めているが、編入学者に対してはこの登録単位数の上限を緩和して、所定の修業年限で卒業できるよう配慮しているとした大学もあった。こうした問題はわが国の大学における単位制度の運用全般にかかわる問題であるから、既修得単位認定の問題にとどまらず、より幅広い視点から検討していかなくてはならない。別の見方をするならば学生の流動化の観点から現在のわが国の大学における教育課程を眺めてみると、その問題点が浮かび上がってくるということのよい例であるともいえる。

3.5 単位認定される授業科目

既修得単位の認定にかかわる問題として、最後にどのような科目が単位認定の対象になっているのかについて検証する。先述のように本調査では個別認定を行う学部については一般・共通科目、専門科目それぞれについて単位認定を行っているか（＝上限単位数を何単位としているか）を尋ねているが、包括認定のみを行う学部では単位認定される科目の内訳までは尋ねていない。そこで以下のような手続きにより単位認定の対象科目を推定した。包括認定上限単位数が、卒業要件における一般・共通科目の必要単位数以下であれば“一般・共通科目のみ”を包括認定しているとする。反対に、包括認定上限単位数が、卒業要件における一般・共通科目の単位数と「その他」科目（＝一般・共通科目、専門科目のいずれからも履修することが可能な選択科目）の合計単位数を上回る場合には専門科目も包括認定の対象となっていることは明らかであるから“専門科目も含む”とした。ほとんどの大学では一般・共通科目は1、2年次に多く配当されているので、原則として1、2年次の科目が単位認定の対象となると考えれば妥当な仮定であるといえるだろう。

図表3-6が単位認定の方法別に単位認定の対象科目がどのようになっているかを示した結果である。なお併用方式の場合については、包括認定による対象科目のみを上記の方法により推定した結果を示してある。まず個別認定のみの場合をみると、96%とほぼ全ての学部が専門科

図表3-6 単位認定の対象となる科目

	単位認定の方法		
	包括のみ	併用*	個別のみ
一般・共通科目のみ	10.4	45.6	3.8
専門科目も含む	76.8	38.6	96.2
不明	12.8	15.8	-
合計	100	100	100
(N)	(336)	(215)	(476)

* 「包括認定」部分のみ

目も単位認定の対象になっていることがわかる。個々の科目の内容から判定を行うのであるから、そもそも科目の種類によって対応を異にする必要はないとも言える。ここでも注目すべきは、包括認定による単位認定の場合である。包括認定のみによって単位認定を行う学部のうち、77%は専門科目も（厳密に言えば、専門科目の履修に相当する単位数が）単位認定の対象としている。もちろん本調査の結果からだけでは詳細は不明であるのだが、仮に異なる学科系統からの編入学者に対しても一律に同じ単位数を包括認定しているとするならば、明らかに専門科目の履修が他の学生に比べて不足することになりかねないことを意味している。併用方式の学部では、46%の学部が一般・共通科目の全てもしくは一部のみを包括認定し、専門科目については個別認定を行う前述の③(a)方式を採用しているものの、一方で少なくとも39%の学部は専門科目に相当する科目についても包括認定の対象科目としている。後者の場合、包括認定のみによる学部の場合と同様の問題をはらんでいる。

3.6 包括認定の意義の再考

ここまで本章では、包括認定とよばれる単位認定方法が科目履修の体系性にもたらすであろう問題点について批判的な視点から調査結果を解釈してきた。しかし、必ずしも包括認定という方法そのものに由来する問題点であるとはいいい切れない。現に半数を超える大学・学部が包括認定方式を導入していることを考慮すれば、包括決定にも一定の意義が見出せることもまた事実である。

第一に、わが国では短期大学、高等専門学校等の短期高等教育機関からの編入学については、その卒業者のみを対象とすることが学校教育法によって定められている⁴。すなわち一定のまとまりのある教育課程を修了していることが編入学の前提とされているのである。ちなみにアメリカでは、公立2年制大学から4年制大学へのトランスファー学生のうち準学士（associate degree）を取得している者は34%に過ぎないことが全国規模の調査で明らかにされている（McCormick, Carroll 1997）。アメリカのように編入学以前の学修量およびその結果として身についた学力が個人ごとに大きく異なるとするならば包括認定という方式を採用することはもとより不可能であろう。しかし課程修了を編入学資格とするわが国においては、「準学士」として一定の能力証明が行われていることが包括認定の根拠となりうる。

第二に、編入学時の教育課程の連続性・整合性に関しては単位制度のみならず、受験資格によって担保することも可能であろう。すなわち、同一系統の学科出身者等に受験資格をあらかじめ限定しているのであれば、包括認定で単位認定を行うことによる問題点を減じることができる。

第三に、現状では編入学者の多くの部分が、とくに私立大学においては系列短大からの進学者によって占められている。系列短大であれば互いの教育課程について事前に詳細な情報を得ることは容易であろう。また指定校推薦制度による短大から4年制大学への編入学の場合も同様である。こうしたケースにおいては包括認定によって単位認定を行うことはむしろ合理的であるともいえる。

ここでは以上の3点について再び調査結果を用いて検討を行うことにする。

大学中退者に対する単位認定

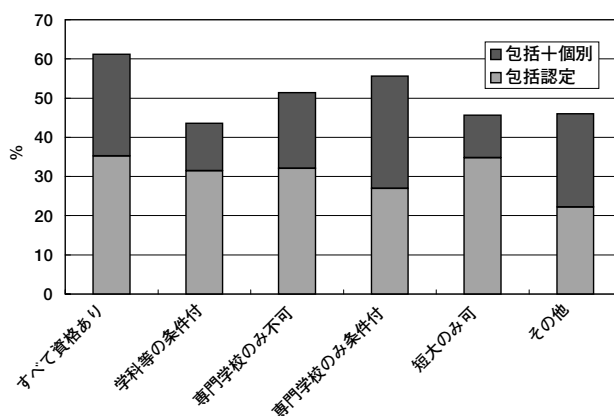
第一の点に関しては、他大学の中退者が転入学した場合の単位認定方法について検討すれば

よいだろう。つまり課程修了者ではない大学中退者に対して短大卒業者とは異なる方法で単位認定を行っているかどうかをみるのである。

結論からいってしまえば、大学中退者に対して短大卒業者とは異なる方法で単位認定を行う学部は皆無に等しい。両者に異なる方法を適応している学部は1.4%にすぎず、また認定単位数の上限を変えている学部も1.6%しかない。さらに付け加えれば、短期大学からの編入学は認めているが他大学からは不可とする学部は4.8%、他大学については学士入学のみなど条件付としている学部は4.3%と、受験資格による制限を設けている学部も1割弱であった。したがって短期高等教育機関の「卒業」を根拠に包括認定を導入しているとは必ずしもいえないのである。ただし、大学中退者の場合も一般的には「大学に2年以上在学して62単位以上を修得していること」を編入学の条件とするケースが多く、短大等の卒業生と同等量の単位を履修していることは求められている。果たして短大・高専等の「卒業」と同等とみなしうるのかについては検討の余地があろう。

編入学資格と単位認定の関係

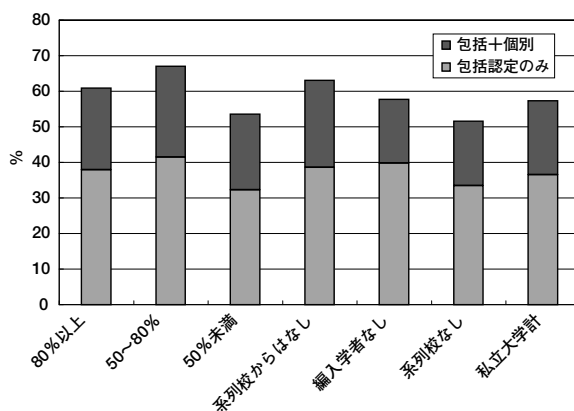
第二の点については編入学資格と単位認定の方法との関係を見る。図表3-7は編入学資格別に包括認定実施率を示したグラフである。図表3-7より明らかなように、包括認定を実施する割合は、編入学資格に出身学科等の条件を一切設けずに短大、高専、専門学校、大学中退者のいずれからも可とする学部において最も高くなっている。編入学資格によって既修得単位にある程度の枠を設けることによって包括認定が可能になるのではなく、実態はむしろその反対である。編入学生をより積極的に受入れようとする大学・学部ほど包括認定を行うという3.3での解釈はここでも支持されるのである。



図表3-7 編入学資格と単位認定方式の関係

系列短大からの編入学者数との関係

第三の点については、編入学者全体に占める系列短大からの進学者の割合別に包括認定の実施率を算出した。ただしここでは私立大学のみが分析対象である。図表3-8に示すように系列短大からの進学者が占める割合と包括認定実施率の間には必ずしも明確な関係性はみられない。したがって編入学生の履修単位の内容を事前に知りうるがゆえに包括認定を行っている



図表3-8 系列短大からの編入学者の割合と包括認定実施率の関係

いうことにはならない。

以上の分析結果を総合するならば、包括認定という単位認定方法そのものが必ずしも問題であるというわけではないにしても、包括認定を実施しているのはどのような大学・学部であるかを検討してみれば、最もオープンな編入学資格を設けているような、包括認定によって単位履修の体系的・整合性に問題を生じる可能性の高い大学・学部で実際には行われているといえよう。むしろ多様な学習履歴を有する学生を募集しているからこそ、包括認定でなければ対応できないといった方が実状に近いといえるかもしれない。

3.7 まとめ—既修得単位の認定について—

本章では転・編入学者に対する既修得単位認定の制度的実態について、われわれの調査の結果をもとに分析を行った。そこで明らかになった知見の一つが、現在、半数を超える大学が、個別の科目の内容を考慮せず一括して単位を修得したものとみなす包括認定方式とよばれる単位認定方法を採用していることである。先にも述べたように、短大・高専等の卒業など「一定のまとまった学修」を編入学の要件として求めているわが国の大学においては、その学修の成果に対して一括して単位を付与することには一定の意義を認めることができる。しかし、本章の分析結果が示すところによれば、包括認定方式の採用は編入学者の獲得に関する大学側の戦略と分ち難く結びついているようである。編入学をめざす学生にとっては、より低いコストで卒業、学士の学位取得が可能な大学を選択する行動がみられるとしても不思議ではない。すなわち大学側、学生側双方の市場的行動の表れとして包括認定方式が採用されている可能性があることが示されたのである。仮にこうした市場的行動が、学修の体系的・整合性に対する教育上の配慮よりも優先されているとするならば、学生の流動化は学士の質について重大な問題をもたらしかねない。もちろん以上に述べたことは、既修得単位の認定に関する制度的現状の分析結果ら導き出された仮説の域にとどまっている。今回の調査が明らかにした各大学・学部の既修得単位の認定制度の枠内で、実際には単位認定がどのように行われているのか、またその際にいかなる問題が生じているのか、いないのかを明らかにするために、今後さらなる調査が必要である。

[注]

- ¹ 大学審議会答申（平成10年10月26日）「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」より
- ² ちなみに卒業要件の平均値を示すと一般共通科目34単位，専門科目81単位，その他12単位となる。
- ³ 図表3-5には包括認定のみで単位認定を行うにもかかわらず，上限なしとする学部が存在することが示されている。こうしたことは原則としてありえないはずであるが，各大学（学部）からの回答をそのまま提示した。おそらく規程などに明確に定めているわけではなく，その都度，学修履歴を判断しながら，包括認定する単位数を決定しているということだと解される。
- ⁴ ただし，一部の大学において短大1年次から，四年制大学の2年次への編入学を認めているケースがみられた。宍戸（2002）では，平成15年度にこうした短大1年から大学2年次への編入を認めている大学として，8大学の大学・学部名があげられている（一部は募集要項等で確認済み）。

[参考文献]

Alexander C. McCormick, C. Dennis Carroll 1997, "Transfer Behavior Among Beginning Postsecondary Students: 1989-94", *NCES Statistical Analysis Report (NCES97-226)*, National Center for Educational Statistics

清水一彦 1998, 『日米の大学単位制度の比較史的研究』, 風間書房

宍戸ふじ江 2002, 『だれも教えてくれなかった大学編入 第2版』, 東京図書, 35-36頁

4. 単位互換制度の現状

濱中 義隆

本章では、学生の流動化の一側面として単位互換制度を扱うことにする。ここでいう「単位互換制度」とは、単に他の大学等で修得した単位の認定（移籍）を意味するのではない。本章では、大学設置基準第28条の規程に基づき、自大学の正規学生（科目等履修生などではなく、卒業を目指して在籍する学生）を対象に、各大学が締結した単位互換協定等に基づいて他の高等教育機関で履修した授業科目について修得した単位を、自らの大学における授業科目の履修によって修得したものとみなす制度のこののみを指す。つまり前章で扱った転・編入学にともなう単位の認定や、入学前の既修得単位の認定などは含まない、いわば「狭義の」単位互換制度である。本章では、はじめに単位互換制度の制度的根拠及びその変遷を概観したのち、単位互換制度の実施状況について調査結果をもとに報告し、最後に学生流動化と学修の体系的の側面から単位互換制度に関する検討課題を指摘する。

4.1 単位互換制度の変遷

現在、単位互換制度を導入している大学においては、当該制度の実施の意義として一般的に次のようなことが挙げられている。すなわち、情報化・国際化などの社会の変化に応じて、はば広いものの見方、柔軟な思考が必要とされるようになったため、従来の枠組みにとらわれず、いろいろな科目を勉強することが有用である、というものである。後に示すように近年、単位互換制度が急速に普及していることは事実であるが、そもそも同制度が制度的に導入されたのは、IT化やグローバル化がさげられるようになった1990年代よりもかなり以前、1970年代初頭にさかのぼる。

大学設置基準において単位互換制度が認められたのは、1972年の改正時である。改正の趣旨や留意点等を示した「大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（昭和47年3月30日付、文大大第226号、文部事務次官から各国公私立大学（短期大学を除く。）長あて通達）」によれば、同改正の趣旨は「所定の条件の下に学生が国内および国外の他大学においても授業を受け、単位を修得できるようにすることにより、国の内外にわたる大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資するよう所要の措置を講じたもの」であるとされ、これにより国内の大学相互間において、「大学は、学生が他の大学で修得した単位について、30単位までを当該大学において修得したものとみなすことができる」ことが定められた。もちろん大学がやみくもに学生が他大学で修得した単位を認定することを容認するものではなく、実施にあたっては以下のような留意点が付されている。(1) 今回の措置は、学生が他の大学において授業科目を履修することが教育上有益であると判断した場合に実施するものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは、学部、学科等において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学の授業科目をもって代替させるような取り扱いを容認するものではないこと、(2) 大学は、実施にあたっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること、(3) 学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行うにあたっては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めると

ころにより、認定するものとすること、等である。

同様に、学生が外国の大学へ留学する（学生が大学の承認を受けて、在学中に休学せずに外国の大学において学修する）場合についても、学生が留学して得た学修の成果について30単位までを当該大学において修得したものとみなすことができることが定められた。この場合においても、やむを得ない事情がない限り外国の大学との事前協議を必要とすること、さらには、「外国の大学においては、履修および評価の形態は、わが国の大学の場合と異なることが少なくないので、その実態に応じて適切な方法により、わが国の単位に換算するものとすること」、またここでいう「外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する教育研究機関をいうこと」が規定されている。

当初は、四年制大学相互間の単位互換のみが認められていたが、1982年より大学・短期大学間での単位互換も可能となった。また、いわゆる「大学設置基準の大綱化」として知られている1991年7月の改正においては、専修学校専門課程における学修など大学以外の教育施設等における学修の単位認定と合せて30単位まで認められる等（その他に入学前の既修得単位の認定が30単位まで認められていた）、単位互換の対象は拡大していった。さらに単位認定を行うことができる単位数の上限についても、1999年には入学の前後を問わず、大学・短大との単位互換制度による学修、大学以外の教育施設等における学修、既修得単位の認定をあわせて60単位までとされた。すなわち現行の大学設置基準では、制度上、卒業要件124単位以上のほぼ半分に当たる60単位までを、単位互換制度による他大学での学修で履修することが可能となっている。

4.2 単位互換協定の類型

上述のとおり単位互換制度の実施にあたっては、あらかじめ大学間の協議により必要な事項を定めること、いわゆる単位互換協定の締結が必要である。こうした単位互換協定をさらに詳しくみていくと、以下の2つのタイプに類別することができる。一つは、①2つの大学間もしくは部局（学部）間での相互協定を締結するものであり、もう一つが②各地域ごと等において複数の大学間で、単位互換に関する包括協定を締結するものである。近年、急速に拡大しているのは後者すなわち地域ごとの大学間連携（いわゆるコンソーシアム）による包括的な単位互換協定である。図表4-1は2002年度現在で、3大学以上の間で単位互換制度を実施している主な単位互換協定を示したものである。ほとんどの協定が過去5年間に開始されていることがわかるだろう。また、理工系学部相互間、あるいは国立単科大学相互間のように、類似した性格を有する機関間のみによる協定はむしろ少数であり、地域ごとの単位互換包括協定においては、短期大学や高等専門学校といった四年制大学以外の高等教育機関が参加していることもその特徴の一つとしてあげることができるだろう。

一方、海外の大学との単位互換においては、UMAP（アジア太平洋大学交流機構、5.4.3参照）のような例外もあるが、その多くは2校（学部）間での相互協定によって行われているようである。

図表4-1 複数大学間における単位互換協定

協定の名称	加盟大学	開始年度	
札幌圏大学・短期大学間における単位互換に関する協定 (Green-Campus)	酪農学園大学 札幌学院大学 北星学園大学	北海道浅井学園大学 酪農学園大学短期大学部 北海道浅井学園大学短期大学部	2002
網走支庁管内大学間単位互換協定	北見工業大学 北海学園北見大学	東京農業大学生物産業学部 日本赤十字北海道看護大学	2003
いわて5大学学長会議	岩手県立大学 岩手医科大学 富士大学	盛岡大学 岩手大学	2002
学都仙台単位互換ネットワークに関する協定	仙台圏の大学13校，短期大学4校		2001
彩の国大学コンソーシアム単位互換協定	駿河台大学 跡見学園女子大学 十文字学園女子大学 城西大学 西武文理大学	大東文化大学 東京家政大学 東京電機大学 文京学院大学	2002
埼玉県東部地区大学単位互換協定	獨協大学 文教大学	日本工業大学	2003
千葉県私立大学・短期大学間における単位互換包括協定	千葉県内の私立大学25校，私立短期大学14校 放送大学		1998
首都圏西部大学単位互換協定	東京都，神奈川県の大学18校，短期大学12校		1999
5大学間単位互換制度 (f-campus)	学習院大学 学習院女子大学 日本女子大学	早稲田大学 立教大学	2001
武蔵野地域5大学単位互換協定	亜細亜大学 日本獣医畜産大学 武蔵野大学	成蹊大学 東京女子大学	2002
多摩地区国立5大学単位互換制度	東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学	一橋大学 電気通信大学	1997
多摩アカデミックコンソーシアム	津田塾大学 国際基督教大学	国立音楽大学 武蔵野美術大学	1999
東京理工系4大学単位互換協定	東京電機大学 工学院大学	芝浦工業大学 武蔵工業大学	D.K.
横浜市内大学間学術・教育交流協議会	神奈川大学 関東学院大学 國學院大学 鶴見大学 桐蔭横浜大学 東洋英和女学院大学	フェリス女学院大学 武蔵工業大学環境情報学部 横浜商科大学 横浜国立大学 横浜市立大学	2001
愛知県学長懇話会 単位互換に関する包括協定	名古屋商科大学を除く愛知県内の全44国公立大学		2002
国際ネットワーク大学コンソーシアム (岐阜県)	岐阜大学 岐阜薬科大学 岐阜経済大学 岐阜女子大学 朝日大学 岐阜聖徳学園大学 東海女子大学	中京学院大学 名城大学都市情報学部 岐阜市立女子短期大学 岐阜聖徳学園大学短期大学部 東海女子短期大学 中部学院大学短期大学部 岐阜工業高等専門学校	2003
大学コンソーシアム京都	京都地域の大学32校，短期大学13校 早稲田大学		1994

協定の名称	加盟大学	開始年度	
西宮市大学交流協議会共通単位講座	大手前大学 関西学院大学 神戸女学院大学 聖和大学 兵庫医科大学	武庫川女子大学 聖和大学短期大学部 武庫川女子大学短期大学部 甲子園短期大学 夙川学院短期大学	2001
高等教育機関コンソーシアム和歌山	和歌山大学 和歌山県立医科大学 高野山大学 近畿大学生物理工学部	和歌山信愛女子短期大学 和歌山県立医科大学看護短期大学部 (和歌山工業高等専門学校)	2003
奈良県内大学間単位互換協定	奈良教育大学 奈良県立大学 帝塚山大学	天理大学 奈良大学	2003 2002 2000
近畿教育系国立三大学単位互換協定	奈良教育大学 京都教育大学	大阪教育大学	2001
神戸研究学園都市大学交流センター 単位互換講座	神戸芸術工科大学 神戸市外国語大学 神戸商科大学 流通科学大学	神戸市立工業高等専門学校 兵庫県立看護大学 神戸市看護大学	1999
中国・四国国立大学工学系学部相互 間における単位互換に関する協定	岡山大学工学部，環境理工学部 鳥取大学工学部 島根大学総合理工学部 広島大学工学部 山口大学工学部	徳島大学工学部 香川大学工学部 愛媛大学工学部	2002
岡山市内私立大学単位互換制度	岡山商科大学 岡山理科大学 山陽学園大学	就実女子大学 ノートルダム清心女子大学	D.K.
広島県高等教育機関等連絡協議会単 位互換制度	広島県内の大学11校，短期大学7校		1999
香川県内5大学単位互換協定	香川大学 香川医科大学 四国学院大学	高松大学 徳島文理大学総合政策学部	2000
NICE キャンパス長崎	長崎大学 長崎県立大学 県立長崎シーボルト大学 長崎総合科学大学 活水大学 長崎純心大学 長崎外国語大学	長崎ウェスレヤン大学 活水女子短期大学 長崎純心大学短期大学部 玉木女子短期大学 長崎短期大学 長崎外国語短期大学	2001
大学間相互単位互換協定	熊本大学法学部 熊本学園大学商学部，経済学部	熊本県立大学総合管理学部	1996
鹿児島県における大学等間の授業交 流（単位互換） KRICE キャンパス鹿児島	鹿児島大学 鹿屋体育大学 鹿児島県立短期大学 鹿児島国際大学 鹿児島国際大学短期大学部	鹿児島純心女子大学 鹿児島純心女子大学短期大学部 志学館大学 鹿児島女子短期大学	2002

4.3 単位互換の実施状況

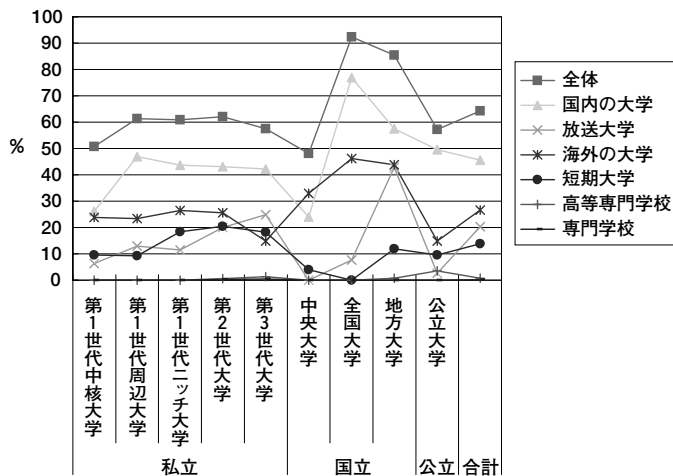
前節では単位互換に関する制度的側面を概観した。つづいてわれわれの調査の結果から単位互換制度の実施状況についてみていくことにしよう。

(1) 単位互換協定の締結率，実施率

本調査では、「国内の大学（放送大学を除く）」、「放送大学」、「海外の大学等」、「短期大学」、「高等専門学校」、「専門学校（専修学校専門課程）」²のそれぞれについて、単位互換協定を結んでいる学校数、卒業要件に算入する単位数、他校での履修者数および他校からの履修者数などを尋ねている。

図表4-2は協定を結ぶ相手の学校種別ごとの単位互換協定締結率を大学類型別に示したものである。それぞれの学校種別について協定校数が1校以上と回答した場合に「協定あり」として算出した割合が示されている。なお図中の「全体」とは学校種別を問わずに少なくとも1校以上の学校との間に協定を結んでいる学部の割合である。図4-1に示されるように大学類型計では、64%の学部がいずれかの学校と単位互換協定を締結していることがわかる。ちなみにこの数値は文部科学省が2000年度に行った調査³の結果(国立100%, 公立54%, 私立59%, 合計65%)とほぼ同じ水準である。先述のように近年、コンソーシアム型の単位互換協定の実施が急速に進んでいることを考えると、文科省による調査の2年後の2002年度に実施したわれわれの調査の結果がほぼ同水準であるということは、文科省調査が示す「単位互換制度を設けている大学」の割合よりも、われわれの調査の「協定締結率」の方が低い数値を示していることになろう。おそらくその要因は、文科省調査が大学を単位とした集計であるのに対して、われわれの調査では学部を単位として集計しているために、当該学部が単位互換の対象外である場合には除外されてしまうこと、また、文科省調査では学則などの規程上では単位互換を認めているものの実際に単位互換協定を締結している学校がない場合にも、「制度を設けている」としてカウントされていることによるのではないかと推測される。

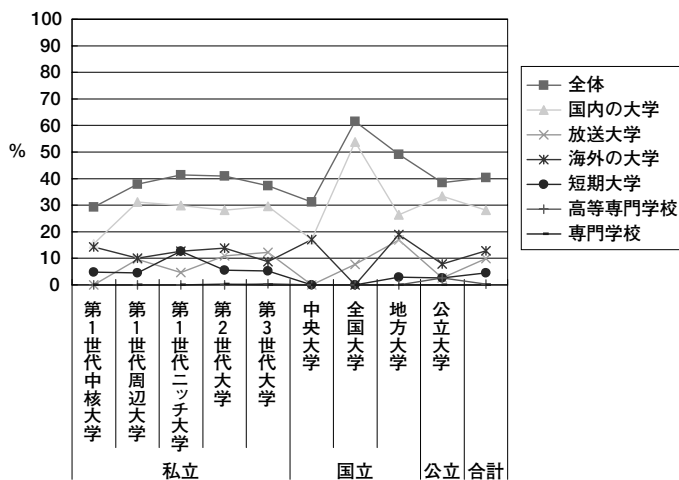
大学類型別に図表4-2をもう少し詳しくみると、まず締結率が高いのは国立全国大学、地方



図表4-2 単位互換協定の締結率

大学であることがわかる。これらの大学類型では国内の大学、海外の大学ともに他の類型に比べてより高い締結率を示している。反対に締結率が低いのは国立中央大学と私立第一世代大学であった。編入学の分析において「流動化率が低い」大学類型として指摘した国立中央大学と私立第一世代大学は、単位互換制度においても同様の状況にあるといえる。これらの大学類型では特に国内の大学との協定が他の類型の大学に比べて少ないことが示すように、協定を締結している場合でも、海外の大学との間のみという機関が多いというのも一つの特徴である。

ところで、図表4-2は単位互換協定を締結しているか否かのみを示すものであって、実際に単位互換協定が利用されているかどうかはまた別の問題である。そこで図表4-3では単位互換制度によって他の高等教育機関において授業を履修した者の有無によって「単位互換実施率」を示した。単位互換の相手の学校種別ごとに他校での履修者数が1名以上存在する学部を算出したものである。図表4-2と図表4-3を比較すれば明らかなように、実際に単位互換制度を利用して他校で単位を修得する者がいる学部の割合は、協定締結率よりもかなり低い。たとえば国内の大学では、46%の学部が1校以上と単位互換協定を結んでいるとしているが、実際に他校での履修者が存在する学部は28%である。いいかえれば単位互換協定を結んでいる学部のうち約40%では、他校での履修者がいないことになるのである。



図表4-3 他校での履修者ありの割合（単位互換協定実施率）

(2) 単位互換制度により他校での履修を認められた学生数

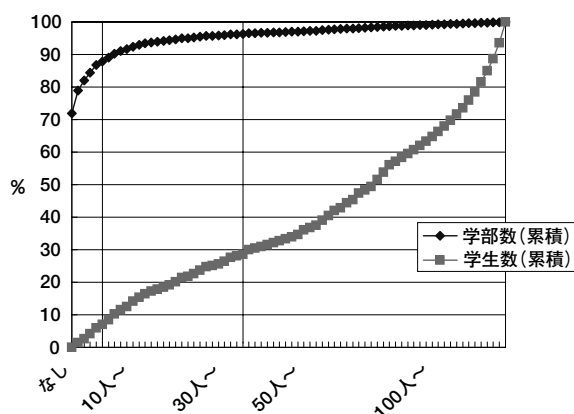
それでは単位互換制度により他校での履修を認められた学生数がどれくらいの規模であるのかを確認しておこう。図表4-4は各学校種別ごとに他校での履修者数を「推計」し、設置者別に示したものである。ここで「推計」というのは、表中の数字は調査票で得られた実数そのものではなく、設置者別の回収率を考慮した重み付けを施して集計した数値であることを意味する。本調査は全国の大学の全学部を対象にしたものであるが、前述のとおり回収率は100%ではない。しかし回収率が比較的高いことに加え、無回答であった大学に系統的な偏りがあるとは認められないことから、回収率の逆数を乗じることにより全大学での数値を推測することが可能であろう。図表4-4に示すように、国内の他大学での履修を認められた者は約10,300名（短

図表4-4 他校での履修者数（推計値）

	単位互換							流動化率
	国内の大学	放送大学	海外の大学等	短期大学	高等専門学校	専門学校	1次在学者数	
国立	630	268	373	68	0	0	101878	1.3%
公立	1338	300	62	15	59	0	26065	6.8%
私立	7619	4245	2549	613	3	4	491137	3.1%
計	9587	4813	2984	696	62	4	619080	2.9%

大での履修者含む）、海外の大学での履修者が約3,000名、放送大学での履修者は約4,800名程度と推測される。前述の文部科学省の調査によれば2000年度において国内の大学9347名、国外の大学2932名、放送大学4124名であったので、放送大学を含めた国内の大学間での単位互換がさらに進んだとみてよいだろう。さらに、われわれの調査時点から遡ること15年、1987年度（昭和62年度）に文部省が行った調査⁴によれば当時の単位互換の実施状況は、国外の大学での履修者が1249名（101校）、国内の大学での履修者はわずか604名（32校）に過ぎなかった。当時は国外の大学での履修を単位認定された学生の方がむしろ多かったのである。国内における単位互換制度は1990年代以降に急激に拡大したことがわかるデータである。

しかしながら、この他校での履修を認められた学生数が1学年の在籍学生数に占める割合（流動化率）は約3%程度と小さい。しかも注意しなければならないのは、単位互換制度を利用している学生は特定の大学（の特定の学部）に集中している点である。図4-3は、対国内の大学について、他校での履修者数を横軸にとり、履修者数およびその学部数を累積相対度数で示したグラフである。図表4-5より70%の学部では対国内の大学について協定校がないもしくは協定は締結されていても他校での履修者数はいないのであり、さらにこれらの学部を含め約90%の学部では単位互換による他校での履修者数は10名未満であることがわかる。その一方で、他校での履修者数の70%は数の上では僅か3~4%の学部集中して在籍しているのである。図表は省略するが、対海外の大学あるいは対放送大学についても、単位互換制度の利用者は上記のように特定の大学（学部）に集中している傾向を確認することができる。こうした事実を



図表4-5 他校での履修者数

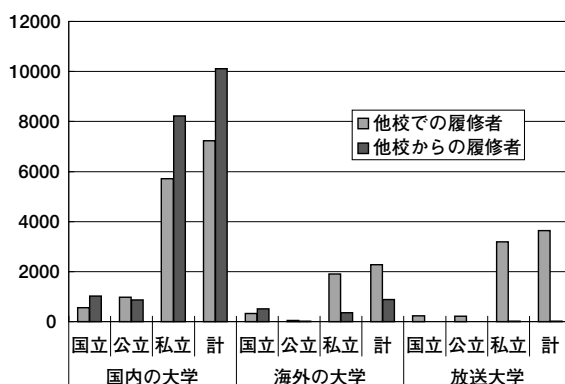
踏まれば、単位互換制度の進展を過度に強調することには注意を要するといえるだろう。

(3) 他校での履修者数と他校からの履修者数のアンバランス

図表4-6には、他校での履修者数および他校からの履修者数を学校種別・設置者別に示した。ただしここでは、回収率による重み付けは施していないので、合計値は図表4-4のそれとは異なることをあらかじめ断っておきたい。

はじめに、対国内の大学について着目すると、国立、私立ではともに他校での履修者数を他校からの履修者数が大きく上回っており、設置者計をみても同様であることが示されている。このことは、先述したような複数大学間におけるコンソーシアム型の単位互換包括協定を利用している学生が多いことを意味しているのではないかと考えられる。なぜなら、学生を他校へ送り出す側からみれば一人の学生が複数の大学で単位を修得しようとも「他校での履修者」数は一人としてカウントされるのに対して、他校から学生を受け入れる側からみれば、複数の大学で授業を受けた一人の学生が各々の大学において「他校からの履修者」としてカウントされる可能性があるからである。もし2校間の相互協定のみであれば少なくとも設置者計については両者がほぼ同数にならなければならない。

一方、海外の大学および放送大学については、対国内の大学とは反対に他校での履修者数が他校からの履修者数を上回っている。このうち放送大学については、そもそも放送大学の学生の受け入れを認める大学がごく一部に限定されていることによるものである。つまり、放送大学との単位互換協定は相互協定ではなく、放送大学以外の大学からの一方向的なものなのである。対海外の大学では私立大学において他校での履修者が他校からの履修者を大幅に上回っていることがわかる。これはおそらく、いわゆる語学留学などの短期留学生を多数送り出している大学が存在するためであろう。国立大学ではむしろ海外の大学からの履修者数の方が、海外での履修者数よりも多くなっている。



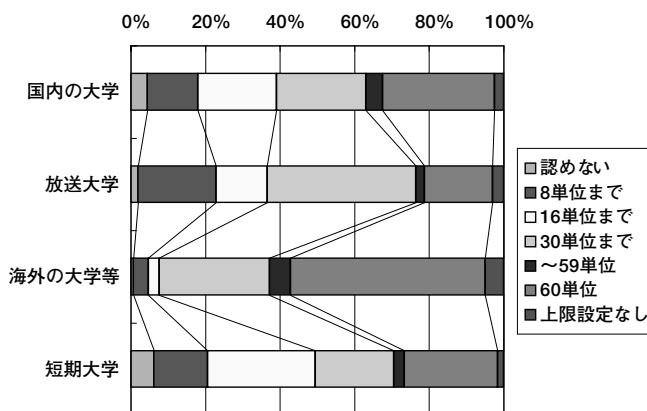
図表4-6 他校での履修者数と他校からの履修者数

(4) 単位互換が認められる授業科目の種類と認定単位数の上限

単位互換制度の実施にあたっては編入学生の受け入れの場合と同様に、学修の体系性を考慮するならば、どのような授業科目が、何単位まで卒業要件に算入されるのかは重要な問題とな

ろう。

図表4-7は単位互換の相手となる学校種別に、単位認定の上限単位数の分布を示したグラフである。なお先述のとおり現行の大学設置基準では、大学・短大との単位互換制度による学修によって認定される単位数の上限は、大学以外の教育施設における学修の単位認定等を含めて60単位までと規定されている。よって「上限なし」と回答している学部も、学則等の規程において認定単位数の上限を定めているわけではないという意味であって、実際には60単位を超えて単位認定を行うことはできない。つまり実質的には60単位であるのと同じである。図4-5より明らかのように単位互換の相手となる学校種別によって認定単位数の上限は大きく異なっている。ただし図表4-2に示したようにどのような種類の学校と単位互換協定を締結しているかは大学の属性（大学類型）によっても異なっているため、ここでの結果には、単位互換の相手校による影響だけではなく、単位認定を行う大学側の属性の影響が含まれている可能性も否定できない。



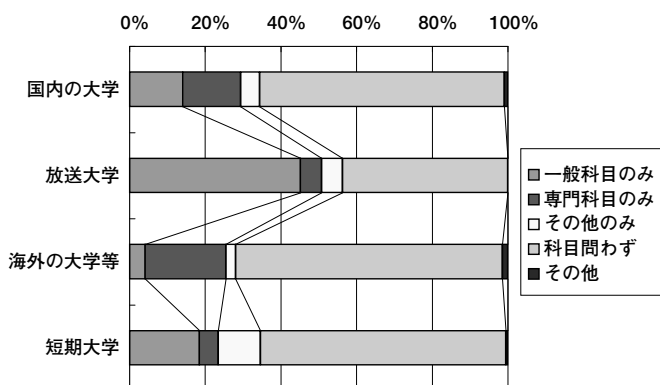
図表4-7 単位認定の上限単位数

まず、単位互換協定の相手校として最も量的には多い国内の大学に着目すると、全体の33%の学部で上限いっぱいの60単位まで他大学で履修した科目の単位認定を認めていることがわかる。その一方で、約4%の学部は卒業要件には算入しないとしている。卒業要件に算入しない場合は厳密に言えば「単位互換」にはあたらないといえなくもないが、単位互換協定に含まれる「授業料相互不徴収」等の取り決めに基づき、他大学での授業を受講することを可能にしているのであるから、単位互換制度と全く無関係であるというわけではない。それ以外の学部では17~30単位までとする学部が24%、9~16単位までとする学部が21%と比較的多く、1~8単位までとする学部が14%となっている。

相手校が海外の大学等の場合、上限なしを含めた57%の学部が60単位まで認定できるとしており国内の大学の場合よりもその割合は高い。16単位未満を認定するとした学部も7%にとどまっている。両者の違いをもたらしている要因としては、国内の大学との単位互換の場合は学生が週に何コマか他大学に向いて授業を受けるのに対して、海外の大学との場合は必然的に一定期間、現地に滞在する「留学」の形式をとるために修得単位数が多いということが第一に

あげられよう。それとともに、単位認定の方式が異なることも影響しているのではないかと考えられる。つまり、海外の大学との単位互換の場合には認定可能な単位をあらかじめ決めておくのではなく、帰国後に個別の科目について「読み替え」認定を行うために、大学設置基準に定められた60単位以内であれば上限を設ける必要がないのに対して、国内の大学との単位互換では科目の特定（読み替え）はせず、選択科目を修得したものとみなす大学が多いのではないかとのことである。なお、放送大学や短期大学との単位互換の場合には上限単位数は対国内の大学と比較してもさらに低く設定する学部が多くなる。

こうした単位認定の上限単位数の違いは認定される科目の種類とも関係している。図表4-8が示すように、海外の大学の場合には、一般科目のみあるいはその他科目（いわゆる自由選択科目）のみを認定する学部は7%（一般科目のみ4.1%，その他の科目のみ2.6%）であるのに対して、国内の大学の場合は19%（14.1%，5.0%）である。さらに放送大学、短期大学との単位互換ではそれぞれ50%，30%の学部が一般科目もしくはその他科目のみの認定としているのである。



図表4-8 単位認定される科目の種類

もちろんここで示した数値は各大学の規則等に定められた上限単位数及び単位認定の対象科目に関するものであるから、実際に単位認定がどのような方法で、またどの程度まで行われているのかは不明である。こうした点については今後さらに調査を進める必要があるだろう。

4.4 まとめ—単位互換制度の問題点—

単位互換制度を活用することにより、学生が自分の興味・関心にあわせた授業科目を履修する機会を拡大することは事実であり、高等教育の弾力化・柔構造化の観点からは望ましいことであると言えるだろう。ただしそれは各大学において単位制度が厳格に運用されているという前提があつてのことである。ここでは本章のまとめとして、「学生の流動化」の観点から単位互換制度がどのような問題点をはらんでいるのか、わが国において現在、実施されている単位互換制度の実例をふまえながら考察する。

はじめに取り上げるのは、単位互換制度によって提供される授業科目の形態についてである。本来であれば単位互換制度により履修可能な科目は、他大学の通常の教育課程において開講さ

れている科目でなければならないはずである。ところがコンソーシアム型の単位互換包括協定の下ではしばしば、参加大学の教員によるオムニバス形式の授業（「共同授業」、「コーディネーター科目」等と呼ばれている）が開講され、単位の取得を可能にしている。こうした授業の多くは、統一のテーマに沿った1回完結の授業のオムニバス形式で行われ、担当講師は毎講義ごとに異なる教員が担当する。異なる大学の複数の教員が授業を行うためか、「単位認定は原則として、授業出席回数による」ことを明示しているケースもみられた。もちろんコーディネーターを担当する大学の開講科目と形式的に位置づけることは可能であるけれども、実態としては、どの大学が提供しているのかさえ不明であるような科目が、テスト等による成績評価も行われないうまに単位認定されることが起こりうるのである。いいかえれば、単位を取得したという事実によって示される学修の内容およびその成果を保証するのは誰なのか、責任の所在が不明ということがおこりかねないことになる。

単位認定・成績評価の方法については、他にも問題点を指摘しうる。ある県で実施されている単位互換包括協定では「実施要項」に、単位認定に関して、「科目開設大学等は、単位互換履修生の試験の素点で評価の上、所定の様式により学生の所属大学等へ通知する。学生の所属大学等では、科目開設大学等から報告された成績通知書に基づき、学生の所属大学等の定める成績評価基準に基づいて所属大学等の単位として認定する」と定めている。つまり成績評価と単位認定がそれぞれ別の基準で行われることが可能になってしまう。しかも「単位修得証明書は、所属大学等でのみ発行する」とされているため、いったん学生の所属大学で単位認定がされた後には、学修の内容や成果を保証するのは、実際に授業および成績評価を行った大学ではなくなってしまうわけである。他地域の単位互換協定においてもこうした方式が一般に採用されているかは現時点では不明であるため過度の一般化は避けなくてはならないが、こうした事例が存在していることは事実である。

もっとも、上記のような点は、学生が一つの大学のみにも所属し、その大学を卒業して学士の学位を得ることを前提にするならば、単位互換制度による修得単位数が極端に多くならない限り、問題にはならないだろう。当該大学の責任において単位を付与し、卒業要件に算入すればよいだけのことだからである。問題は、こうした単位を修得した学生が編・転入学などによって高等教育機関間を移動する場合である。編・転入学時の既修得単位の認定においては、学生が他の高等教育機関で修得した単位（授業科目）の内容がシラバス等によって確認できなければ、厳密な単位の「読み替え」を行うことは不可能である。ところが、単位修得証明書あるいは成績証明書が学生の所属していた大学からのみで発行されるものとしたら、単位互換により修得した単位は、証明書を発行する大学が、学生が実際にはどの科目を履修したのかを証明書等に明記していなければ、授業の内容等を知ることができない。このような場合、単位の移籍が認められず学生にとって不利な状況が発生する、あるいは包括認定の一部として学修の内容とは無関係に単位が与えられることになろう。学生の流動化という視点から単位互換制度を考えると、こうした問題を生じる可能性を現状においてすでに抱えていることがわかるのである。

本章の冒頭に記したように、単位互換制度の進展それ自体も「学生の流動化」の一側面である。学生の興味・関心の多様化や在学中における興味・関心の変化への対応といった点において、単位互換制度の進展と転・編入学者の増加は、その背景となる要因に共通した側面を有す

るといえるだろう。それゆえ両者は同時に進行する可能性が高い。そうした場合、単位の互換性・流通性をめぐって上記のような質の保証の問題がクローズアップされることになる。

[注]

¹ 高等教育研究会、『大学設置審査要覧 平成15年改訂』，文教協会，276頁，2003年

² 厳密にいえば，専門学校との間では単位互換を行うことはできない。しかし，大学外の教育施設における学修の単位認定の規程にもとづいて，専門学校における学修についても単位を認定できることから同列に扱うことにした。

³ 「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省2002年11月8日付け報道発表)，http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/11/021107.htm

⁴ 文部省，「学位授与機関に関する調査研究資料集—昭和63年度調査」，105頁

5.1 留学生政策の新段階

国内の高等教育がマス化からユニバーサル化へと移行する一方で、日本の国境を越えた学生移動も飛躍的な拡大を遂げている。21世紀に入って日本の留学生政策は、いまや質を問われる段階にきているといえよう。とくに本稿が対象とする大学の学部つまり学士課程においては、移動に伴う学習上の支障を取り除き、留学前後で円滑かつ間断ない学修を可能にする仕組みがますます重要となっている。これは海外の学生が日本の大学に留学する場合のみならず、日本の大学に在籍する学生が、海外の大学に長期もしくは短期の留学を行なう際にもあてはまる。学生が留学先で行なった学修を、帰国後にどのように認めるか、言い換えればその単位認定の方法は、学生移動の促進に重要な鍵を握る問題である。このような留学生の受け入れと送り出し（派遣）の双方にかかわる単位互換の現状を分析し、その課題について考察することが、この章の目的である。

以上の問題意識をふまえて本章では、次の順序で論を進める。まず1980年代以降の留学生政策と学生移動の拡大を概観した上で（第2節）、国際交流協定の締結状況に注意しながら、実際の留学生受け入れ・送り出しに対する大学の行動の特徴を分析する（第3節）。さらに、そうした大学（学部）間の留学協定にもとづいて単位互換がどのくらい実施されているかを明らかにし（第4節）、日本と諸外国の大学間の学生移動と単位互換の課題について考察する（第5節）。

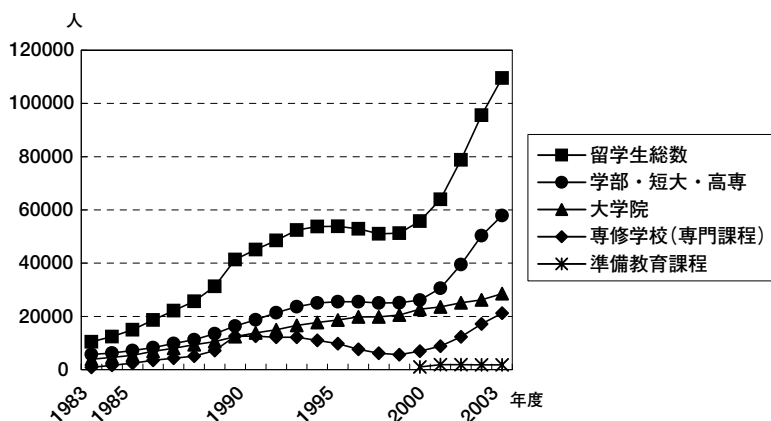
5.2 国を越えた学生移動の現況

本調査の分析に入る前に、日本の国境を越えた学生移動、すなわち外国人留学生の受け入れと日本人留学生の送り出し（派遣）の現状を概観しておきたい。

5.2.1 「留学生受け入れ10万人計画」の達成

周知のとおり外国人留学生¹の受け入れに関して大きな転機となったのは、1980年代初頭に政府が打ち出した政策、いわゆる「留学生受け入れ10万人計画」である。有識者による『21世紀への留学生政策に関する提言』（1983年8月31日）と『21世紀への留学生政策の展開について』（1984年6月29日）の二つの提言を踏まえて、当時の文部省は、21世紀初頭に大学等に留学生10万人を受け入れるための施策を開始した。この二つの提言は、日本で最初の総合的な留学生政策であり、その後の留学生行政の青写真を示した点で重要な位置を占めている（cf. 斎藤, 1990）。

実際の留学生数の推移をみてみよう。日本の大学等で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」開始時の1983（昭和58）年には10,428人と1万人強にすぎなかったが、10年のうちに約5倍に増加し、1993（平成5）年に5万人台を超えた（52,405人）。続く5年間はいわば停滞期で1998年の51,298人までむしろ減少したものの、翌1999年に上昇に転じた後は著しい増加を見せている。2000年に64,011人、2001年に78,812人、2002年に95,550人と前年比で15～23%の高い伸び率によって、2003年には10万人を突破した（109,508人）。「留学生受け入れ10万人計画」はその実施から20年を経て、ついに目標に達したのである（図表5-1）。



出所：中央教育審議会，2003，『新たな留学生政策の展開について（答申）』から作成。

図表5-1 在学段階別留学生数の推移

上述した『21世紀への留学生政策の展開について』は，外国人留学生受け入れの見通しを次のように描いていた。すなわち，(1) 在学段階別の留学生数は，学部6，大学院3，高等専門学校・専修学校1の割合を想定すること，(2) 国公立別の留学生数は，国立と公私立の比率を全体としては1:2，大学院については2:1を想定すること，(3) 10万人受け入れ時の私費留学生と国費留学生の割合は9:1程度とすること，である²。この見通しを2003年度の現状（cf. 中央教育審議会，2003）と対比してみよう。

第一に，在学段階別（準備教育課程を除く）の留学生数は，学部4.9，大学院2.7，高等専門学校・専修学校（専門課程）・短期大学2.4という比率であり，当初の想定よりも学部の割合が小さく，その分短期高等教育機関の割合が大きくなっている³。第二に，設置者別には全体として国立に25.9%，公私立に74.1%が在学しており（国立と公私立の比率は約1:3），公私立の比重が想定よりも高い。その一方で，大学院については2.2:1で，国立の占める割合が見通しに比べてやや高くなっている。第三に，留学費用の出所による分類では，私費留学生89.6%，国費留学生8.9%，外国政府派遣留学生1.5%であり，これを私費対国費としてみればおよそ9:1と当

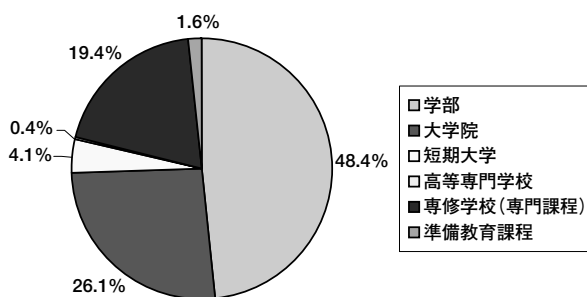
図表5-2a 国公立別・在学段階別留学生数

	学部		大学院		短期大学		高等専門学校		専修学校 (専門課程)		準備教育課程		計	
国立	8,344	15.8%	19,618	68.7%	18	0.4%	368	81.6%	2	0.01%	0	0.0%	28,350	25.9%
	(7,035)		(17,860)		(17)		(402)		(0)		(0)		(25,314)	
公立	1,348	2.5%	1,262	4.4%	57	1.3%	0	0.0%	40	0.19%	0	0.0%	2,707	2.5%
	(1,147)		(1,128)		(63)		(0)		(29)		(0)		(2,367)	
私立	43,289	81.7%	7,662	26.9%	4,404	98.3%	83	18.4%	21,191	99.8%	1,822	100.0%	78,451	71.6%
	(27,040)		(6,158)		(3,694)		(104)		(12,295)		(1,840)		(51,131)	
計	52,981	100.0%	28,542	100.0%	4,479	100.0%	451	100.0%	21,233	100.0%	1,822	100.0%	109,508	100.0%
	(35,222)		(25,146)		(3,774)		(506)		(12,324)		(1,840)		(78,812)	

注：2003（平成15）年5月1日現在，（ ）内は2001（平成13）年5月1日現在の数値。

本稿の留学生に関する調査では平成13年度の数値が回答されている。

出所：中央教育審議会，2003，『新たな留学生政策の展開について（答申）』。



出所：中央教育審議会，2003，『新たな留学生政策の展開について（答申）』から作成。

図表5-2b 在学段階別留学生の割合（2003年5月1日現在）

初の計画に沿っている。なお、外国人留学生の在留期間は1年以上が大多数を占め、1年以内の短期留学生⁴は6,750人（全体の6.2%）にとどまる。

以上の点を概括すれば、「留学生受け入れ10万人計画」はその見取り図と多少の相違はあるとはいえ、おおむね当初の想定に従って実現されてきたということができよう。しかも留学生の受け入れにあたって主要な役割を果たしてきたのは、なにより大学の学部である。2003年の留学生総数109,508人を在学段階別にみると、学部⁵に48.4%、大学院に26.1%が在学し、外国人留学生の約半数を大学の学部が受け入れていることがわかる。学部6、大学院3という当初の見込みには及ばないが、それでも学部と大学院をあわせるならば、留学生の4分の3が大学に籍を置いている（図表5-2a、5-2b）。

5.2.2 日本人留学生の増加

このように海外からの留学生受け入れが積極的に推進されてきたのとは対照的に、日本人留学生の送り出しについては、国としての政策の遅れが目立っている。馬越（2003，p.8）が指摘するように、「日本人留学生の送り出しについては、この20年間、政府に政策らしい政策はなかったといっても過言ではない」。しかし、日本から海外の大学等に留学する日本人の数は、受け入れ数の伸びとほぼ軌を一にする形で、過去20年ほどの間に飛躍的に拡大してきた。ユネスコの『ユネスコ文化統計年鑑』やOECDの統計などを基に作成された資料によると（中央審議会，2003），日本からの留学生数は1980年代には年に1.8万人以下であり大きな変化がなかったものの、1980年代末から着実に増加し始め、1990年に約2.7万人、1995年には約6万人にまで増加した。1983年（18,066人）と2000年（76,464人）を比べると、この17年間に日本人留学生の数は4倍以上に伸びたことがわかる。

しかもこの間に、日本人の留学の特徴は構造的に変化してきたといわれる（青木，2003）。法務省の『出入国管理統計年報』から渡航目的が留学等の帰国日本人の滞在期間をみると、1980年代中頃から1年以内、とくに「2ヶ月以内」が急増している。その傾向は1990年代も続き、滞在期間が「2ヶ月以上、1年以内」と「1年以上」の帰国者がほぼ横ばいの水準を保っているのに対して、「2ヶ月以内」が著しく拡大した。いまや留学等目的の帰国者の約8割を2ヶ月以内の留学を終えた人が占めている⁵。換言するならば、日本人の留学形態として、海外の高等教育機関での学位取得を目指した伝統的な「留学」は、数からいえばもはや完全なマイノリティ

となり、短期・体験型の留学が多数となっているのである。こうした短期の留学は、語学習得を目的とした英語圏への留学に主に結びついている。それは、日本の大学等に在学しながら短期の留学を行なう学生数の増加と連動していると推測される。だが、日本の大学、とくに学部在学中に海外に向かう学生がどの程度の規模で存在するのかが統計的に明らかにされていない。

5.2.3 本章の調査分析の範囲

本稿の調査結果は、2001（平成13）年度に各大学の学部在籍した外国人留学生35,222人のうち67.7%を把握している。回収率（77.4%）を考慮に入れるならば、日本の大学の留学生受け入れに対する全体的な傾向を捉えることが可能であろう。その一方で、日本人留学生の送り出しに関しては、先述のとおり日本の大学に在籍しながら長期・短期に留学する学部学生の数は明確でない。本稿の調査においても、学生が休学中に海外に留学する場合には、大学側はその数を把握しにくい状況にあることが一部の大学から指摘された。それゆえ本章で扱う日本からの学部留学生は、各大学（学部）に捕捉された事例に限られていることを断っておきたい。このように限定された条件の下ではあるが、国を越えた学生移動の動向と単位互換の大まかな趨勢の分析を試みる。

5.3 国際交流協定と学生移動の関係

5.3.1 学生移動の分析指標

まず、日本と海外の大学間の学生交流と、実際の留学生受け入れ・送り出しの関係についてみていく。その特性を明らかにするために、以下では三つの指標を用いることにしたい。

第一は、大学における留学協定の有無である。日本の大学と諸外国の大学との間で制度的、組織的に学生の交流が行なわれる際には、いわゆる国際交流協定が締結されるのが通例である。一般に大学間の国際交流協定は、(1) 学生交流、(2) 研究者交流、(3) 共同研究、(4) 学術情報交流、などを柱としており、このうち本調査では学生交流にかかわる留学協定の締結状況について尋ねた。国立大学の場合、こうした国際交流協定は、概して大学間協定と学部（部局）間協定の二本立てになっている。他方、私立大学では、戦略的に機関（大学）ベースで学生交流が図られることが少なくない（馬越，2003，p.9）。このような事情により、各学部からの回答には大学間協定と学部間協定の双方が含まれた。本章ではこの両者を留学協定として扱う。

留学協定の有無に着目すると、日本と諸外国の間の学生移動は、留学に関する「提携・協定大学」の間で行なわれたものか、それ以外かによって2種類に分けられる。すなわち、外国人留学生は「提携・協定大学からの留学生」と「提携・協定大学以外からの留学生」に、また海外への日本人留学生は「提携・協定大学への留学生」と「提携・協定大学以外への留学生」に区分される（以下、提携・協定大学は協定大学とする）。いずれも前者は、制度的に構築された学生移動といってよい。

第二は、留学生の在留期間である。留学先の大学での在留期間を、1年を境として「短期（1年未満）の留学」と「長期（1年以上）の留学」に分ける。この二つを、第一の指標である留学協定の有無と組み合わせることによって、学生移動は四つの形態に分類される。

第三は、大学ごとの外国人留学生ないし日本人留学生の規模である。ここでは大学1校あた

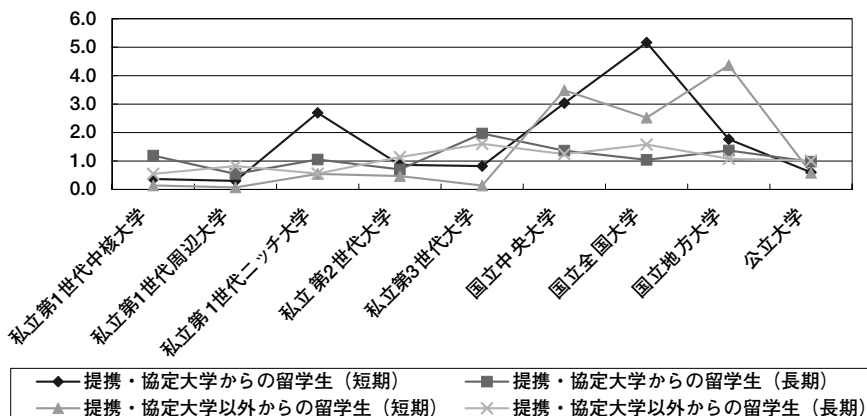
りの留学生規模を相対的に表すために、新たに一つの指標を設定する。この指標は、大学全体の中で各大学の在学者数が占める比率と、受け入れた外国人留学生数（または送り出した日本人留学生数）が占める比率とを対比した数値である。これを「留学生集中度」と呼ぶことにしよう。たとえば、ある大学に関して、大学全体の中での在学者数の比率と、留学生の受け入れ数（または送り出し数）の比率とが等しければ、その大学の留学生集中度は1となる。また、在学者数の比率にくらべて留学生受け入れ数（または送り出し数）の比率が高ければ、その大学は相対的に留学生を多く受け入れ（または送り出し）ていることになり、留学生集中度は1より大きくなる。このような比率の違いを指標とする理由は、大学の規模に左右されやすい絶対数からではなく、相対的な数値を用いて留学生規模を捉えることにより、学生交流にかかわる大学側の姿勢を明らかにしやすいと考えたからである。ただし以下では全体的な趨勢を把握するという観点から、大学は大学分類にもとづいた類型にまとめて分析を行なう。国公私を設置者別に、歴史的な発展経緯と規模等を加味した9類型である（第2章2.4.1の大学分類を参照）。

5.3.2 留学協定と学生移動の関係

上に挙げた三つの指標、つまり留学協定の有無、留学生の在留期間、留学生集中度、を用いて、日本と諸外国間の学生移動の特徴を検討する。留学生の受け入れまたは送り出しは、どのような種類の大学において積極的に行なわれているだろうか。また、大学（学部）間で結ばれる留学協定は、そうした学生移動を推進する装置として機能しているか。

5.3.2.1 外国人留学生受け入れの特徴

まず、海外からの留学生の受け入れについてみていこう。図表5-3aが示すように、外国人留学生を相対的に高い比率で受け入れているのは、国立大学と私立第1世代のニッチ大学である。いずれも在留期間が1年未満の短期留学である点で共通している。しかし留学協定との関係に着目すると、私立のニッチ大学がもっぱら協定大学からの留学生受け入れに積極的であるのに対して、国立大学の受け入れ率の高さは、必ずしも留学協定によるものとは限らない。全国大学は留学協定にもとづいた短期留学生の受け入れに群を抜いているが、地方大学は主に協定大



図表5-3a 海外からの外国人留学生の集中度

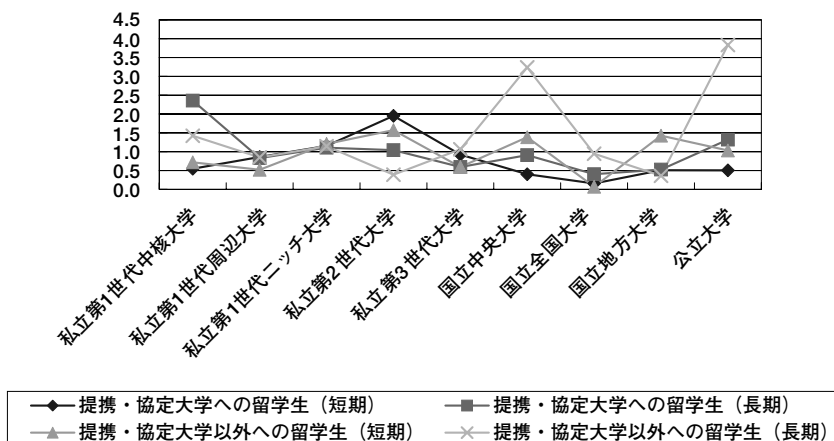
学以外からの短期留学生の教育需要に応えている。両者の中間に位置するのが中央大学であり、短期留学生の相対的な受け入れ規模に、留学協定の有無による差はほとんどみとめられない。

他方で長期の外国人留学生の受け入れは、どの大学もおおむね相応の役割を果たしていると考えられる。あえて言うならば、国立大学の留学生集中度が若干高く、私立大学の中では設置年代の新しい大学ほど、協定大学以外から留学生を相対的に多く受け入れている傾向にある。これは18歳人口の減少に伴い、私立新設大学の一部が新たな学生の供給源として、留学生とくにアジアからの留学生に照準を合わせた学生獲得行動をとっていることの現われであろう。とはいえ、大学類型間の違いはたいして大きくない。

5.3.2.2 日本人留学生送り出しの特徴

次に、日本の大学からの留学生送り出しの様態を図表5-3bに示した。海外への学生移動が活発に行なわれているのは、私立第1世代中核大学、国立中央大学、公立大学である。いずれも在留期間が一年以上の長期留学であり、上でみた留学生の受け入れが短期の留学に特徴を有するのと好対照をなしている。いうまでもなく私立第1世代中核大学と国立中央大学は、それぞれ私立と国立の中心となる大学類型である。伝統を有する大規模校という強みが、送り出しの積極的な姿勢に反映されているともいえる。しかし、留学協定との関係を見ると、両者の送り出しの形態には違いがある。私立の中核大学からは、留学協定にもとづいた長期の留学生が相対的に多く派遣されている。一方、国立中央大学から海外に向かう学生は、もっぱら留学協定によらない、いわば自発的な長期留学を行なっているのである。公立大学の高い留学生率も、こうした協定大学以外への学生移動に支えられている。

短期の日本人留学生の送り出しに関しては、私立第2世代大学の留学生集中度がやや高い。だが、いずれの大学類型にもそれほど大きな差異がみとめられるわけではない。興味深いのは、海外から留学生を相対的に多く受け入れている大学類型において、日本人留学生が同様に送り出されているとは限らない点である。国立中央大学と全国大学の状況はその一例であり、協定大学との間で短期留学生の受け入れ率が高いにもかかわらず、送り出しにはむしろ消極的とも取れる結果が出た。



図表5-3b 海外の大学への日本人留学生の集中度

しかしながら、ここで行なった分析は限られたデータの範囲で大体の傾向を示しているにすぎないことに注意を喚起しておきたい。先述のとおり、日本の大学生が休学の手続きをとって海外に留学する場合には、その留学は大学側に必ずしも関知されていない。そうした留学は、当該大学と留学協定を結んでいない、言い換えれば協定大学以外の大学への留学が大半であろう。したがって、「提携・協定大学以外への留学生」には、表面に現われない事例がかなり隠れている可能性がある。このような休学中の留学は、帰国後に学生が復学したときに、留学先での学修の扱いに対する問題を孕んでいることになる。

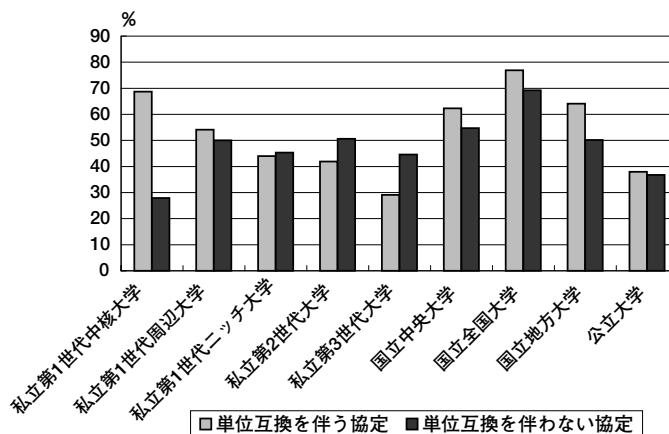
5.4 留学協定にもとづく単位互換の実施状況

前節の分析が明らかにしたのは、日本と海外の間の長期・短期の学生移動は態様が多様であり、留学生の受け入れ・送り出しの拡大に大学（学部）間の留学協定がどの程度寄与しているかは明確でないことであった。しかし、大学在学中に留学する学生にとっては、留学先での履修成果の認定にかかわる制度的な枠組みとして、大学（学部）間の協定が大きな意味をもつことは疑いない。以下ではこうした視点から、留学協定にもとづいた学生移動に焦点を絞り、留学に伴う単位互換の問題について考察する。

5.4.1 単位互換にかかわる2種類の協定

大学（学部）間協定はいうまでもなく2大学間の協定であり、協定大学間の学生交流に便宜を図るために締結されるものである。したがって、協定大学に留学した者が取得した単位は、相互の大学の取り決めにより認定されるのが一般的である（馬越，2003，p.10）。しかし厳密に言えば、留学協定は「単位互換を伴う協定」と「単位互換を伴わない協定」の2種類に分けられる。この二つの協定は、どちらが多く締結されているのであろうか。その傾向は大学の類型によって異なるだろうか。

2種類の留学協定の締結状況について、大学分類を用いて「単位互換を伴う協定」と「単位互換を伴わない協定」の締結率を示したものが図表5-4aである。国立大学は、総じてかなり高

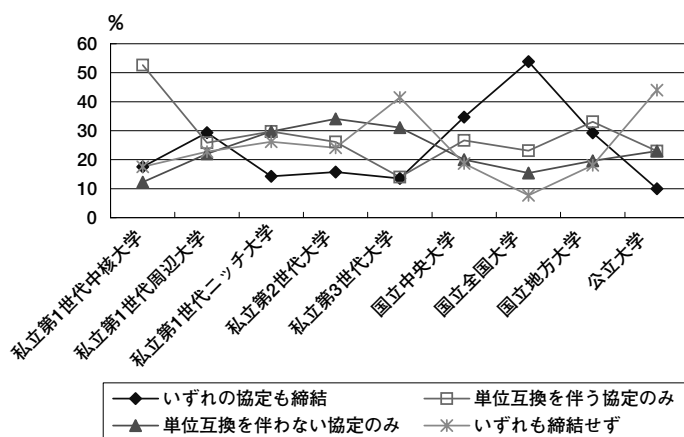


図表5-4a 海外の大学との留学協定締結率

い比率で留学協定を結んでいる。とりわけ単位互換を伴う協定の締結率が高い（国立中央大学62.3%，全国大学76.9%，地方大学64.1%）。一方，私立大学は5割近くがいずれかの留学協定を結んでいるとはいえ，単位互換を伴う協定に関しては大学の類型間で差が現われている。私立第1世代大学，とくに中核大学では単位互換を伴う協定が主流であり（68.7%），単位互換を伴わない協定を結んでいるのは3割弱にすぎない。それに対して設置年代が新しい大学ほど，単位互換を伴う協定の締結率が低くなっている（第2世代大学41.9%，第3世代大学29.1%）。公立大学では，協定の種類にかかわらず締結率が低い点が目を引く。海外の大学と協定校関係を結んでいるのは4割に満たない。

以上の内容をさらに詳しく検討しよう。留学協定の締結状況を，「単位互換を伴う協定のみ」，「単位互換を伴わない協定のみ」，「いずれの協定も締結」，「いずれも締結せず」，の4種類に分けて図表5-4bに示した。このグラフから，同じ類型に属する大学の中でも，締結している留学協定の種類は一様でないことが読み取れる。

国立大学は，単位互換を伴う協定と伴わない協定を同時に結んでいる例が多く，その傾向はとくに全国大学で顕著である（53.8%）。また，どちらか一方の協定のみを結んでいる場合でも，単位互換を伴う協定が優勢となっている。他方，私立大学では，上述したように大学の設置年代によって差が見られる。第1世代中核大学では，単位互換を伴う協定のみを締結している割合が突出して高い（52.6%）。その対極に立つのが私立第3世代大学であり，いずれの協定も締結していない（41.4%）か，協定を結んでも単位互換を伴わない協定（31.1%）が中心である。この両者の間に他の大学類型が位置しているが，単位互換を伴う協定の締結率は，第1世代の周辺大学，ニッチ大学よりも私立第2世代大学のほうが低くなっている。こうした違いは，1960年以降に設立された私立第2，第3世代大学は歴史が浅く，海外の大学と交流関係を築く基盤が十分に整備されていない事情を反映したものであろう。たとえ協定を結ぶに至っても，単位互換を伴う協定は教育の質に対する相互信頼を前提とすることから，その締結に必要な条件が整うまで，まずは単位互換を伴わない協定が優先されるのかもしれない。公立大学で留学協定を全く締結していない大学の割合が高い（44.0%）理由の一つは，同様の条件整備に起因していると考えられる。



図表5-4b 海外の大学との留学協定の種類

図表5-5 海外の大学との協定校数

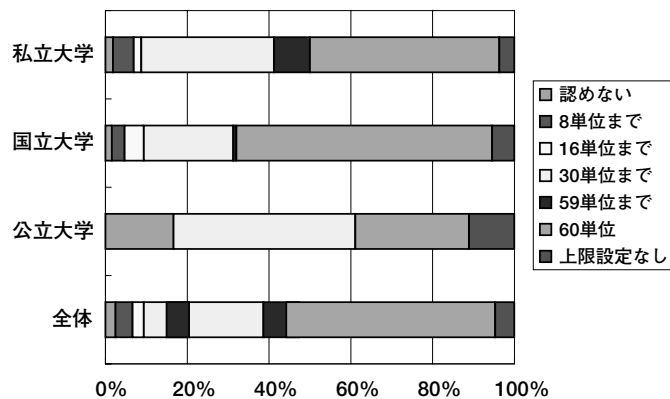
協定校数	留学協定の種類 (学部数)			
	単位互換を伴う協定 (累積%)		単位互換を伴わない協定 (累積%)	
1校のみ	114	16.3%	152	22.8%
2～5校	225	48.4%	266	62.6%
6～10校	106	63.5%	124	81.1%
11～20校	170	87.7%	98	95.8%
21～30校	39	93.3%	13	97.8%
31～40校	11	94.9%	2	98.1%
41～50校	13	96.7%	1	98.2%
50～100校	10	98.1%	12	100.0%
100校以上	13	100.0%	—	—
計	701		668	
設置者別				
国立大学	231		182	
私立大学	430		37	
公立大学	40		449	
計	701		668	

ここで単位互換を伴う協定の、相手となる海外の協定校数を概観しておく。本稿の調査で単位互換を伴う協定を締結していた大学(学部)は、有効回答数のうち46.8%であった。その1件あたりの協定校数は、図表5-5のとおり1校のみが2割弱を占め、2～5校までを含めると約5割が当てはまる。全体の9割近くは、協定校数が20校以下である。この比率は国立大学、私立大学の別でもほとんど変わりがなく、両者に比して回答数が少ない公立大学に限って、1校のみが35%、5校までに9割近くが含まれ、最高でも10校にすぎなかった。全体としては単位互換を伴う協定の相手校数は、該当学部の約半数で1～5校にとどまり、多い場合でも30校以内が大半である。ただし一部に国際交流を活発に進めている大学(学部)が存在し、国立大学の中には58校、私立大学では270校と協定関係を結んでいる事例がみられた。

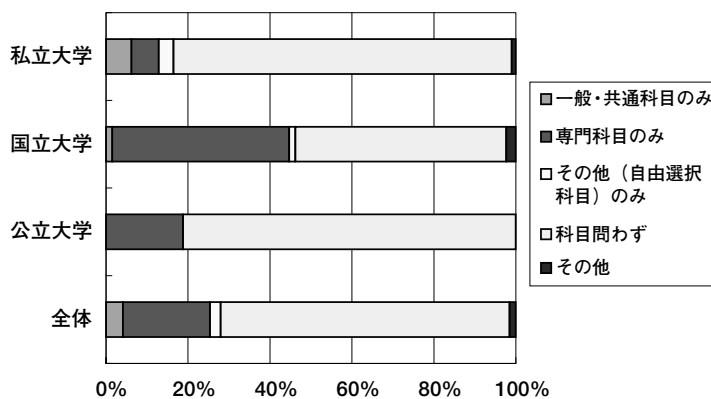
5.4.2 海外の大学との単位互換

では、単位互換を伴う留学協定にもとづいて、学生が海外の大学で行なった学修は帰国後にどれくらい認定されるのか、また、どのような授業科目が対象とされているかを検討する。

学部在学生在が外国の協定大学で履修した科目に対し、何単位まで当該大学の卒業要件を満たす単位として認められるかを示したものが図表5-6aである。上限設定なしを含めて、60単位まで認定できると回答した学部が6割近くに及ぶ。これは、大学設置基準の規定に準じて上限を設けている大学が多いことを表している。設置基準によれば大学は、学生が外国の大学で授業科目を履修し修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の既修得単位として認めることができる。したがって、図表5-6aの「上限設定なし」とは、学則等で上限が定められていないと解されるべきであり、実際には60単位を超えて認められることはない(第4章参照)。



図表5-6a 海外の大学での履修に対する上限単位認定数



図表5-6b 海外の大学との単位互換科目

海外での履修に対する単位認定は、私立、国立大学よりも公立大学で厳しく、60単位まで認める率が低い一方で、卒業要件を満たす単位として認めない割合も大きい結果となっている。しかし、この数値は、公立大学の回答数が少ない点に注意する必要がある。単位互換を伴う留学協定を結んでいる学部の中で、協定校での履修の上限単位認定数およびその対象科目について回答した学部は、5割程度（51.6%、48.8%）にすぎない。とくに公立大学は、全体の学部数そのものが少ない上に協定の締結率も低いために、回答数は20弱ときわめて少数であった。このように単位認定数と対象科目に関する回答率が低い理由は、協定の締結という行為と、その協定にもとづく単位互換の実績との乖離を示していると思われる。協定が締結されていても実際に単位互換が行なわれなければ、具体的な単位の認定数や科目を回答することは容易でないと推測されるからである。

他方で、単位互換の対象となる授業科目の種類は、科目を問わない例が多数となっている。図表5-6bが示すように、そうした姿勢はとくに私立大学と公立大学で強い（82.5%、81.3%）。国立大学では、専門科目のみ（43.2%）と、科目を問わない（51.5%）にほぼ二分される。単位互換を伴う協定の締結率が国立大学で高いことを考え合わせると、対象を専門科目に限定する

のは、学修の体系性や教育内容の同等性に配慮した一種の縛りとも考えられる。

以上に概観した単位認定の状況は、あくまで単位互換を伴う協定を結んでいる大学（学部）間の学生移動のみにあてはまる点に留意しておきたい。それは本調査の有効回答数の5割弱にとどまる。言い換えるならば、単位互換を伴わない協定校、あるいはいずれの協定にも関係しない海外の大学での学修が、帰国後にどのように扱われているかは明らかでない。一つの学部が複数の、とくに単位互換を伴う協定と伴わない協定を結んでいるときには、協定校の種類によって修得単位の認定方法が異なることはいうまでもなかろう。こうした多様な形態の学生移動に際して、単位認定が個々の大学（学部）で実際にどのように行なわれているのかについては、さらに調査が必要である。

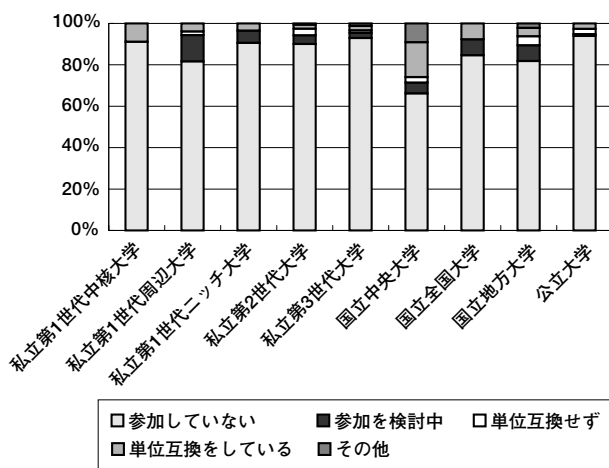
5.4.3 UMAP単位互換方式（UCTS）の可能性

留学先での学修が帰国後に卒業要件の一部を満たす、つまり単位互換されることは、国を越えた学生移動の促進に重要な意味をもつ。学生にとっての利点は、なにより在学期間を延ばさずに卒業できることであろう。しかし大学側にとって、学生が海外の大学で履修した科目を自大学の科目に読み替えて認定する作業は、教員・職員双方に相当の負担を課することになる。カリキュラムの構成、授業科目の内容とレベル、成績評価の方法、1単位あたりの授業時間数などが多様かつ不透明な外国での履修を確認するには、しばしば多くの困難を伴うからである。そのうえ国によっては単位制度がとられていないために、単位認定はより一層複雑となる。前項の分析から、日本の過半数の大学は諸外国の大学との単位互換についてまだ模索している段階と受け取れるが、それは単位認定にかかわる問題に一因があると考えられる。

こうした問題の解決策と目されているのが、アジア太平洋大学交流機構（UMAP, University Mobility in Asia and the Pacific）が開発した、UMAP単位互換方式（UCTS, UMAP Credit Transfer Scheme）である。UMAPは、欧州連合（EU）が進めるエラスムス・プログラムのアジア太平洋版ともいわれ、1991年にアジア太平洋地域の学生・教職員の交流を拡大することを目的に設立された。2003年現在、任意団体であるUMAPには、アジア太平洋地域の日本を含む29か国と地域が加盟している。ヨーロッパのエラスムス・プログラムがECTS（European Credit Transfer System）と呼ばれる単位互換制度を導入しているのに倣って（吉川，2003を参照）、UMAPもまた単位互換方式（UCTS）の開発、実施を目標の一つに掲げ、2000年度からその試行を始めている。ECTSと同様に、UCTSの中心をなすのは、原籍教育機関（home institution）と受入教育機関（host institution）の間で事前に合意された学修計画にもとづく履修と、帰国後に共通の尺度を用いてその学修量と成績を換算する方法である（UMAP, 2003）。

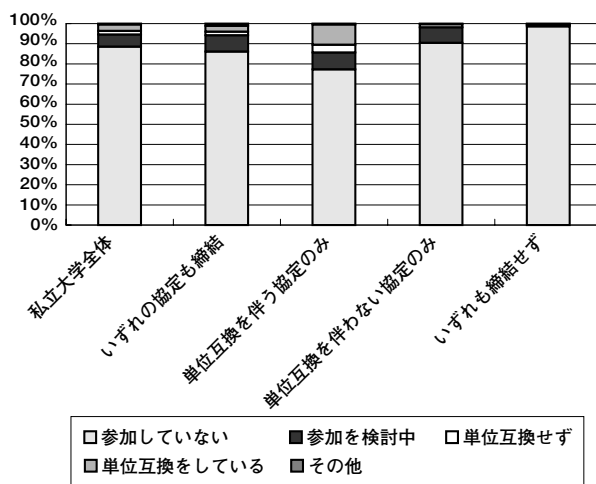
本調査では、UCTSが学生移動の推進役となる可能性を探るために、UMAPの参加状況について尋ねた。2002年の時点で、日本ではUMAPに参加していない大学（学部）が多数（86.5%）を占める。参加している学部は6.4%にすぎず、参加を検討中という回答と合わせても1割強であった。そのうえUMAPに参加しながら単位互換をしていない学部もあり、学生交流にあたって実質的にUCTSを利用しているのはわずかに4%のみである。ただしUCTSを用いた単位互換の実施率は、大学類型別には図表5-7に示すとおり、国立中央大学（16.9%）、国立全国大学（7.7%）、私立第1世代中核大学（8.8%）で高くなっている。

ここでこれまでの分析内容を振り返ってみると、この三つの大学類型は共通して、いずれも

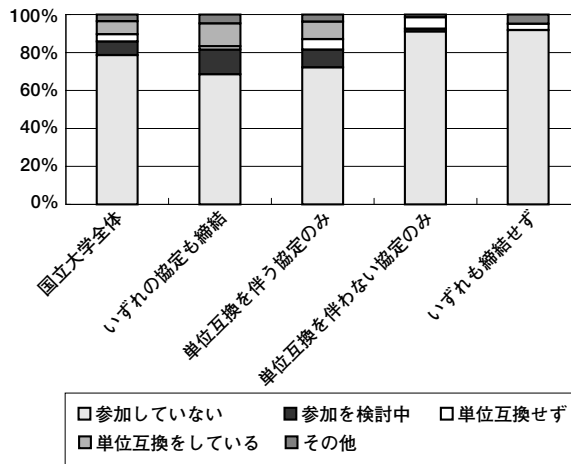


図表5-7 UMAPの参加状況

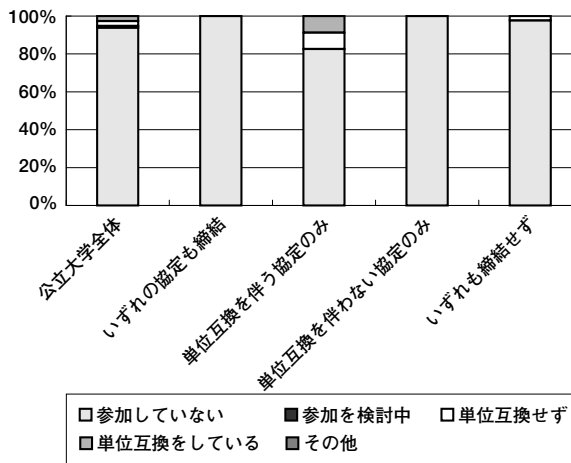
単位互換を伴う協定の締結率が高かったことに気がつく。先述した留学協定の締結状況と、UMAPに対する大学側の姿勢にはどのような関係があるだろうか。こうした観点から、私立、国立、公立の設置者別に、UMAPの参加状況と前述の2種類の留学協定の締結状況との関係を表したものが図表5-8 (5-8a, 5-8b, 5-8c) である。この図が示すところを簡潔に述べるならば、次のようになろう。単位互換を伴う協定を締結している大学(学部)は、UMAPへの参加と、UCTSを用いた単位互換にも前向きな姿勢をとっている。UCTSによる単位互換の実施率が高いのは、国立大学では、いずれの協定も締結(12.0%)あるいは単位互換を伴う協定のみを締結(9.3%)している学部であり、私立大学と公立大学では、単位互換を伴う協定のみを締結(10.0%, 8.7%)している学部である。要するに、諸外国の大学と大学間協定を締結し、すでに単位互換を行なっている大学は、UMAPの単位互換方式にも親和的であるといえよう。言い



図表5-8a 私立大学のUMAP参加状況と留学協定との関係



図表5-8b 国立大学のUMAP参加状況と留学協定との関係



図表5-8c 公立大学のUMAP参加状況と留学協定との関係

換えるならば、UMAPならびにUCTSは、2大学間で締結される留学協定の代替としてよりは、むしろ留学協定にもとづく学生交流の経験の上に活用されるものであることを物語っている。したがって、今後UCTSの普及を図るには、これまで海外の大学と単位互換の経験をもたない大学（学部）に狙いを定めることが重要になろう。

5.5 まとめ—留学に伴う学修上の課題と質の視点—

日本と諸外国の間の学生移動とそれに伴う単位互換の問題について、本章の分析から得られた知見を簡単にまとめておきたい。1980年代以降、日本における外国人留学生の受け入れと日本人留学生の送り出しは飛躍的に拡大した。大学間で締結された留学協定が、こうした学生移動の牽引役を果たしてきたかといえば、大学全体にあてはまるような関係は明確でない。国際的な学生交流に対する大学の姿勢は、類型別に似た傾向がみられる面もあるが、基本的に個別の大学によって多様である。協定大学から外国人留学生を高い比率で受け入れている大学が、

日本人留学生を同様に送り出しているとは限らない。このように、留学生の受け入れ・送り出しに対する個々の大学の行動には、多様な戦略が隠されている。

その一方で、留学先での学修を帰国後に卒業要件の一部として認めるための装置として、留学協定とそれにもとづく単位互換は一定の役割を果たしてきた。だが、単位互換を伴う協定を締結するには教育の質への相互信頼が不可欠であり、設置年代の新しい大学にはしばしば困難を伴う。そのうえ海外の大学で履修された科目を自大学の科目に読み替える作業は多大な負担を要し、そのために単位互換が広く実施されているとはいいがたい。こうした単位の認定に伴う負担を軽減し、大学間の単位互換を進める新たな方策として、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）が開発した単位互換方式（UCTS）の活用が期待されている。その可能性は現時点では未知数であるが、学生移動と単位互換に対して個々の大学がどのような姿勢で取り組むかが、いま問われているといえよう。

いわゆる「留学生受け入れ10万人計画」を達成した今日、これからの留学生政策で重要度を増していくのは質に対する視点である。2003（平成15）年に出された中央教育審議会の答申『新たな留学生政策の展開について』にもそうした姿勢が示されている。しかし、留学先で履修した科目の認定（すなわち単位互換）方法としてUTCSへの言及があるとはいえ、学修の体系性やカリキュラムの整合性など、教育の内容にかかわる問題をどのように解決するかといった具体的な方策は提言されていない。それは学生移動に関する従来の研究の多くが国際交流に重点を置き、学生移動に伴う学修上の問題にほとんど目を向けてこなかった事実と通底している。

『新たな留学生政策の展開について』が指摘するように、「我が国の大学等が、留学生の受け入れ・派遣を進めることは、世界的な広い視点に立って大学等の教育研究の内容や水準を改善することを促す」契機になることは疑いない。そうした観点から国を越えた学生移動と単位互換の問題を捉え、大学間の学修・単位の同等性や、大学教育の国際水準の保証について議論をすすめることがこれからの課題であると考えられる。

[注]

¹ 文部科学省（2003）の定義によれば、外国人留学生とは、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び準備教育課程において教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。準備教育課程とは、外国において中等教育の修了に14年を要しない国の学生に対し、日本の大学入学資格を与えるために文部科学大臣が指定し大学に入学するための準備教育を行なう課程をさす。

² 斎藤（1990, pp.31-32）は、この3項目のほかに「わが国の18歳人口が増加する1992年までを前期、それが減少に転ずる1993～2000年までを後期とし、前期は受け入れ態勢、基盤整備に重点を置き、後期はその上に立って受け入れ数の大幅増を見込むこと」、「留学生の受け入れ地域については、過度に大都市に集中しないよう配慮すること」を挙げている。ここでは本章の分析内容に直接関係する3点に限って検討する。

³ 短期の高等教育機関については、短期大学（4.1%）、高等専門学校（0.4%）を留学先として選ぶ外国人留学生は少数派にすぎない（2003年現在）。それに対して専修学校（専門課程）は

近年ふたたび増加傾向を示し、留学生受け入れの一翼を担っている（19.4%）。

⁴ 短期留学生とは、主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも（日本の大学での）学位取得を目的とせず、日本の大学等における学習、異文化体験、語学の実地習得などを目的として、おおむね1学年以内の1学期又は複数学期の教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける外国人学生をいう（文部科学省、2003）。

⁵ 法務省『出入国管理統計年報』に集計されている「滞在期間別 帰国日本人の渡航目的」の表の渡航目的は、「留学・研修・技術修得」と分類されているため、厳密には留学以外の研修・技術修得も含まれる。しかし、留学そのものについてもこうした趨勢があてはまることはほぼ間違いなく（青木、2003、p.60-61）。なお、2001（平成13）年7月1日以降日本人出帰国記録が廃止され、日本人の渡航先及び渡航目的の統計が得られなくなった（『第41出入国管理統計年報』平成14年版のはしがきを参照）。

⁶ 大学設置基準 第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

[参考文献]

青木朝子、2003、「短期・体験型留学の拡大」『IDE・現代の高等教育』No.454、pp.59-62.

馬越徹、2003、「学生の国際交流の現状と課題」『IDE・現代の高等教育』No.454、pp.5-11.

斎藤秀昭、1990、「日本政府の留学生政策と行政—10万人留学生受け入れ政策の進展—」『国際教育交流の新段階—1990年代の高等教育への課題—』（高等教育研究紀要 第12号）、pp.31-46.

中央教育審議会、2003、『新たな留学生政策の展開について（答申）～留学生交流の拡大と質の向上を目指して～』平成15年12月16日.

二宮皓、2001、「留学に伴う単位互換・認定の課題と問題—UMAP単位互換スキーム推進のための基礎調査を中心として—」『UMAP（アジア太平洋大学交流機構）による留学生交流の質的改善方策に関する研究』（研究代表者：中嶋嶺雄、平成10-12年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書）、pp.1-28.

文部科学省高等教育局留学生課、2003、『わが国の留学生制度の概要』.

UMAP日本国内委員会事務局、2003、『アジア太平洋大学交流機構UMAP 2003』.

吉川裕美子、2003、「ヨーロッパ統合と高等教育政策—エラスムス・プログラムからボローニャ・プロセスへ」『学位研究』第17号、pp.69-90.

6. 流動化と学生支援制度

小林 雅之

本章では、学生の流動化を促進するような大学の学生援助制度あるいは学生支援制度の現状と、そうした制度と流動化との関連を分析する。学生援助制度として取り上げるのは、入学金減免制度、大学独自の奨学金制度、学費減免制度の3つの財政的援助制度と、カウンセリングなどその他の学生支援制度である。

6.1 学生支援制度と流動化の促進

学生援助制度とりわけ奨学金などの学生への財政的な援助が、学生の進学機会を拡大するものであることは広く知られている。しかし、これらの援助制度が学生の流動化を促進するものでもあることについて、現在の日本の大学関係者や研究者の間でも、広く認識されているとはいえないようである。とりわけ、流動化に際しては、入学金や学費減免、あるいは大学独自の奨学金などの財政的な制度の有無が大きな影響を持つと考えられる。現在の日本の大学の入学金は30万円ほどで、今日のような経済状況の下では、この入学金が流動化を阻止する一つのバリアーになっているとみられる。なお、この入学金は、日本独自のもので、韓国など一部の国以外にはみられない。また、その場合でも日本ほど高額ではない。

大学独自の奨学金は、アメリカの大学で広く普及している制度で、学生の経済的な負担を減少させることで、流動化にも大きな寄与をしている¹。学費減免制度も同様の意味を持っている。日本でも学費減免制度はかなり普及しているとみられるが、流動化との関連は明らかではない。

さらに、財政的な学生援助だけでなく、それ以外の学生支援制度も流動化の促進に寄与していると考えられる。ここで対象としている流動化に関連する学生は編入学者や留学生など、一般の学生 (conventional students) とは、大きく異なる背景や特性を持って入学してくる。こうした学生に対して、これまでとは異なる受け入れ態勢が必要とされる。具体的には、編入学者や進路変更希望者や留学生などに対するカウンセリングや学生相談、特別な授業やカリキュラム編成、教員の特別な手当、履修負担軽減措置などである。

別の見方をすれば、編入学や留学生などの学生の流動化を促進するためには、こうした支援制度が不可欠である。財政的な援助の役割がきわめて大きいことは先にもふれたとおりである。しかし、単に編入学生や留学生の受け入れを拡げるだけで、カウンセリングや特別のカリキュラムなどの具体的な支援策がなければ、学生は学習や生活に困難を感じ、結果として長期的には流動化を阻害することになる可能性が高い。

現在では、日本の大学でも、こうした財政援助制度や学生支援制度がある程度普及しているとみられる。しかし、こうした制度がどの程度普及しているのか、また具体的にどのような制度がどの程度普及しているのか、あるいは、その対象となる学生はどのような学生なのか、さらに、そこには、どういう問題点や課題があるのか。こうした点に関しては、個別の大学では把握していると思われるが、全国の大学の状況はほとんど明らかにされていない。

今回実施した調査では、こうした学生援助制度や支援制度について、流動化を促進すると考えられるものと、その比較のために、その他の学生援助制度の実施状況をたずねた。こうした

流動化の現状に関して、具体的に把握した調査はこれまでなかった。この点で、初めての試みといえる。

しかし、初めての試みであるために、調査の設計において、結果を左右する重要な欠陥が生じてしまった。本調査は、学部単位で調査を実施した。そのため、全学的に実施している場合、学部独自のものはないと回答している場合がかなりあると考えられる。実際、そうした問い合わせも多くみられた。その場合には、全学で実施していても、学部独自のものとして回答していただくように依頼した。しかし、多くの学部では、それぞれの判断で回答しているとみられる。このため、ここでの実施状況は過少評価になっている可能性が高い。しかし、全学部実施している場合に「なし」と答えるかそれとも「あり」と答えるかを、質問項目によって変えることがないと考えられる。このため、絶対的な数値は過小評価であっても、流動化を促進する項目とその他の項目間のおおまかな傾向をみることはできると判断して分析した。このため、国公立大学別の比較などは、行っていない。この点にご留意いただきたい。

なお、この点を補うために、「その他、貴学部で編入学者や留学生の支援のための措置をとっておられましたら、ご自由にお書き下さい」と「編入学者や留学生に関する問題点や意見等がございましたらご自由にお書きください」の2つの自由記述の回答も適宜引用あるいは分析することにした。

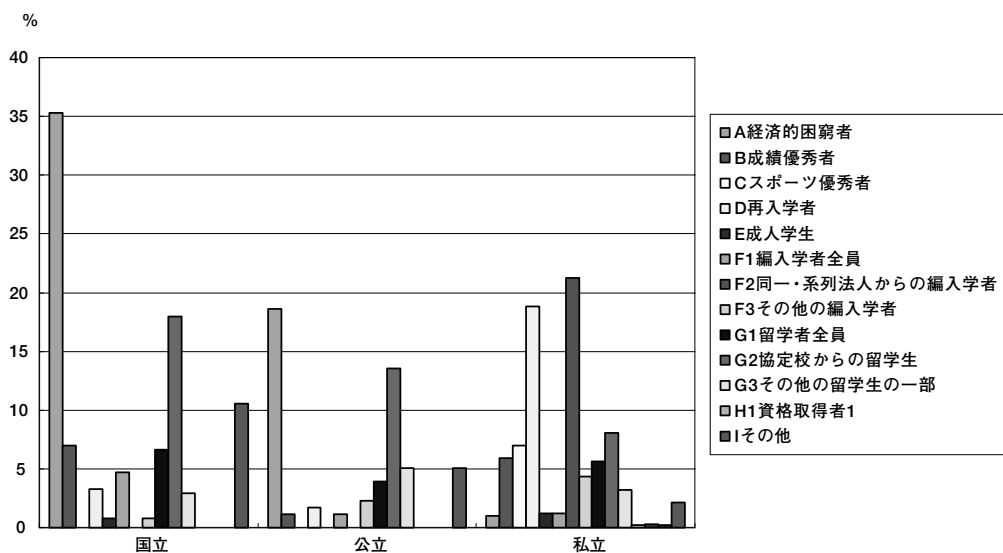
6.2 学生援助制度の設置状況

6.2.1 入学金減免制度の設置状況

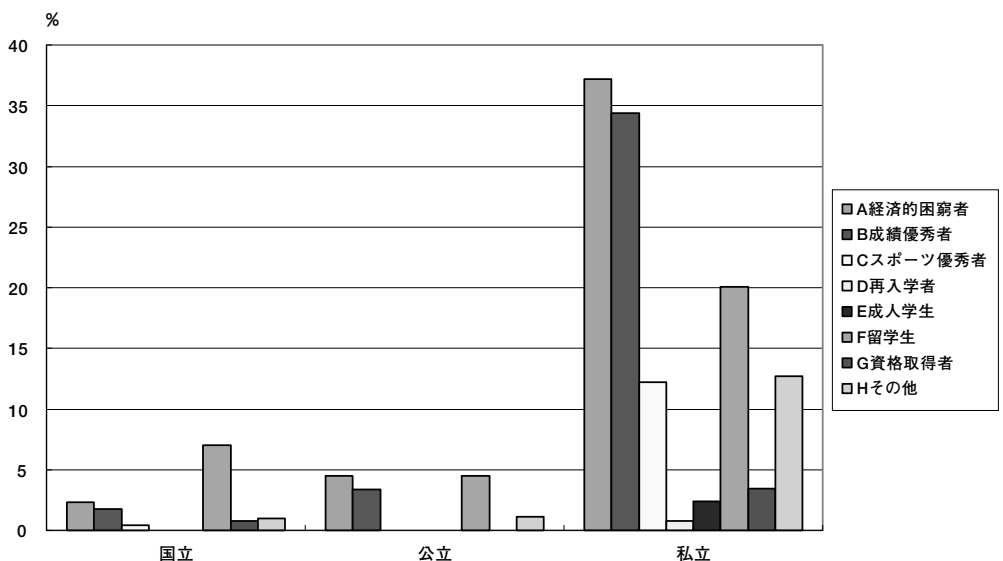
はじめに、国公立大学別に入学金の減免制度の有無についてみる。ここでは、こうした減免制度の対象者として、9つの学生のタイプを想定した。さらに、編入学者と留学生については、同一法人・系列法人からの編入学者や協定校からの留学生などさらに3つのタイプに分けてたずねた。このうち、再入学者、成人学生、編入学者、留学生は流動化に関連するもので、経済的困窮者、成績優秀者、スポーツ優秀者、資格取得者は、特に流動化に関わりなく、比較の対象としてたずねた。

これをみると、図表6-1のように、国公立大学で経済的困窮者に対する学費減免制度が設置されている例が多い。また、編入学者に対する減免も国立大学で設置されている学部も多い。これに対して私立大学では、同一・系列法人からの入学者や再入学者、さらにスポーツ優秀者について減免措置をとっている学部が多い。さらに、留学生については、国公立大学とも、協定校からの留学生について減免措置を設置している学部が多いことがわかる。これに対して、制度的に設置されていない学部の多いのは、成人学生や資格取得者に対する減免措置である。

このように入学金減免制度について、国公立大学共通に協定校からの留学生について設置している学部が多い。これは留学生の流動化を促進する効果があると考えられる。しかし、それ以外の項目では国公立大学と私立大学では、対象者に大きな相違がある。国立大学では編入学者に対する減免措置が多く、学部でとられているのに対して、私立大学では、同一・系列法人からの入学者や再入学者に関して入学金の減免が行われている学部が多く、限定的ではあるが、流動化に寄与していると考えられる。



図表6-1 国公立大学別入学金免除制度の状況



図表6-2 国公立大学別大学独自奨学金制度の状況

6.2.2 大学独自奨学金制度の設置状況

大学が独自に設置する奨学金をここでは大学独自奨学金（institutional aids）と呼ぶことにする。この大学独自奨学金は、近年、とりわけアメリカにおいて学生募集や学生獲得の手段として、広範に普及しているものである。とりわけ、私立大学ではほとんどの大学が何らかの大学独自奨学金制度を持っている。公立大学でも次第に普及し始めている。

この大学独自奨学金制度の設置状況について、入学金の減免制度とほぼ同じような学生を対象としてたずねた。この結果をみると、図表6-2のように、私立大学では相対的に普及してい

ることがわかる。しかし、これを1999年度の文部省調査を比較すると文部省調査では、私立大学の約8割が大学独自奨学金制度を持っていると回答している。また国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編『第7次全国私立大学白書』2001年のデータでも、約3分の2の私立大学がこうした制度を持っていると回答している。これらと比較すると本調査は、過小評価になっていることは明らかである。

国立大学では、大学独自奨学金制度は、ほとんどみられないが、留学生に関しては大学独自の奨学金制度を持つ学部もみられることが特徴である。さらにあまり多くはないものの、経済的困窮者や成績優秀者やスポーツ優秀者に対する大学独自奨学金制度を持つ学部も存在している。ニードベース（need base）基準の奨学金とメリットベース（merit base）基準の奨学金があるといえる。現在の国立大学の制度的枠組では、大学独自奨学金制度は設置しにくいのが現状であるが、その中で、工夫をこらしている学部があるということになる。たとえば、次のような例がある。

OBや退官した教官の寄付などを利用して、法学部独自にスカラシップを設け、留学生や海外に留学する日本人学生の奨学金に充当している。これがインセンティブとなり、活発な留学がおこなわれるようになっている。

教職員及び学生の有志からなる留学生後援会があり、毎年、奨学金を受給していない私費留学生を対象に一時金を支給している。

留学先支援の会を平成11年1月に発足させた。この会は大学の教職員が中心となって留学生の生活を支援して留学成果を高めるとともに、国際交流を活発化して私たちに外国の様子を教えてもらおうとするものである。会員は教職員、事務業職員、一般会員、団体会員等であり年会費2,000円（団体会費10,000円）で、留学先保険及び交流会、バス旅行等に支援している。なお会員等が増大し資金に余裕が生じたならば、私費留学生への奨学金の支給も考えている。

私費留学生の学生生活を支援する目的で、健康保険料の本人負担分を工学部同窓会で負担している。

大学全体で留学生後援会を組織して、会費をつのり、積み立てをしている。現在は、留学生の民間アパート等の住宅総合補償加入費を全額援助している。

公立大学でも、経済的困窮者、留学生、成績優秀者への大学独自奨学金制度を持つ学部がある。これらはニードベース基準とメリットベース基準の奨学金ということが出来る。たとえば、留学生に対しては、次のような例がある。

留学生の入学者に対して、諸納金の一部免除や国民健康保険加入時の一部補助を留学生後援会で行っている。

これに対して、私立大学では、経済的困窮者、成績優秀者、留学生の順で、これは公立大学

と同じ傾向である。しかし、スポーツ優秀者に対する大学独自奨学金が比較的多いことが私立大学の大きな特徴である。

これ以外にも様々な財政的な援助制度を持っている大学学部は多い。その例をいくつかあげる。

協定校の外国人留学生に対して、家賃の一部及び交通費補助を行っている。

留学生総合保険（ケガや病気によって死亡した際の補償だけでなく、誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、住居の火災などによって賠償責任が生じた際など、留学生を取り巻く様々な危険に対し幅広く補償する本学独自の制度）

留学生に対し、寮費の免除をしている。

これに対して、大学独自奨学金制度がほとんど設置されていないのは、再入学者や成人学生、それに資格取得者の場合である。とりわけ、国公立大学では、再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度は皆無である。また、公立大学は、資格取得者に対しても大学独自奨学金制度を設置していない。

以上のように、留学生に対する大学独自奨学金は、国公私立大学とも比較的普及しており流動化に寄与していると考えられる。これに対して、再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度の設置は遅れている。学生の流動化を促進するという意味では、こうした再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度の実施が強く望まれよう。

6.2.3 学費減免制度の設置状況

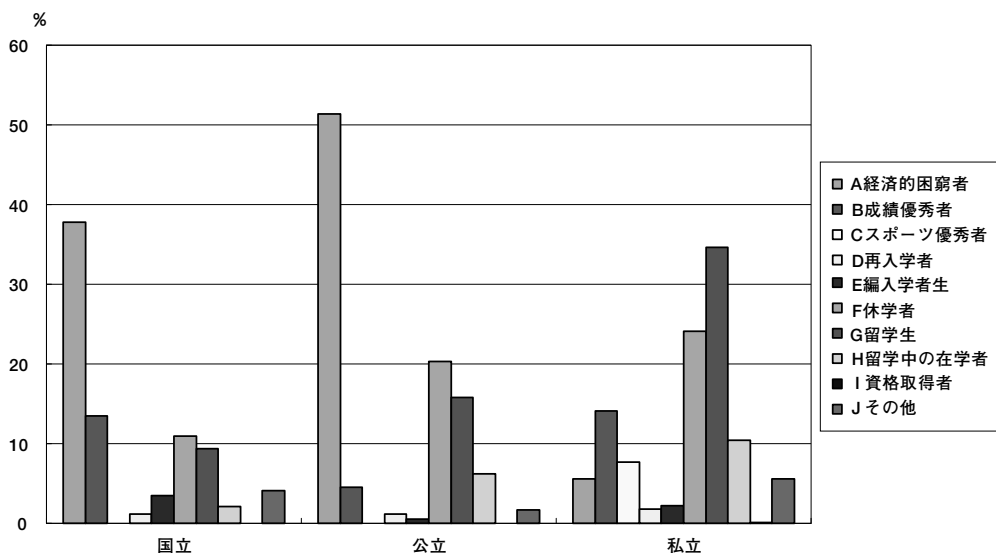
流動化を促進するもうひとつの大きな学生援助制度は学費すなわち授業料の減免措置である。授業料免除は金額的には半額免除でもかなりの額になるため、奨学金と同じような効果を持つと考えられる。

この学費減免制度の設置状況について、入学金の減免制度とほぼ同じような項目についてたずねた。異なるのは「留学中の貴学部の学生」という項目が付け加えられたことである。この結果をみると、図表6-3のように、国立大学では、経済的困窮者に対する学費減免制度が最も普及しており、これに次いで、成績優秀者となっており、ニードベース、メリットベース基準によることがわかる。次いで、休学者や留学生に対する学費減免制度を持つ学部が多くなっている。

公立大学では、経済的困窮者に対する学費減免制度を設置している学部が最も多いが、成績優秀者に対しては比較的少ない。これは、メリットベースよりニードベース基準の学費減免制度であると言えよう。また、休学者や留学生がこれに次ぐのも国立大学と同じ傾向である。

これに対して、私立大学では、留学生や休学者に対する学費減免制度が最も多くなっている。次いで、成績優秀者や留学中の在学者に対する学費減免制度も設置されている学部が多い。これに比べると、経済的困窮者に対する学費減免制度をもつ学部は少ない。ニードベースよりメリットベース基準、さらに留学生に対する学費減免制度が普及していることが注目される。

これらに比べると、再入学者や編入学者さらに資格取得者に対する学費減免制度はほとんど



図表6-3 国公立大学別学費減免制度の状況

設置されていない。とくに国公立大学ではきわめて少なくなっている。また、国公立大学ではスポーツ優秀者や資格取得者に対する学費減免制度を設置している例はない。

学生の流動化を支援する学費減免制度として、留学生に対する支援制度は比較的設置されているものの、再入学者や編入学者に対する学費減免制度は普及しておらず、流動化を促進するためには、これらを設置することが望まれよう。また、公立大学や私立大学では留学中の在学者に対する減免措置が比較的取られているが、国立大学ではあまり取られていない。

6.2.4 その他の学生支援制度

これまで学費免除や奨学金など学生に対する財政的な支援制度の設置状況をみてきたが、自由回答の例にみられたように、質問項目以外にも財政的な援助制度を有している大学学部がみられた。しかし、学生の流動化を促進する学生支援制度は財政的な制度だけに限られるわけではない。ここでは、その他の学生支援制度として、カウンセリング、特別な授業・カリキュラム編成、教員の特別な手当、履修負担軽減措置の4つについて、それぞれ経済的困窮者、成績不振者、編入学者、成人学生、留学生、進路変更希望者、資格取得希望者、その他に分けてたずねた。

その結果は、図表6-4から図表6-7の通りで、全体としてカウンセリング制度を設置している学部が国公立大学を問わず、多くなっている。これには、チューター制度なども含まれている。これに比べると、それ以外の制度を設置している大学は国公立大学とも少ない。その中では、私立大学で成績不振者に対する特別な授業・カリキュラム編成や教員の特別の手当てがやや多い。これは、いわゆるリメディアル教育を実施しているものと思われる。

また、編入学者に対しては、国立大学と私立大学では特別な授業・カリキュラム編成や履修負担軽減措置をとっている学部が比較的多い。この例としてたとえば、次のようなものがあげられる。

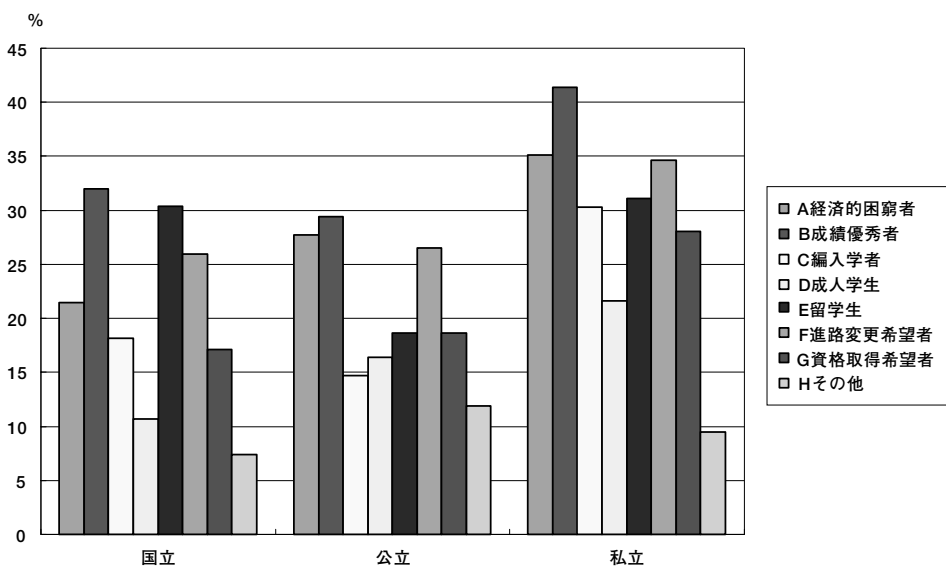
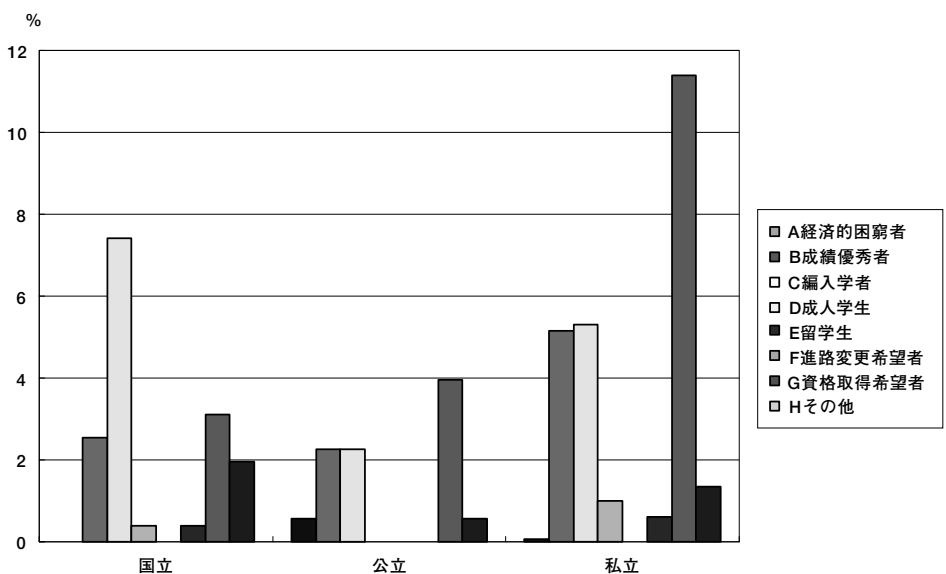


図6-4 国公立大学別学生支援制度（カウンセリング・学生相談）の状況

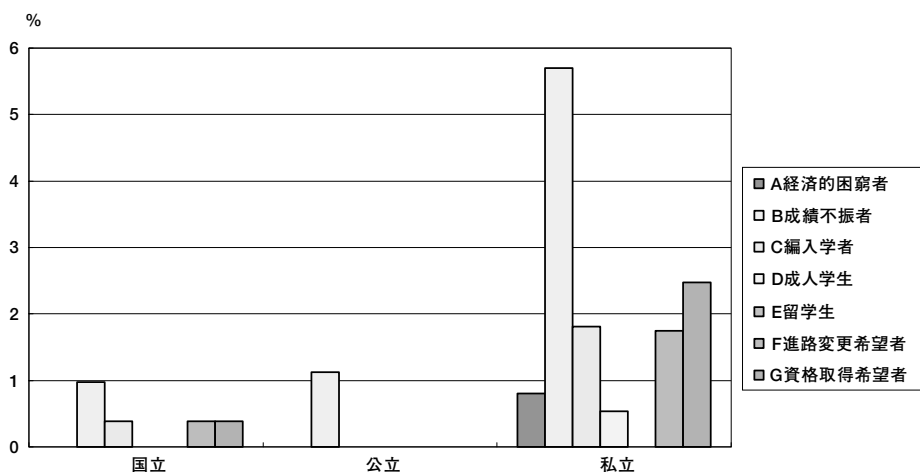


図表6-5 国公立大学別学生支援制度（特別な授業・カリキュラム編成）の状況

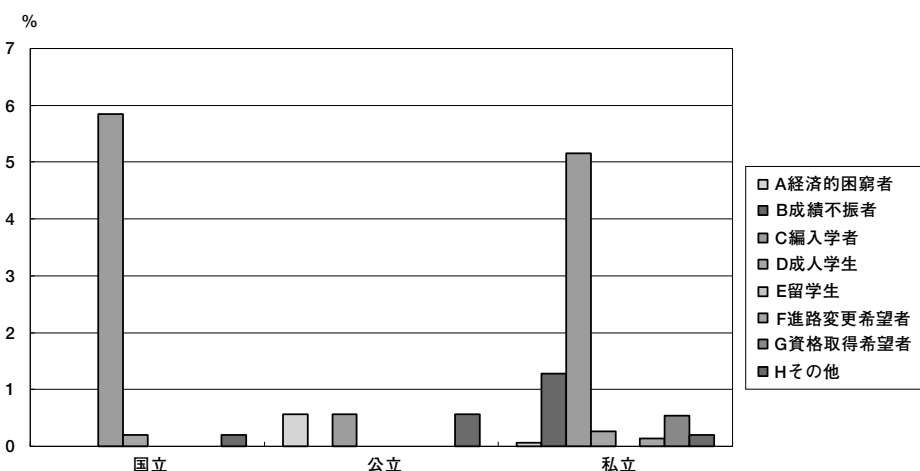
医学部医学科は、全ての科目が必須のため、学士編入生が入学以前に終了または開始された科目について、当該教官が補習、自主学習のための個別指導を行っている。

これに対して、公立大学ではこうした措置をとっている学部は少ない。

以下、それぞれの制度について、いくつか例をあげる。まず、ガイダンスについては、多くの例があげられているので、典型的なものあるいは特徴のあるものを示す。



図表6-6 国公立大学別学生支援制度（教員の特別手当）の状況



図表6-7 国公立大学別学生支援制度（履修負担軽減措置）の状況

3年次編入学生は、出身学校も看護短大・看護専門学校、新規卒業者と既卒者（社会人として看護師の臨床経験あり）と、多様な背景（年齢、既習の学習内容、臨床経験、志望動機、学習ニーズ）のため、主要な授業科目等について、少人数クラス編成としている。学生生活の面においては、入学した当初に教員及び先輩（4年生）編入学生と懇談を行っている。これにより、まず編入学で入学した学生の学生生活・授業・就職情報等の支援を行っている。また年間を通じて、学年担当教員の面談やカウンセラーへの相談等を実施している。

単位認定はされるが授業科目の開講状況で2年間での卒業単位修得が厳しい状況が生じることがある。編入学生については履修計画の立て方等のガイダンス工夫・履修相談に気を配っている

獣医学科の第3年次学士編入学合格者に対し、「予備学習ガイド」を配布し、目的学習を行う際のアドバ

イス等を行っている。

特別な授業・カリキュラム編成の例としては次のようなものがあげられる。

編入学生（学士入学）へ、少人数による他学生とは別のカリキュラムで一部教育を行っている。

編入生が希望する場合には、正規授業以外に補講を実施している。（今年度については、有機系・生物系の補講を全員（13名）対象として実施している。）

編入学生に対して、単位認定を行った科目の一部（解剖学，生理学）では放課後に補習授業を開講している。また、空き時間を利用して単位認定した科目を自由に聴講することを認めている。

編入学のみのクラスを開講し、専門科目の順序性を考慮しながら、履修出来る様、カリキュラムを組んでいる。

特に社会人の編入学を促進するため、夜間の自主開講を実施している。

特別な教員の手当の例としては次のようなものがある。

クラス担任とは別に留学生担当教員を配置

留学生が多い国の教員採用

教員ではないが、次のような学生を活用した例もある。

留学生の学業や日常生活等に関する相談者として、1年間、留学生1人につき1～3名の日本人学生がバイディとして任命されます。

カンパセーションパートナー制度（日本人学生による留学生への学習支援）

日本人学生によるチューター制度

全寮制教育により生活面での困難が予想される留学生達に対して、各寮に学生のアドバイザーを設置している。

履修上の負担軽減措置としては次のような例がある。

学部履修規則で、「日本語科目4単位」を外国語科目に、「日本事情に関する科目8単位」を分野別に読み替える措置。

2年後期から開講し、3年前学期で終了する科目については、後半部分を履修し、前半部分については、補講あるいはレポート等の処置をとっている。

教育指導体制の一環として、卒業単位数136単位のうち、60単位を各分野ごと一括認定する振り替え措置を講じる既習修得単位の認定規定を整備し、入学後に卒業に要する単位修得が容易となるように履修科目の弾力化（基礎「専門」の履修、専門「演習」を積極的に履修させる）に努めている。

帰国子女入試合格者のうち、入学手続を済ませた学生に対し、入学前年の後期に開設される日本語科目の科目履修を認め、これらの取得単位は、入学後取得する単位に算入することができる。

編入学者（外国人の編入学者も含む）に対しては単位認定を行うときに系列校からの編入学者と他大学・短大からの編入学者との認定科目数と単位数の差が生じないために、他大学・短大の編入学者には可能な限り本学部の必修科目としての単位互換と認定可能単位数の上限までの認定を行っている。本学部の必修英語科目ではない特別コースの初級英語科目を履修させ、それを本学部の必修単位として認定する措置を行っている。

留学生のための支援の中心となる組織として、あるいは留学生のたまり場となる国際交流センターや留学生センターあるいは国際交流室などは多くの大学学部で設置されている。こうしたセンターは流動化の促進にきわめて重要な役割を果たしていると考えられる。今回の質問票には含めなかったが、こうした学生支援のための体制（センター、委員会など）がどの程度組織化され活動しているかは今後重要な調査課題であろう。

留学生の諸問題については、専用の支援委員会を設置して検討している。

しかし、他方で、他の学生と編入学生や留学生とまったく差を付けないポリシーを持っている大学学部も少なくない。こうした大学では組織的な取り組みは行われていないとみられる。

その他の留学生への支援策としては、財政的な支出をそれほどかけず、創意工夫で対応している例が目される。たとえば、次のようなものがある。

アパートの安価な斡旋

留学生にパソコン、電化製品、自転車などの貸出

留学生のためのリサイクル自転車の斡旋

入国管理局の在留期間の更新手続きなどの取次申請

留学生が市役所や銀行での手続きをする際の協力

買い物をする場所や大学周辺の地理などの案内

学生間の交流や、日本文化理解を深めるための行事（例 バスハイク、ウエルカムパーティー等）を計画し、仲間作り、日本を知る支援

2年次編入学者に対し、入学手続き終了後に順次1、2年次のシラバスを送付し、事前に案内

同時に担当事務局及び教員への連絡先も併せて伝え、質問、相談に対応

連帯保証人制度（アパート等の賃貸借契約時の連帯保証）

留学生には、独自の奨学金の開設、企業奨学金の依頼、企業の所有する独自寮の使用許可依頼などの支援
留学生に対するアルバイトの斡旋

留学生への福利厚生の実施（新入生歓迎会、花見、ハイキング、見学旅行、交流会等）

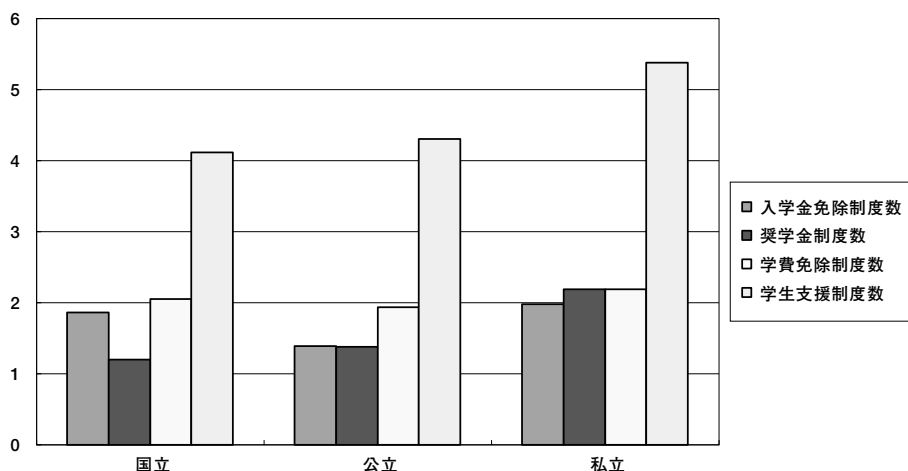
留学生に対する支援策はこのように多岐にわたっているが、単に留学生を支援するだけでなく、「留学生と地域交流の促進の支援（町、市民祭り参加等）」等、相互交流を促進するような活動を行っている大学学部もあることが注目される。

以上みてきたように、学生の流動性を促進するための学生支援制度として、カウンセリングは比較的普及しているものの、それ以外の特別な措置はあまりとられていない。特に、編入学者や成人学生あるいは進路変更希望者に対する特別な授業・カリキュラム編成や教員の特別な手当などはもっと実施される必要があろう。

6.2.5 学生支援制度の設置数

これまでみてきた4つの学生支援制度の設置数をみてみよう。これは各制度について、それぞれ設置数を計算したものである。その結果は、図表6-8の通りで、国立大学では、入学金免除と学費免除制度、公立大学では学費免除制度、私立大学ではどの制度も同じように設置されている。国立大学や私立大学に比べて、公立大学では設置数が比較的少ない。先にふれたように、国公立大学では制度的枠組みの範囲内で大学独自奨学金制度の設置などは困難であるためである。また、カウンセリングなどその他の学生支援制度については、最右欄のように、国公立大学では平均約4で、これはほとんどカウンセリングである。また、私立大学では平均5で、これに特別な授業・カリキュラム編成などが加わっている。

過小評価になっている可能性が高いとはいえ、流動化を促進するような学生支援制度は、国公立大学ともまだ広範に普及しているとはとても言えないような状況にあると言える。



図表6-8 国公立私立大学別学生支援制度の設置数

6.3 財政援助の対象者数・受給額・受給率

前節で分析したのは、学生援助制度の設置の有無だけであったが、実際には制度が設置されていても、対象者の数や奨学金の受給金額、あるいは学費の全額免除か半額免除かなど、さらに詳細にみる必要がある。ここで問題となるには、制度があっても対象者がいない場合もあることである。実際、学費減免者数や奨学生の数や奨学金の金額についても、制度的には「あり」と答えているが、数値はゼロになっているものも多くみられた。そこで、学費減免と大学独自奨学金の対象者数と平均受給額を算出する場合、ゼロを含んだ平均と含まない平均の2つを集計した。ゼロを含む平均の場合には、制度としては整っているものの、該当者なしと考えられ、より実態を反映しているとみることもできよう。しかし、たとえば、奨学金の受給平均額などではゼロを含む平均では、実態を誤解するおそれがある。そこで、各項目について、両者を適宜用いることにした。

図表6-9

国公私立大学別入学金全額免除人数
0を含む平均

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入学者全員	F2同一系列法人からの編入学者	F3その他の編入学者	G1留学生全員	G2協定校からの留学生	G3その他の留學生の一部	H1資格取得者1	H2資格取得者1	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	1.19	0.61		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.01	0.08				0.27
	度数	158	18		7	2	12		3	21	68	12				52
	標準偏差	3.17	0.50		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.02	0.29				0.66
公立	平均値	2.21	0.00		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	1.25				4.33
	度数	29	1		3		1		2	5	21	4				3
	標準偏差	5.94			0.00				0.00	0.01	0.00	1.89				6.66
私立	平均値	0.67	4.40	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.02	0.00	2.13	0.33		0.00	7.05
	度数	9	65	77	142	9	7	153	34	43	83	30	3		3	22
	標準偏差	1.66	9.79	0.01	0.00	0.01	0.00	0.02	0.01	0.06	0.01	3.00	0.58		0.00	13.38
合計	平均値	1.32	3.54	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.02	0.00	1.52	0.33		0.00	2.36
	度数	196	84	77	152	11	20	153	39	69	172	46	3		3	77
	標準偏差	3.66	8.75	0.01	0.00	0.01	0.00	0.02	0.01	0.05	0.01	2.62	0.58		0.00	7.77

設置者別入学金一部免除人数
0を含む平均

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入学者全員	F2同一系列法人からの編入学者	F3その他の編入学者	G1留学生全員	G2協定校からの留学生	G3その他の留學生の一部	H1資格取得者1	H2資格取得者1	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	0.53	0.00		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
	度数	131	7		6	2	12		2	20	37	12				51
	標準偏差	1.82	0.00		0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00				0.00
公立	平均値	2.14	0.00		0.00		14.00		0.00	0.00	0.00	10.50				4.00
	度数	28	1		3		1		1	7	10	2				2
	標準偏差	6.45			0.00					0.01	0.00	14.85				5.66
私立	平均値	1.91	0.01	0.00	0.00	0.01	3.64	0.00	0.00	0.02	2.70	4.76	0.00	0.00	0.00	0.74
	度数	11	53	54	152	13	14	189	37	61	50	25	2	4	2	23
	標準偏差	6.01	0.01	0.01	0.01	0.02	7.99	0.00	0.01	0.05	8.18	13.58	0.00	0.00	0.00	1.71
合計	平均値	0.88	0.01	0.00	0.00	0.01	2.41	0.00	0.00	0.02	1.39	3.59	0.00	0.00	0.00	0.33
	度数	170	61	54	161	15	27	189	40	88	97	39	2	4	2	76
	標準偏差	3.43	0.01	0.01	0.01	0.02	6.37	0.00	0.01	0.04	6.00	11.39	0.00	0.00	0.00	1.33

6.3.1 入学金減免制度の対象者数

まず、入学金全額免除の対象者数についてみると、ゼロを含む国公私立大学別平均対象者数は図表6-9の通りである。国公私立大学では比較的経済困窮者の平均が高い。これはニードベース基準によるものといえる。これに対して、私立大学では成績優秀者の入学金全額免除の平均が高く、メリットベース基準になっていることがわかる。また、公立大学と私立大学では一部の留学生に対する入学金免除対象者が比較的多くなっている。これ以外の制度的措置の対象者はきわめて少ないことが特徴である。

一部免除については、全額免除とほとんど同じような傾向であるが、私立大学で編入学者と協定校からの留学生に適用している例が多いことが目立っている。

ゼロを除いた平均は図表6-10の通りで、ゼロを含んだ平均と傾向はほとんど同じである。しかし、スポーツ優秀者、再入学者、成人学生、編入学者全員（全額免除）、同一系列法人、留学生全員に対して、対象者はきわめて限定されているというのが現状である。

図表6-10

国公私立大学別入学金全額免除人数
ゼロを含まない平均

報告書

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入学者全員	F2同一・系列法人からの編入学者	F3その他の編入学者	G1留学生全員	G3その他の留学生の一部	H1資格取得者1	H2資格取得者2	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	3.0	1.0						2.0	3.3	1.5				1.4
	度数	63	11						1	3	2				10
	標準偏差	4.5	0.0							3.2	0.7				0.8
公立	平均値	10.7								12.0	2.5				6.5
	度数	6								1	2				2
	標準偏差	9.4									2.1				7.8
私立	平均値	3.0	7.5	11.0	2.7	14.0	9.3	11.2	7.4	43.6	3.6	1.0			15.5
	度数	2	38	61	45	3	3	64	17	18	18	1			10
	標準偏差	2.8	11.9	16.8	5.5	22.5	7.6	32.6	11.5	63.3	3.2				16.5
合計	平均値	3.6	6.1	11.0	2.7	14.0	9.3	11.2	7.1	36.7	3.3	1.0			8.3
	度数	71	49	61	45	3	3	64	18	22	22	1			22
	標準偏差	5.4	10.8	16.8	5.5	22.5	7.6	32.6	11.2	59.0	3.0				12.9

入学金一部免除人数
ゼロを含まない平均

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入学者全員	F2同一・系列法人からの編入学者	F3その他の編入学者	G1留学生全員	G3その他の留学生の一部	H1資格取得者1	H2資格取得者2	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	3.8								3.0					
	度数	18								3					
	標準偏差	3.5								1.7					
公立	平均値	7.5					14.0		1.0	6.0	21.0				8.0
	度数	8					1		2	1	1				1
	標準偏差	10.7							0.0						
私立	平均値	10.5	14.2	10.8	17.2	4.3	7.3	4704.8	14006.7	4840.2	11.9				2.1
	度数	2	25	20	56	7	7	113	25	43	10				8
	標準偏差	13.4	17.5	13.5	69.9	5.6	10.4	49856.8	69998.6	31563.1	19.9				2.4
合計	平均値	5.4	14.2	10.8	17.2	4.3	8.1	4704.8	12969.3	4428.6	12.7				2.8
	度数	28	25	20	56	7	8	113	27	47	11				9
	標準偏差	7.0	17.5	13.5	69.9	5.6	9.9	49856.8	67356.3	30190.4	19.1				3.0

当然こうした数字は学部規模によって異なり、大規模学部ほど人数は多くなると考えられる。そこで、対象者数を在学者で割った入学全額免除者率を算出して、この国公立別平均をみることにする。

図表6-11にゼロを含んだ場合の結果を示した。ほとんどの免除者率は0.1%以下であるが、私立大学の留学生と成績優秀者、公立大学の経済的困窮者、国立大学の経済的困窮者と成績優秀者に対する全額免除は0.1%以上となっており比較的免除者率が高い。一部免除では、公立大学と私立大学の経済的困窮者、公立大学と私立大学の一部の留学生で比較的免除者率が高い。なお、ゼロを除いても傾向は変わらない（表は省略）。

制度の有無と同様、比較的留学生に対する入学全額免除制度は対象者も多くなっている。しかし、これ以外の入学全額免除制度の対象者は相対的にきわめて限定されていると言えよう。この中では、私立大学で編入生に対する免除措置の対象者がやや多くなっている。これらはいずれも流動化を促進するものと考えられ、よりいっそうの普及が望まれよう。

図表6-11

国公立別大学別入学全額免除率
0を含む平均

報告書

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入生	F2同一・系列法人からの編入生	F3その他の編入生	G1留学生全員	G2協定校からの留学生	G3その他の留学生の一部	H1資格取得者1	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	0.17%	0.14%		0.00%	0.00%	0.00%		0.04%	0.04%	0.70%	0.03%			0.02%
	度数	158	18		7	2	12		3	21	69	13			54
	標準偏差	0.65%	0.25%		0.00%	0.00%	0.00%		0.06%	0.13%	1.81%	0.08%			0.04%
公立	平均値	0.47%	0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	0.27%	0.14%	0.06%			0.59%
	度数	27	1		3		1		2	5	21	3			3
	標準偏差	1.67%			0.00%				0.00%	0.61%	0.16%	0.10%			0.85%
私立	平均値	0.03%	0.47%	0.73%	0.05%	0.36%	0.07%	0.61%	0.44%	2.20%	0.20%	0.24%	0.06%	0.00%	0.81%
	度数	10	66	80	143	10	8	154	35	47	84	29	4	4	22
	標準偏差	0.07%	1.09%	1.44%	0.13%	1.00%	0.12%	2.27%	1.34%	5.55%	0.56%	0.65%	0.13%	0.00%	1.39%
合計	平均値	0.21%	0.39%	0.73%	0.05%	0.30%	0.03%	0.61%	0.39%	1.45%	0.39%	0.17%	0.06%	0.00%	0.26%
	度数	195	85	80	153	12	21	154	40	73	174	45	4	4	79
	標準偏差	0.85%	0.98%	1.44%	0.13%	0.92%	0.08%	2.27%	1.26%	4.55%	1.22%	0.53%	0.13%	0.00%	0.82%

国公立別大学別入学一部免除率
0を含む平均

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F1編入生	F2同一・系列法人からの編入生	F3その他の編入生	G1留学生全員	G2協定校からの留学生	G3その他の留学生の一部	H1資格取得者1	H2資格取得者2	H3資格取得者3	Iその他
国立	平均値	0.07%	0.00%		0.00%	0.00%	0.00%		0.00%	0.11%	0.00%	0.00%				0.00%
	度数	131	7		6	2	12		2	20	37	12				51
	標準偏差	0.36%	0.00%		0.00%	0.00%	0.00%		0.00%	0.36%	0.00%	0.00%				0.00%
公立	平均値	0.38%	0.00%		0.00%		0.62%		0.14%	0.20%	0.00%	0.47%				0.00%
	度数	27	1		3		1		1	7	10	2				1
	標準偏差	1.00%			0.00%					0.53%	0.00%	0.66%				
私立	平均値	0.24%	0.58%	0.39%	0.16%	0.83%	0.24%	0.66%	0.37%	2.47%	0.43%	0.51%	0.00%	0.00%	0.00%	0.20%
	度数	11	53	54	152	13	14	189	37	61	50	24	2	4	2	23
	標準偏差	0.78%	1.10%	1.17%	0.62%	2.38%	0.31%	2.35%	0.58%	4.66%	1.90%	1.69%	0.00%	0.00%	0.00%	0.55%
合計	平均値	0.13%	0.50%	0.39%	0.15%	0.72%	0.15%	0.66%	0.34%	1.75%	0.22%	0.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.06%
	度数	169	61	54	161	15	27	189	40	88	97	38	2	4	2	75
	標準偏差	0.55%	1.05%	1.17%	0.60%	2.22%	0.27%	2.35%	0.56%	4.02%	1.37%	1.36%	0.00%	0.00%	0.00%	0.31%

6.3.2 大学独自奨学金受給者数・受給率・受給額

次に大学独自奨学金の受給者数をみると、図表6-12のように、ゼロを含む平均では、国立大学では留学生や成績優秀者および経済的困窮者に対する奨学金受給者が比較的多い。これに対して、公立大学では、成績優秀者、留学生、経済的困窮者の順で相対的に多くなっている。私立大学では、経済的困窮者、成績優秀者、資格取得者、留学生、スポーツ優秀者の順になっている。また、私立大学では、成人学生の受給者数もかなり大きい。ゼロを除いた平均は、傾向は変わらない（表省略）。留学生で大学独自奨学金の受給者が比較的多い他は、再入学者や編入学者や成人学生などの大学独自奨学金の受給者は比較的小さい。特に、国公立大学では、ほとんど受給者がみられない。

図表6-12

国公立大学別奨学金受給者数
ゼロを含む平均

報告書

設置者	A 経済的困窮者	B 成績優秀者	C スポーツ優秀者	D 再入学者	E 成人学生	F 留学生	G 資格取得者	H その他	
国立	平均値	3.82	4.80	0.00		5.00	3.00	2.25	
	度数	11	5	2		34	3	4	
	標準偏差	3.52	4.44	0.00		6.24	1.73	1.89	
公立	平均値	5.80	11.20			7.29	0.00	96.50	
	度数	5	5			7	1	2	
	標準偏差	9.28	6.50			15.81		65.76	
私立	平均値	20.70	16.13	7.32	0.05	6.58	10.89	12.65	11.25
	度数	511	435	164	19	40	274	46	166
	標準偏差	32.68	21.73	16.90	0.23	14.56	25.56	26.77	24.42
合計	平均値	20.20	15.95	7.23	0.05	6.58	10.17	11.82	12.03
	度数	527	445	166	19	40	315	50	172
	標準偏差	32.31	21.53	16.81	0.23	14.56	24.09	25.82	26.21

また、奨学金の平均受給額の国公立大学別単純平均をみると、図表6-13のようにゼロを含まない平均金額は、国立大学の経済的困窮者で約29万円、留学生とスポーツ優秀者で約10万円となっており、成績優秀者は約7万円、資格取得者は約6万円と比較的低くなっている。

公立大学の場合には該当数が著しく少ないので、一般化することは危険であるが、金額的には国立大学より少なくなっているとみられる。また、私立大学では、スポーツ優秀者で約46万円、経済的困窮者に平均で約44万円、留学生、成人学生、成績優秀者で約37万円前後と、平均金額がかなり高くなっていることが特徴である。

また、入学金減免の場合と同様、在学者数に占める奨学生の比率である奨学金受給率をみると、図表6-14のように、ゼロを含む奨学金受給率は、国立大学では、経済的困窮者、公立大学では成績優秀者、私立大学では経済的困窮者の場合が高くなっている。ゼロを含まない場合には図表6-15の通りで、受給率はかなり高くなっており、公立大学の留学生や私立大学の経済的困窮者の場合には2%を越えている。この数字が過小評価である可能性が高いことを考えると、大学独自奨学金の受給率はかなり高くなっていると思われる。しかし、流動化を促進するような大学独自奨学金の受給率は留学生を除いて高くない。

大学独自奨学金に関して、受給額は比較的に高いものの、受給者はきわめて限定されている。

図表6-13

国公立大学別奨学金平均受給額
0 を含まない平均

設置者		A経済的困窮者	B成績優秀者	Cスポーツ優秀者	D再入学者	E成人学生	F留学生	G資格取得者	Hその他
国立	平均値	285500.3	74800.0	100000.0			113275.9	56666.7	313333.3
	度数	12	5	2			29	3	3
	標準偏差	273339.8	35709.9	0.0			155519.2	5773.5	234591.8
公立	平均値	168333.3	30000.0				72425.1	100000.0	384000.0
	度数	3	4				7	1	2
	標準偏差	172650.9	0.0				51775.4		135764.5
私立	平均値	436044.7	362460.9	459511.8	280000.0	378515.3	387169.7	146274.8	313511.9
	度数	427	392	105	1	20	211	33	128
	標準偏差	405870.9	281103.5	376249.5		178907.3	493668.4	133136.7	279826.1
合計	平均値	430140.5	355557.8	452792.0	280000.0	378515.3	346092.2	137758.6	314567.8
	度数	442	401	107	1	20	247	37	133
	標準偏差	402735.9	281684.0	375880.0		178907.3	469925.9	128108.6	276377.1

図表6-14

国公立大学別大学独自奨学金受給率
0 を含む平均

設置者		奨学金受給率 (A経済的 困窮者)	奨学金受給率 (B成績 優秀者)	奨学金受給率 (Cスポーツ 優秀者)	奨学金受給率 (D再入学者)	奨学金受給率 (E成人学生)	奨学金受給率 (F留学生)	奨学金受給率 (G資格取 得者)	奨学金受給率 (Hその他)
国立	平均値	0.73%	0.59%	0.00%			0.45%	0.21%	0.35%
	度数	11	5	2			34	3	4
	標準偏差	0.76%	0.34%	0.00%			0.53%	0.17%	0.17%
公立	平均値	1.17%	2.34%				1.32%	0.00%	25.41%
	度数	5	5				7	1	2
	標準偏差	1.58%	1.37%				3.18%		13.63%
私立	平均値	1.73%	1.22%	0.69%	0.01%	0.83%	0.95%	0.70%	0.90%
	度数	497	429	159	19	39	267	42	162
	標準偏差	4.70%	1.70%	1.84%	0.05%	1.78%	2.86%	1.44%	2.52%
合計	平均値	1.70%	1.22%	0.68%	0.01%	0.83%	0.90%	0.65%	1.18%
	度数	513	439	161	19	39	308	46	168
	標準偏差	4.63%	1.69%	1.83%	0.05%	1.78%	2.71%	1.38%	3.79%

図表6-15

国公立大学別大学独自奨学金受給率
0 を含まない平均

設置者		奨学金受給率 (A経済的 困窮者)	奨学金受給率 (B成績 優秀者)	奨学金受給率 (Cスポーツ 優秀者)	奨学金受給率 (D再入学者)	奨学金受給率 (E成人学生)	奨学金受給率 (F留学生)	奨学金受給率 (G資格取 得者)	奨学金受給率 (Hその他)
国立	平均値	0.81%	0.59%				0.61%	0.21%	0.35%
	度数	10	5				25	3	4
	標準偏差	0.76%	0.34%				0.54%	0.17%	0.17%
公立	平均値	1.95%	2.93%				2.31%		25.41%
	度数	3	4				4		2
	標準偏差	1.65%	0.45%				4.15%		13.63%
私立	平均値	2.01%	1.35%	1.08%	0.21%	1.90%	1.32%	1.55%	1.19%
	度数	427	387	102	1	17	192	19	123
	標準偏差	5.02%	1.74%	2.21%		2.31%	3.30%	1.82%	2.84%
合計	平均値	1.98%	1.36%	1.08%	0.21%	1.90%	1.26%	1.36%	1.54%
	度数	440	396	102	1	17	221	22	129
	標準偏差	4.95%	1.73%	2.21%		2.31%	3.13%	1.75%	4.26%

流動化を促進するような奨学金は、留学生に限られており、再入学者や成人学生などに関する受給者は少ない。特に国公立大学ではほとんどみられない。流動化を促進するためには、こうした流動化対象者に対する財政援助の普及が望まれよう。

6.3.3 学費減免者数と学費免除率

次に学費免除について、全額免除と一部免除それぞれ平均人数を算出した。ゼロを含む平均は図表6-16の通りで、国立大学では、実施している学部数は少ないものの成績優秀者について、全額免除は約321名、一部免除は約765名ときわめて多くなっていることが注目される。ついで、経済的困窮者について、全額免除は約85名、一部免除も約81名と多くなっている。公立大

図表6-16

国公立大学別学費免除人数
0を含む平均

学費全額免除人数

設置者		A 経済的 困窮者	B 成績 優秀者	C スポーツ 優秀者	D 再入学者	E 編入学者	F 休学者	G 留学生	H 留学中の 在学者	J その他
国立	平均値	84.45	321.13		0.00	1.36	18.79	3.03	0.44	0.01
	度数	166	15		4	14	42	32	9	18
	標準偏差	134.71	193.83		0.00	1.78	21.56	3.66	0.73	0.01
公立	平均値	20.74			0.00	0.00	10.50	7.57	1.60	0.00
	度数	70			2	1	20	21	5	3
	標準偏差	25.98			0.00		10.68	13.39	2.30	0.00
私立	平均値	2.11	4.41	9.11	0.00	0.04	14.78	3.96	1.20	0.00
	度数	38	100	81	15	25	138	206	59	33
	標準偏差	5.12	6.96	13.27	0.00	0.20	67.04	16.48	2.92	0.00
合計	平均値	56.75	45.72	9.11	0.00	0.50	15.20	4.14	1.14	0.00
	度数	274	115	81	21	40	200	259	73	54
	標準偏差	111.16	127.02	13.27	0.00	1.22	56.62	15.24	2.70	0.01

学費一部免除人数
0を含む平均

設置者		A 経済的 困窮者	B 成績 優秀者	C スポーツ 優秀者	D 再入学者	E 編入学者	F 休学者	G 留学生	H 留学中の 在学者	J その他
国立	平均値	81.44	764.86		0.00	0.50	4.19	2.90	0.00	0.00
	度数	165	14		4	14	27	30	8	18
	標準偏差	240.65	413.61		0.00	1.16	9.22	5.83	0.00	0.00
公立	平均値	14.97			0.00	0.00	2.06	21.07	2.50	
	度数	67			2	1	17	14	4	
	標準偏差	20.17			0.00		3.45	42.03	5.00	
私立	平均値	23.53	18.96	23.91	27.00	1.19	13.05	26.15	4.54	0.01
	度数	68	158	86	31	37	286	439	127	74
	標準偏差	10.60	37.30	90.10	93.49	4.03	34.18	46.43	8.40	0.02
合計	平均値	48.94	79.67	23.91	22.62	0.98	11.76	24.56	4.22	0.01
	度数	300	172	86	37	52	330	483	139	92
	標準偏差	182.18	236.91	90.10	85.94	3.46	32.10	45.17	8.13	0.02

学では、経済的困窮者の全額免除が約21名、一部免除が約15名と相対的に多くなっている。一部免除者は留学生も約21名と多い。私立大学では、経済的困窮者の全額免除は約2名と少ないが、一部免除は約24名と多くなっている。ゼロを除く平均は図表6-17の通りで、傾向は変わらない。再入学者や編入学者あるいは休学者に対する減免対象者は相対的に少ない。私立大学では、留学中の在学者に対する減免対象者がやや多い。これは、海外への留学という形の流動化を促進すると考えられ、注目される。

在学者数で割った学費減免者率（ゼロを含む）は、図表6-18の通りで、成績優秀者に対する学費減免者率が比較的高いのを除けば、流動化を促進するような減免制度の恩恵にあずかっている者はいずれもきわめて少ない。これは、ゼロを除く場合も同様である（表省略）。

図表6-17

国公立大学別学費全額免除人数
0を除く平均

設置者		学費全額 免除人数 (A経済的 困窮者)	学費全額 免除人数 (B成績優 秀者)	学費全額 免除人数 (Cスポーツ 優秀者)	学費全額 免除人数 (D再入学者)	学費全額 免除人数 (E編入学者)	学費全額 免除人数 (F休学者)	学費全額 免除人数 (G留学生)	学費全額 免除人数 (H留学中の 在学者)
国立	平均値	88.7	344.1			3.2	19.7	4.6	1.3
	度数	158	14			6	40	21	3
	標準偏差	136.7	178.8			1.2	21.7	3.6	0.6
公立	平均値	23.4					11.1	12.2	4.0
	度数	62					19	13	2
	標準偏差	26.5					10.7	15.4	1.4
私立	平均値	5.7	7.4	11.7		1.0	28.3	14.8	3.2
	度数	14	60	63		1	72	55	22
	標準偏差	7.2	7.7	14.0		.	91.0	29.4	4.1
合計	平均値	66.5	71.1	11.7		2.9	23.2	12.0	3.1
	度数	234	74	63		7	131	89	27
	標準偏差	117.6	152.9	14.0		1.3	68.7	24.2	3.8

国公立大学別学費一部免除人数
0を除く平均

設置者		学費全額 免除人数 (A経済的 困窮者)	学費全額 免除人数 (B成績優 秀者)	学費全額 免除人数 (Cスポーツ 優秀者)	学費全額 免除人数 (D再入学者)	学費全額 免除人数 (E編入学者)	学費全額 免除人数 (F休学者)	学費全額 免除人数 (G留学生)	学費全額 免除人数 (H留学中の 在学者)
国立	平均値	100.3	823.7			2.3	9.4	5.8	
	度数	134	13			3	12	15	
	標準偏差	263.6	364.5			1.5	12.1	7.2	
公立	平均値	17.3					5.8	59.0	10.0
	度数	58					6	5	1
	標準偏差	20.7					3.4	54.3	
私立	平均値	8.9	21.2	31.2	76.1	4.0	17.3	32.3	7.7
	度数	27	141	66	11	11	216	355	75
	標準偏差	15.5	38.9	101.9	148.7	6.8	38.4	49.7	9.8
合計	平均値	67.0	89.0	31.2	76.1	3.6	16.6	31.6	7.7
	度数	219	154	66	11	14	234	3.75	76
	標準偏差	210.5	248.8	101.9	148.7	6.0	37.1	49.0	9.7

図表6-18

国公立大学別学費減免者率
全額免除者率
ゼロを含む

設置者		A経済的 困窮者	B成績 優秀者	Cスポーツ 優秀者	D 再入学者	E 編入学者	F休学者	G留学生	H留学中 の在学者	I資格 取得者	Jその他
国立	平均値	5.9%	18.5%		0.0%	0.1%	1.9%	0.3%	0.0%		0.6%
	度数	159	9		4	14	43	34	9		20
	標準偏差	0.1%	16.4%		0.0%	0.2%	1.4%	0.4%	0.1%		1.2%
公立	平均値	3.0%			0.0%	0.0%	1.3%	0.9%	0.2%		0.2%
	度数	66			2	1	19	20	5		3
	標準偏差	0.3%			0.0%		0.9%	1.7%	0.3%		0.1%
私立	平均値	0.2%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%
	度数	43	98	86	21	31	142	209	65	7	39
	標準偏差	1.0%	0.7%	1.1%	0.0%	0.0%	2.0%	1.7%	0.2%	0.0%	0.4%
合計	平均値	4.3%	2.0%	0.7%	0.0%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.3%
	度数	221	107	86	27	46	204	263	79	7	62
	標準偏差	0.1%	6.8%	1.1%	0.0%	0.1%	1.9%	1.6%	0.2%	0.0%	0.8%

半額免除者率
ゼロを含む

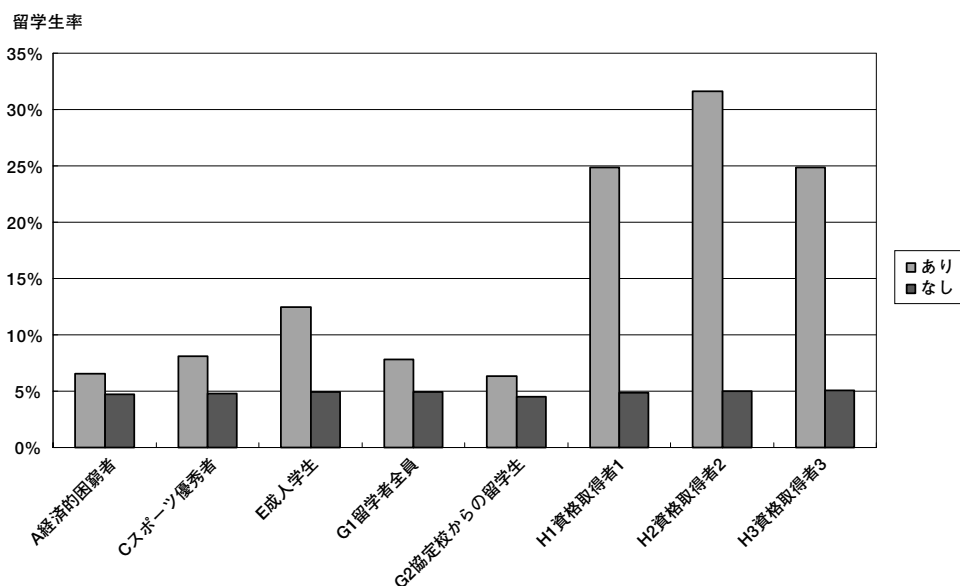
設置者		学費一部 免除者率 (A経済的 困窮者)	学費一部 免除者率 (B成績優 秀者)	学費一部 免除者率 (Cスポー ツ優秀者)	学費一部 免除者率 (D再入学 者)	学費一部 免除者率 (E編入学 者)	学費一部 免除者率 (F休学者)	学費一部 免除者率 (G留学生)	学費一部 免除者率 (H留学中 の在学者)	学費一部 免除者率 (I資格取 得者)	学費一部 免除者率 (Jその他)
国立	平均値		43.8%		0.0%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%		0.1%
	度数		8		4	14	27	30	8		18
	標準偏差		263.2%		0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%		0.2%
公立	平均値				0.0%	0.0%	0.3%	1.6%	0.1%		
	度数				2	1	15	14	4		
	標準偏差				0.0%		0.5%	3.7%	0.2%		
私立	平均値		1.6%	2.8%	0.4%	0.1%	0.8%	2.4%	0.3%	0.0%	0.7%
	度数		153	85	31	37	277	428	127	9	74
	標準偏差		2.6%	12.4%	1.3%	0.3%	1.9%	4.7%	0.5%	0.0%	2.1%
合計	平均値		3.7%	2.8%	0.4%	0.1%	0.8%	2.2%	0.3%	0.0%	0.5%
	度数		161	85	37	52	319	472	139	9	92
	標準偏差		12.5%	12.4%	1.2%	0.2%	1.8%	4.5%	0.5%	0.0%	1.9%

6.4 流動化率・留学生率と学生支援制度の関連

最後に、これまでみてきた学生支援制度の有無が流動化や留学生の状況とどのように関連しているか、をみることによって、こうした制度の効果についてみよう。ここでは、第2章で定義された流動化率と、留学生数を1年次在学者数で除して作成した留学生率の2つを用いた。

6.4.1 入学金減免制度の有無と流動化率・留学生率

まず、入学金減免制度との関連は10%水準以下で有意な差を示したものはまったくみられない。しかし、留学生率をみると、図表6-19のように、多くの項目で入学金減免制度が流動化を促進しているとみることができる。ここでは10%水準で有意な差を示したものだけ掲載した。以下の図表も同じである。ただし、資格取得者に対する入学金減免制度が留学生率を高めているのは、どのような資格か不明なため、実態はつかめない。



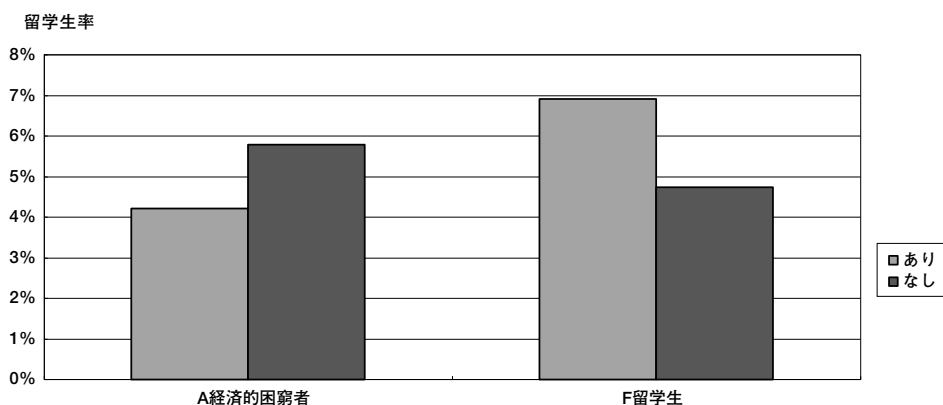
図表6-19 入学金減免制度の有無別留學生率

6.4.2 大学独自奨学金制度の有無と流動化率・留學生率

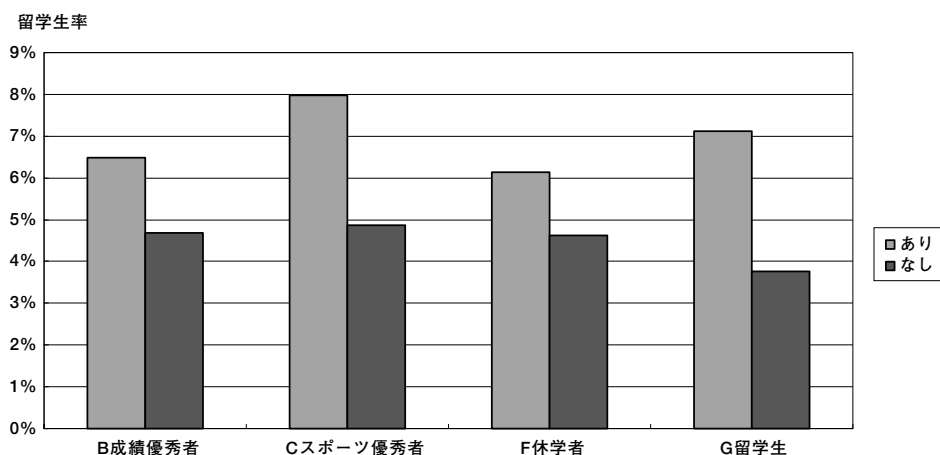
大学独自奨学金制度の有無と流動化率・留學生率の関連をみたのが図表6-20である。流動化率の場合には、有意な差はみられない。留學生率に関連しているのは経済的困窮者と留學生の場合である。留學生に対する大学独自奨学金制度を持っている大学学部の方が留學生率が高いのは当然の結果であるといえよう。経済的困窮者の場合には理由は不明である。

学費減免制度と留學生率の関連は図表6-21のとおりで、成績優秀者やスポーツ優秀者で有意な差がみられるが流動化との関連は明らかではない。ただ、休学者や留學生と関連していることが注目される。

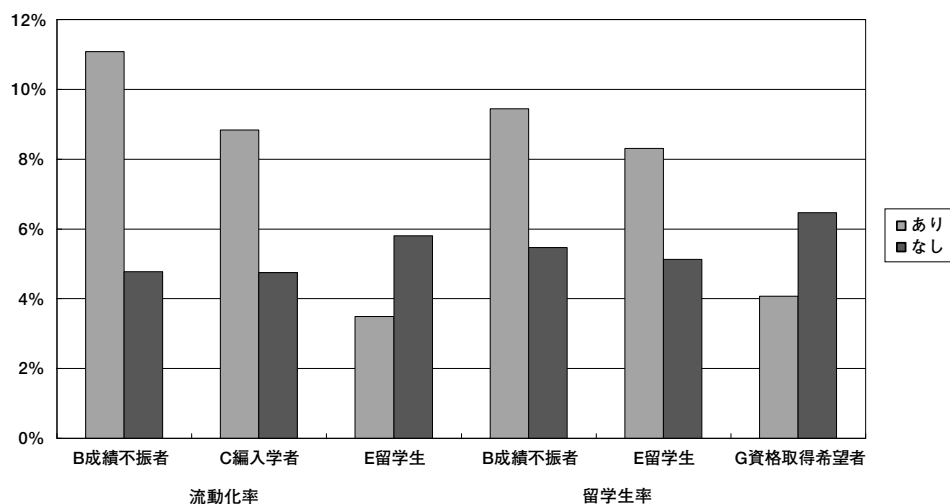
特別な授業・カリキュラム編成と留學生率の関連は図表6-22の通りで、編入学者や留學生と



図表6-20 大学独自奨学金有無別留學生率



図表6-21 学費減免制度の有無別留學生率



図表6-22 特別な授業カリキュラム編成別流動化率・留學生率

流動化率が関連している。また、留學生率と留學生に対する減免制度が関連していることも当然の結果であろう。しかし、流動化率の場合には、留學生に対する減免制度のある場合の方が、流動化率は高い。これは、編入学と留學生が必ずしも同じカテゴリーではないことを示しているといえるかもしれない。また、成績不振者に対する制度と流動化率や留學生率に関連しているのは、これらを設置している学部のこうした取り組みに対する組織の何らかの特性を示しているかもしれないが、具体的な内容は明らかではない。

6.5 流動化の促進のための学生援助制度の問題点と課題

先に見た自由回答からは、流動化促進のための学生援助制度について、多くの問題点と課題、さらには要望がよせられている。「その他の学生支援制度」については、386の意味のある記述

が寄せられている（意味がある記述とは、「特になし」「なし」などを除いたもの）。また、「問題点や意見」についても、意味のある記述は243件にのぼる。これについて、いくつかの項目にまとめて検討したい。

6.5.1 問題点

国の制度や事務手続きの問題点

流動化を促進するために阻害要因となっているものの一つは、留学生の決定に関する手続き上の問題である。この例としてたとえば、次のようなものがあげられる。

留学生の受入れに関する国の政策に問題が多い。特に支援（奨学金等）予算の保証のないまま受入れを促進することや入国審査の不徹底が挙げられる。

国費留学生の受入に際し、学生が大使館などに書類を提出する際、「レター・オブ・アクセプタンス」を指導教官予定者に求める制度になっているが、実際教授会での受け入れ決定以前に公的書類を出すことはできず、いずれも教官の個人的な許可にとどまる。そして、ときに文部科学省からの国費留学生決定書類の中に、こうした学生本人と指導教官予定者の間のやりとりが添付されていないため、しばしば学生にとって不幸な事態が発生する。改善を求めたい。

研究生は随時受け入れているが、留学生で手続きを済ませたにもかかわらず入学日になっても入管をとれず入学日を延期せざるを得ない場合がある。証明書の発行依頼や聴講届けの提出・訂正、授業料の納入等、事務手続き全般において留学生は期日に遅れたり緊急の発行を依頼されたりと窓口業務における労力・時間・コストが高くつく。

留学生の入国に関するビザ等の手続きについて、書類等を提出した後の対応、連絡の遅さを感じている。

留学生の交通死亡事故の際に、家族の入国手続きに時間がかかること、諸手続きの支援。又、日本語ができないため日本語滞在のすべての面（住宅、生活、病院、葬儀、事故処理のための警察・事故当事者・損害保険会社の対応等）でフォローが必要であり、さまざまな問題に面し苦慮した。本学では、留学生の資格外活動については留学生センターへの申請を義務付けしており、毎月締切日を設け「アルバイト先、内容等」の登録をした後、職員がまとめて代理申請を行い個々での申請を禁止している。資格外活動の範囲を守るよう随時注意をしているが、それでも問題が起きるケースがある。

入国管理局の方針としては留学生が退学、除籍になった場合には、その留学生を直ちに帰国指導するようにとの要望を大学側に求められる。だが、法律上では在留期間が残っている場合、大学側からの強制力はないので難しい問題である。本学では不法滞在者を出さないよう退学、除籍後の留学生の現況把握に努めている。

こうした点は、必ずしも大学だけの問題ではなく、行政の問題でもあり、より広い視野からの留学生政策の必要性を示していると言えよう。

履修上の問題

また、留学生や編入学生について、履修上の問題点についても数多くの指摘が見られた。

近年増加している外国留学生の編入学生は、カリキュラム上一般（日本人）学生と同じ扱いのため、留学生ではあるが、「日本語」等の履修ができず、私費外国人入試より入学してきた外国人留学生との齟齬が生じている。

3年次編入において、経済系以外の分野の出身者は認定できる単位が少なく、編入後の2年間での学修に苦労しているようである。

獣医学科の第3年次学士編入学者に対する時間割編成に苦慮している。（1～2年開講科目についてもすべて必須であるため。）

教育学部では、カリキュラムが教育職員免許法と密接に関連しており、編入学者の単位認定や留学生のためのプログラムが組みにくい状況にある。今後、長期履修制度の導入などの検討が必要と考えられる。

本学部では3年次編入学を実施しているが、単位認定をすると3年次でなく2年次程度の認定単位になってしまい卒業が遅れる学生が出てくる。

3年次からの編入学となり、卒業までの年次が2年と短く、卒業まで単位修得に余裕がもてない。

この問題の背景には、カリキュラム編成の問題がある。

編入学生について、取得すべき必修科目がカリキュラム編成上で重なっていて、必要以上に修業年数が延びることがないように配慮している。

編入学者の単位認定において、短大、高専等とのカリキュラムの相違から問題となる事例がある。

単位の包括認定を行っているが、3年課程の修了者と2年課程の修了者を同一に扱うことができない。そのため、2年課程の修了者の包括認定を何単位とするか検討中である。時間割を編入学者用に編成しているわけではないので、履修に関して学生に負担になる場合がある。

学習上の教育効果を高めるための教育・学習指導のための支援体制を整える鋭意努力はしているが、協定短大などからの推薦入学者にとっては、短大との専攻科の違いにより、「法律・政治学」の学問分野になかなかなじめなく困難を極める側面が多々ある。その結果として、卒業延期を何度か繰り返したり、挫折していく傾向が若干見受けられる。

また、編入学生の多様化に大学が十分対応していないと思われる問題もある。

編入生にとって、既修得単位から、どれくらい単位認定されるかにより、卒業までの年月が、2年または3年になるので重要である。同一学科、同種学部以外の者が目立ち、特に専門学校卒業者では、共通の単位がほとんど認められないことが多いため、入学年次を悩んでいる。

編入生については、経済系以外の短大、学部から編入したものについては、専攻科目として認定できるものが少なく、2年間で卒業要件を満たすことが困難な場合がある。

編入者については、専門学校の卒業生なども受け入れているので、そのような者の単位認定について、一般教養的な科目や語学の履修に工夫が必要かと考えている。

こうした問題は、個別の大学だけの問題ではないことでより深刻なものになっている。

編入者については、4年制大学が教養課程と専門課程の明確な区分がなくなって以降カリキュラムの互換・認定が難しくなった。大学毎に独自のカリキュラムが編成されるため2年修了生が本学の3年次に編入した場合、本学の1, 2年次のカリキュラムが未修で、3年次のカリキュラムを既修しているといったアンバランスが生じることがある。

編入学生については、認定単位数と編入学年次がそれぞれ別の決定機関のため、入学後に学生が苦慮するケースがある。

さらに、編入学の留学生に関しては、問題は二重化しより困難なものとなっている。

また編入学留学生については、出身国ならびにその大学のカリキュラム編成や単位計算方法が日本ならびに本学のそれとは異なり、本学の講義科目にどのように振り替えて単位認定すればよいか困難が生じることがある。

編入学と取得資格の関連

編入者について、取得できる資格との関連で問題が生じていることを指摘する意見もみられる。

本学部は管理栄養士養成指定施設のため厚生労働省文部科学省協議による施行令、指定規則による教育内容である。今回(平成14年4月施行)の栄養士法改正により管理栄養士と栄養士の教育目標は異なっており、従来の栄養士養成の短大、専門学校からの編入に際しては当該校のシラバスなどを参考にしなければ簡単に単位読替えはできなくなった(2年後の管理栄養士の国試に不利である)。

幼稚園教諭の一種免許状、保育士資格を希望する学生がほとんどであるため、出身校で幼稚園教諭二種免許状や保育士資格を取得していない場合、卒業と同時に免許取得ができない場合が増えている。そのため、科目等履修生として学修を継続する者が年々増加している。

留学生の選考

留学生の選考の際の問題点も多く指摘されている。

非正規留学生の入学選考について、慎重な面接等を実施しない限り不適當な入学者が生じる恐れがあるが、来日前に入学許可することが望ましい面もあり、適切な方法を検討中である。

受入留学生の現地面接の資金面の措置の問題がある。

国費留学生で日本語能力が不足もしくは学力不足のため4年で卒業できない学生が増加傾向にある様に思われる。国費留学生を採用する場合面接のみで採用しているため当該国日本大使館で実施している試験結果についても添付してほしい。

就学上の経済的問題

就学上の経済的問題については、きわめて多くの問題点が指摘されている。

留学生については、経済的裏付けを持たずに来日する学生がいて、対応に苦慮することが多い。

経済的に困窮している場合が多く、安価な住居の確保、資格活動と勉学の両立に苦勞している留学生が多い。

期日までに学費を納入できない学生が多い。その理由として、アルバイト数が少ないこと、又、アルバイトが見つかって日本語がうまく使えない等があるようだ。又、勉強に集中するため、アルバイトをしていない学生は収入がほとんどないため、学費納入が遅れているケースもある。

こうした問題は、特にアジアからの留学生の場合、為替レートの著しい差異のため、より深刻な問題となっている。

アジア地域からの留学生は物価（為替レート）が不均衡であるため、本国からの送金は意味をなさない場合が多い。したがって経済面での支援が重要となるが本学部独自の支援制度はない。

こうした状況は、奨学生への応募を増加させるため、奨学生の選考は次第に困難となってきたことがうかがわれる。

留学生は授業料減免の他、学内外の奨学金受給を望む者が大半で、推薦者決定に苦勞している。

奨学金と学費減免制度

奨学金と学費減免制度について、最近の状況から困難になっていることについて、多くの指摘がみられた。

私費留学生在が授業料免除になる率が財政難の影響か、低下している。

留学生にとっては、経済的支援の有無が死活問題だが、奨学金等の受給は厳しい状況にある。

留学生（とくに私費）で金銭面でギリギリの学生が時折います。学費免除などが優先的にうけられればよいと思います。（日本人学生より優先的ということではなく、免除枠を増やしてほしいということです。）

この日本人学生との格差の問題については、後にふれる。

文化・生活習慣・国情の相違

また、留学生在の日本での適応についても、問題点の指摘がみられた。

寮等において日本の生活様式になじめない学生がいる。

留学生对し生活習慣の違いから生ずる価値判断の食い違い。

学力等の問題

学力に関する問題点の指摘はきわめて多数みられた。

留学生の中には、医学科の授業を受けるレベルに達していない者があり、国費留学生等選考基準を厳格にすべきと思われる。

留学生の特に英語の履修状況、学力に大きな差がある。

留学生のなかで、日本語の能力が十分でない場合、授業の内容が把握されず、また、発表なども十分にできないことが時折あります。日本語能力を十分に育ててから留学してることが望まれます。あるいは、半年くらいで十分に日本語の授業についていく力がつく程度の能力をすでに身に付けてから留学してることが望ましいと思います。

専修学校からの編入生は、一様に語学力（英語）が不足しているため、英語の履修には苦慮している。

年を経るごとに編入学生の学力が低下しており悩みの種になっている。

日本人学生との格差の問題

先にもみたように、留学生と日本人学生との間の格差を指摘する意見も散見される。

国費外国人留学生の奨学金（月額約18万円）を減額して、支援留学生数の増加を行っていただきたい。日本人学生への奨学金額と余りに差が大きい。発展途上国の学生にとっては自国への送金する例があるなど、本来の目的以外に使用されている例も散在される。

生活費や授業料を確保（貨幣価値の違いもあるが）しないで渡日する留学生が多く、ほとんどの留学生が授業料免除の申請を行うため、日本人学生の採択率が低くなっている。政府が留学生の受入れを奨励しているのであれば、留学生の授業料全員免除又は留学生用の免除枠を設けるべきである。

留学生に対し、寄宿料及び授業料の一律減免を実施しているが、日本人学生との格差が生じているため、減免措置に対する評価制度を導入する予定である。日本人学生についても寄宿料の減免について評価制度の中で対応していく予定である。

他方、全く逆に留学生が日本人学生に比べて不利であるという意見もみられる。

授業料免除について：日本人学生と同枠で選考される為本学のように日本人学生の応募の多い大学は留学生にとって不利である。

このように、この問題はケースバイケースで早急な一般化はできないが、いずれにせよ、大学が明確なポリシーを持つことを求められていると言えよう。

住居問題

留学生の住居問題についても多くの指摘が見られた。

留学生について、留学生会館等、ハード面におけるケアが十分でない。

これは大学だけでは解決できない社会全体の問題でもある。

本学部のみケースではないものの、留学生に関することでは学部在籍期間中の住居の確保が保証されていない点が問題点としてあげられる。留学生にとって民間のアパート等の家賃は経済的にも大きな負担となっているだけに、この点が改善されればと思う。

留学生の住宅に関する保証人制度で未だ大学機関保証人が理解されない。

留学生の下宿、アパート等の住居変更（新居探し）は困難である（国籍の違い、家賃の高騰）。

さらに、アパート等の住居が見つかったも、家主や近隣住民とトラブルになる例もみられる。

宿舎の家主さんとの家賃支払いや騒音、帰宅時間に関するトラブル（留学生別科生）

宿舎の家主さんとの言葉が通じない等のコミュニケーション不足に伴うトラブル（留学生別科生）

パーティー開催時の騒音に伴う近隣住民とのトラブル（交換留学生）

アルバイト

留学生のアルバイトについても、様々な問題点が指摘されている。

私費外国人留学生在日本の地方大学で学ぶことは、アルバイト等の少なさを考えると経済的負担が大きい。

留学生について：経済的に困窮しているのが分かるが、アルバイトを優先し勉強が疎かになっている者や留学生の身分を盾にして特例を要望してくる者もいる。履修指導の窓口も大変である。

地方都市のため、アルバイト先がみつかりにくい。

留学生に関して：日本人と比べて明らかに肌の色が違う学生（東南アジア出身者）はアルバイト先が極めて少なく経済的に困難が多い。無理な時間帯での条件の悪い仕事に就かざる得ないことが多い。

生活費や、授業料のためアルバイトをすることとなり、授業が休みがちになる。また、国民健康保険に不加入者がいる。

入学資格と証明書の偽造

より深刻な問題として、入学資格と証明書の偽造問題が指摘されている。

中国等の外国人留学生在大学院歯学研究科に入学するに当たり出願資格を審査するときに、卒業、成績証明書の偽造が横行し、本物そっくりな為、見分けが付かない等の問題がある。

留学生については、海外における出身校が受験要件に適合するかの判断が難しい。特に中国等においては、卒業証明書の捏造等があり、問題である。

学生自身の問題

一部の留学生や編入学生自身に問題があることも多く指摘されている。留学生については次のような指摘が典型的である。

短期留学（科目等履修生）を希望する者は、留学目的なのかどうか見極めが難しい。

酒気運転、アルバイト先でのトラブルなど、日常生活指導の必要な留学生在がいる。

一部の留学生は規則について安易に考えてしまう傾向があり、取り返しのつかないことになってしまうケースがある。社会的モラルを意識してほしい。

編入学生についても同様の指摘が見られた。

学士入学等編入学生の場合は、目的意識が明確であるため、他の学生がなじめないところがある。

現在本学部では、学士入学者（2年次入学）、編入学（3年次入学）を受けいれているが、いずれも同学年の通常の学生とは異なり、入学年次より下級年次の科目を履修する必要が生じ、カリキュラム編成の自由度を制限している。

編入学生は、他の学生と比べて年齢が高いため、場合によってはクラスになじめず、孤立化することがある。

編入学生の定員が30名（収容定員60名）と多く、出身学校も看護短大・看護専門学校、新規卒業者と既卒者（社会人として看護師の臨床経験あり）と、多様なため、在学生と価値観などの交流を行い、相克的な学習効果が得られるという利点もあるが、学習に対する意欲や意識のズレ等が生じることもある。

編入学生は一般学生となじみににくく、交流ができていく傾向がある。

さらに、一部の日本人学生が留学生に悪影響を与えているという指摘もみられた。

不真面目な日本人学生による留学生への影響がでないように注意する必要がある。

流動化の大学への好影響

このように、問題は多いが、学生の流動化が大学に好影響を与えているという意見もみられたことも注目される。

編入学者は編入学直後に演習や講義についての情報を短期間のうちに収集する必要に迫られるが、学生による授業評価アンケート結果の公表は、こうした編入学者のニーズに答える側面も持っている。

社会経験のある優秀な学士入学者の編入により、現役学生に良い影響、活発化を期待している。

6.5.2 課題と要望

こうした状況に対して、大学学部はどのような解決策や施策を要望しているか。この点をみていく。

国の受け入れ体制の充実

もっとも多くみられたのは、大学自体では限界があり、国の施策の充実を求めているという意見であった。

留学生：経済的問題・為替レートの変動と日本国の物価が高いためにアルバイトを余儀なくされる。勉学との両立、または勉学への支障が問題。留学生を受け入れることを国が奨励するならば、勉学に支障を来すようなアルバイトをしなくて良いように支援してほしい。

「大学教職員が保証人になった場合の救済策」として保証制度などを設けていますが、大学等に一時的で

も負担を強いることを前提としたもので、決して妥当とは思えません。国の施策として、留学生の住宅問題をもっと考えていただければと思います。

授業料減免に対する国からの補助金が削除されつつあり、留学生全員を対象にすることが難しい。

また、単位認定の基準の標準化を求める意見もあり、大学評価・学位授与機構の役割に期待しているとみられる。

外国において修得した科目の既修得単位の認定の基準が各国、各大学によって全く違うため、日本の設置基準上に合わせにくい。大学設置基準の中に外国における大学の学修について一定の基準（日本での扱い）を規定化してもらいたい。

先にみたように、日本人学生とのバランスをどのように考えるかなど解決しなければならない問題は多い。これにたいして、国が明確な確固としたポリシーを持っているかどうかが問われていると言えよう。

奨学金の充実

留学生のための奨学金の充実や授業料減免措置を要望する意見は多い。

国費留学生が減少し、私費留学生が増加しており、経済的問題がある。奨学金の充実を望む。

私費留学生に対する授業料免除枠の拡大をお願いしたい。

留学生受け入れに対する経済的援助がほとんどなされていない為私費留学生はアルバイトに追われ、留学生生活をエンジョイする余裕が無い。奨学金制度を拡充することが是非必要である。

私費留学生は、経済的困難に苦しんでおり、国や地方自治体における奨学制度を充実させていただきたい。

編入学者に対する奨学金、金融機関からの学資の貸付けなどの制度の充実が望まれる。

私費中国人留学生の多くが学費及び生活費の全額を国元からの送金なしでやっているため、満足とは程遠い学生生活を送っている。奨学金制度（国家の）の充実が必須である。

国縣市など行政による奨学金には、財政収入が伸び悩んでいる現状では、多くを期待できない。他方、民間団体による奨学金制度も昨今のデフレ、長期不況のあおりを受け、奨学金支給を縮小ないしはとりやめるところも出てきている。欧米では奨学金を出すものに免税処置あり、又個人でも留学生のための奨学金等を寄付するということがかなり定着していると言われている。日本でも寄付を奨励する優遇税制や寄付をしやすい環境作りが早急に行われることを期待したい。

留学生に対する広報の重要性

留学生に対する日本の状況を周知させ、情報発信をもっと行う必要があるという意見も注目される。

経済的に困窮している場合が多く、安価な住居の確保、資格活動と勉学の両立に苦勞している留学生が多い。日本留学件数の多い諸外国に、留学に際しては十分な資力を備える必要がある旨、広報を要すると考える。

大学としてできること

このように問題は山積しているが、大学としてできることを追求しようという積極的な意見も多く見られた。

アルバイト（これは日本人の学生についても同じであるが）を大学として照会できないか。（例えば大学内の清掃等。）

本学部は、1部編入学定員を設定してまだ間もないこともあるが、これからは、今後の課題として大いに改善のための方途を見出さなければならないと考え、「学習支援体制の強化」に努めなければならないと考えているところである。

大学教育のグローバル化により、近年編入学志願者の教育履歴が多様化しており、現状の科目ごとの単位認定では著しく志願者を制約することとなる。また、入学後の履修に関しても特殊な取扱いを行っていないため、卒業要件単位取得に大きな負担が課せられている。したがって、入学時の一括単位認定及び編入学者用履修プログラムなど、教育支援体制の検討を要する状況である。

他方、単位認定については、より厳密化や公開性の必要を指摘する意見もみられた。この点も、現在一貫した政策がとられているとは言い難く、流動化促進の観点からは、政策的対応が求められよう。

編入学生の単位認定については、より厳密化や公開性が求められてきている。一方、受入促進という観点で見れば、短大、高専、専修学校等から編入してきた場合、教養科目や外国語科目等の単位認定がネックとなるケースが多く、受入側として悩ましい。

6.6 知見のまとめと政策的インプリケーション

6.6.1 学生援助制度の設置状況

入学金減免制度について、国公立大学共通に協定校からの留学生について設置している学部が多い。これは留学生の流動化を促進する効果があると考えられる。しかし、それ以外の項目では国公立大学と私立大学では、対象者に大きな相違がある。国立大学では編入学者に対する減免措置が多く、これに対して、私立大学では、同一・系列法人からの入学者や再入学者に関して入学金の減免が行われている学部が多く、限定的ではあるが、流

動化に寄与していると考えられる。学生の流動化を促進するためには、編入学者や再入学者さらには成人学生に対する入学金の減免制度の設置が望まれよう。

留学生に対する大学独自奨学金は、国公私立大学とも比較的普及しており流動化に寄与していると考えられる。これに対して、再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度の設置は遅れている。学生の流動化を促進するという意味では、こうした再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度の実施が強く望まれよう。

学生の流動化を支援する学費減免制度として、留学生に対する支援制度は比較的設置されているものの、再入学者や編入学者に対する学費減免制度は普及しておらず、流動化を促進するためには、これらを設置することが望まれよう。また、公立大学や私立大学では留学中の在学者に対する減免措置が比較的取られているが、国立大学ではあまり取られていない。これも海外への留学を促進するという流動化の一つであり、いっそうの充実が望まれよう。

学生の流動性を促進するための学生支援制度として、カウンセリングは比較的普及しているものの、それ以外の特別な措置はあまりとられていない。特に、編入学者や成人学生あるいは進路変更希望者に対する特別な授業・カリキュラム編成や教員の特別な手当などはもっと実施される必要がある。

過小評価になっている可能性が高いとはいえ、流動化を促進するような学生支援制度は、国公私立大学ともまだ広範に普及しているとはとても言えないような状況にあると言えよう。

6.6.2 入学金免除対象者数

制度の有無と同様、比較的留学生に対する入学金減免制度は対象者も多くなっている。しかし、これ以外の入学金減免制度の対象者は相対的にきわめて限定されていると言えよう。この中では、私立大学で編入学者に対する減免措置の対象者がやや多くなっている。これらはいずれも流動化を促進するものと考えられ、よりいっそうの普及が望まれよう。

6.6.3 大学独自奨学金受給者数・受給額

大学独自奨学金に関して、受給額は比較的に高いものの、受給者はきわめて限定されている。流動化を促進するような奨学金は、留学生に限られており、再入学者や成人学生などに関する受給者は少ない。特に国公私立大学ではほとんどみられない。流動化を促進するためには、こうした流動化対象者に対する財政援助の普及が望まれよう。

6.6.4 自由回答からの示唆

最後に自由回答には、現在の問題点と課題について、大学内の問題だけでなく、行政やさらに社会全体にかかわる問題点の指摘がみられた。とりわけ、留学生と大学外の社会との関連は、文化や価値観の相違によるもので、問題の根は深く、解決困難な問題であることが改めて明らかにされている。また、流動化の促進は一方で望ましいことであり、大学や社会にとってきわめて好結果を生んでいることは確かであるが、そこには制度の不備や財政的な制約など、流動化によって新しい問題が生じていることも明らかにされている。しかも、今日の経済状況や財政状況では、こうした問題を好転させることはきわめて難しいことも多くの意見が指摘していた。

しかし、こうした困難な状況の中で、大学学部自身の創意工夫によって、少しでも改善に取り組む積極的な例も多数みられた。学生の流動化を促進し、促進することによって生じたトラブルを解決していくためには、こうした積極的な事例を良い例（good practice）として参考にし、自大学や学部に取り入れていこうとする大学学部自身の積極的な姿勢が何より求められていると言えよう。

[注]

¹ アメリカの学生援助制度について、詳しくは小林雅之・濱中義隆・島一則『学生援助制度の日米比較』文教協会研究助成報告書 2002年を参照されたい。

7. 総括

吉川 裕美子, 濱中 義隆, 小林 雅之

本稿の目的は、編入学、転学、留学など高等教育機関間の学生移動とそれに対する支援体制の実態を分析することにより、学生の流動化に伴って学士課程教育に生起している変化と問題を明らかにすることであった。以下に前章での分析結果を総括しておきたい。

- (1) 本調査は、日本の国公立大学全学部を対象として、従来の公的統計では把握されなかった学生移動の実態、ならびに転・編入学者に対する既修得単位の認定状況に分析の幅を広げた初めての試みである。
- (2) 高等教育機関間の学生移動には、規模の拡大と移動パターンの多様化が起こっている。短期高等教育機関（短期大学、高等専門学校等）から大学への編入学のみならず、4年制大学間の転学もかなり広範に普及している。転学者は全編入学者の2割を占める。だが、転学は明確な制度上の定員設定に基づくものではなく、転学者に対するカリキュラムや履修上の措置も十分とはいえない状況にある。
- (3) 編入学に関しては、①定員設定によらずに欠員補充方式を利用しながら編入学者の受け入れを行なう大学（特に私立第1世代大学）、②定員設定率が高く、編入定員が入学定員全体のある程度の割合を占める大学（私立第2、第3世代大学）、③主に定員設定に基づいて編入学者の受け入れを行なう大学（国立大学）など、大学類型ごとに一定の特徴がみられる。
- (4) 受け入れ大学による編入学者の既修得単位の認定方法は、①個別認定方式、②包括認定方式、③個別認定と包括認定の併用方式、の三種類に区分できる。個別認定方式とは、授業科目の履修に伴う学習「量」と「内容」の等価性を考慮して、個別に単位の読み替えを行なう方法である。他方、包括認定は既修得科目の内容の個々の対応関係を問わずに、単位を一括して認定する方法である。短期大学からの編入学を認めている大学・学部のうち、全体の54%は包括認定を実施している。その実施率は設置年代の新しい私立第2、第3世代大学で高く、編入学者の受け入れに積極的な大学ほど包括認定を実施している傾向がみられる。
- (5) 現行の大学設置基準は、卒業要件124単位以上のほぼ半分にあたる60単位までを、単位互換制度にもとづく他大学等での履修により修得することを可能としている。他校での履修を認められた学生数は1年次在学者数に比すると3%程度にすぎないが、国内における単位互換制度は1990年代以降に急速に拡大している。
- (6) 国際的な学生交流については、外国人留学生の短期（1年未満）受け入れに積極的な大学類型（国立大学、私立第1世代ニッチ大学）と、日本人学生の長期（1年以上）送り出しに積極的な大学類型（国立中央大学、私立第1世代中核大学）に特徴がみられる。しかし、両者の大学類型は一致していない。また、国を越えた学生移動は海外の大学との留学協定によるものとは限らず、留学協定の締結率は私立の新世代大学においてとくに単位互換を伴う協定の締結率が低くなっている。日本人学生が留学先で行なった学修の帰国後の取り扱いには、単位認定の方法などの整備に課題が残されている。

- (7) 学生に対する支援体制については、留学生への支援は多くの大学で積極的に行なわれている一方で、編入学者や社会人学生への支援体制の整備は遅れている。ただし詳細にみると、留学生に対する支援体制もさまざまな問題を抱えている。

学生の流動化が日本においても1990年代以降に広がりを見せたことは、第1章で示したとおりである。それは一方で、1991年のいわゆる大学設置基準の大綱化に端を発する教育課程の編成方法の多様化と、他方で18歳人口の減少に伴う高等教育進学者数の減少と軌を一にして進行してきた。周知のとおり大学設置基準の大綱化によって、各大学は独自の教育理念・目的のもとにカリキュラムを自由に設計することが可能になった。しかも1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が謳った「個性が輝く大学」をめざして、個別大学のカリキュラム編成はますます多様化する傾向にある。だが、こうした学士課程カリキュラムの改革の根底として忘れてはならないのは、個々の大学が自ら授与する学士の学位の質を保証することを前提に、それにふさわしい体系的な教育課程の編成に責任を負うという視座である。

そうした前提に立つならば、編入学者など移動学生の受け入れに当たっても、各大学は自ら設計した教育課程の内容と体系性に照らして既修得単位を判断し、責任をもって認定することが重要であろう。ところが本稿の調査結果が明らかにしたところによれば、編入学者等の受け入れに積極的な大学ほど、既修得科目の内容を問わずに「量」のみに着目して単位を認定する包括認定を実施している。その背後には、18歳人口の減少に伴う入学者減を補完する形での、編入学者の獲得戦略という大学側の経営行動が窺えることはいうまでもない。

今後、国内のみならず国境を越えて学生の移動が広汎に進展することが予想される。こうした学生の流動化に対して、日本の大学が自らの学士学位とその基礎となる学士課程教育の質を保証するには、横断的な共通の仕掛けが不可欠である。とくに、各大学が自らの教育課程の体系性（一般教養教育科目、専門基礎科目、専門科目等の関連性）を明示し、それに応じて授業科目の種類・レベル等がわかるような分類番号を付してシラバスで公開するなど、科目・単位情報の共通フォーマット化を図ることはその一案となろう。このように単位認定作業の円滑な実施を可能にする支援システムを早急に構築することが望まれる。

[ABSTRACT]

Impact of Student Mobility on Undergraduate Education in Japan: Findings of a Survey on Bachelor Degree Programs

YOSHIKAWA Yumiko*, HAMANAKA Yoshitaka*, HAYASHI Mio**
and KOBAYASHI Masayuki***

This work aims to show that Japanese higher education requires a more reliable transfer policy which can be put into practice to maintain the quality of credits for baccalaureate degrees. The expansion of student mobility and transfers to other institutions of learning are a challenge to the consistency of bachelor's degree programs. A key issue is how credit transfers can be managed, especially the comparability of the credits to be transferred and their compatibility in relation to the programs offered by the receiving institution.

From this point of view, we have conducted a questionnaire survey to all university departments providing undergraduate programs in 2002. Of these, 77.4% responded to our questionnaire. Among the main findings of our survey:

- Transfers in higher education in Japan have steadily increased since the 1990s and they have become more varied in form. In addition to vertical transfers from a two- or three-year college (junior college, college of technology or specialized training college) to a four-year university, a number of students now move from one university to another. Such horizontal transfers now account for 20 percent of all transfers;
- Universities are ultimately responsible for decisions regarding the admission of transfer students and the acceptance or non-acceptance of the credits earned before. The transferability of such credits depends on how they are determined by the receiving institution. Some faculties may scrutinize the equivalency of the courses and programs that transfer students have completed, while others may value the number of earned credits, irrespective of the comparability of their programs. According to our survey, about 54 percent of universities which admit junior college graduates accept credits on the basis of the work load (study hours) and not one-to-one credit evaluation. Private universities established after the 1970s tend to take this approach;
- Increasing numbers of students are moving between institutions in Japan and overseas. Institutions, however, are having difficulty in the determination and evaluation of the credits to be transferred. The majority of universities have not yet participated in the UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific) initiative, nor have used the UMAP Credit Transfer Scheme (UTCS) which would facilitate student mobility.

* Associate Professor, Faculty for the Assessment and Research of Degrees, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

** Doctorate Course, Graduate School of Education, The University of Tokyo

*** Associate Professor, Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo

In conclusion, it is proposed that new methods of managing credit transfers need to be devised, e.g., each institution can assign a number to a course indicating the level of study, and this information would then be made available in the collage syllabus or catalog for purposes of review and evaluation.